

## 性能維持施設に係る原子力規制庁殿のご質問に対する回答

Q 1 : 性能維持施設の機能・性能に必要な設備の維持台数について、第 1 段階では「既許可」通りと  
していたが、第 2 段階では「機能・性能に必要な最低台数」としている。廃止措置の第 2 段階の  
安全確保の基本的考え方について示すとともに、その考え方に沿って性能維持施設がどうあるべ  
きかを回答すること。

A 1 : 廃止措置の第 2 段階前半のプラント状態は、原子炉から全ての使用済み燃料が燃料池に貯  
蔵が完了し、燃料の冷却材として使用した放射化ナトリウムはタンク等にドレン・固化した状態とし  
ており、原子炉内と炉外燃料貯蔵槽内に残すのみの状態である。

また、作業としては、原子炉容器内 SsL 液位によるしゃへい体等取出し、水・蒸気系等設備のう  
ちタービン設備等の一部解体を計画している。

この第 2 段階前半の安全確保の基本的考えは、図 1 に示すとおりであり、

1) 第 1 は、残る原子力災害を防止すること。

具体的には、燃料池の使用済み燃料の冷却を継続すること。使用済み燃料及び放射化ナ  
トリウムからの過度な放射線被ばくを防止又は緩和すること。大規模損壊に対応することである。

2) 第 2 は、錯綜する廃止措置作業の安全を確保し、効率的かつ合理的な作業計画とする  
ことである。

3) 第 3 は、廃止措置工程を安全かつ確実に進めること。

具体的には、原子炉容器内 SsL 液位によるしゃへい体等取出しを安全かつ確実にを行う。

この安全確保の基本的考えに沿って、第 2 段階の性能維持施設の維持台数は、

1) 第 1 の原子力災害の防止においては、対応に万全を期するため、第 1 段階と同じ台数を  
維持する。

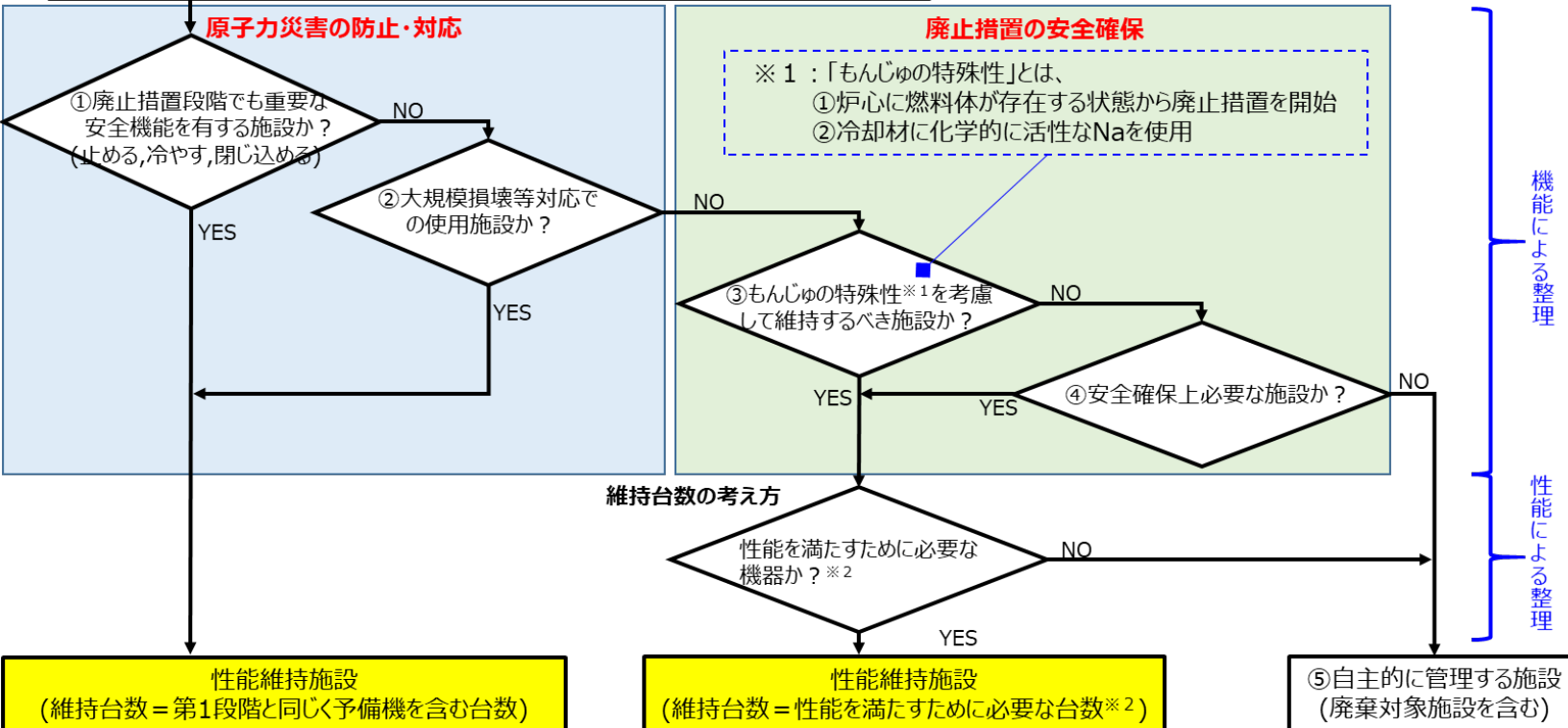
2) 第 2 の廃止措置の安全確保については、資源の効率的かつ合理的な配分を行うため、  
「機能・性能に必要な最低台数」とする。

3) 第 3 のしゃへい体等取出し作業については、ナトリウム純度低下が生じた場合でもリカバリプ  
ランを設け、これに用いる性能維持施設は、第 1 段階と同じ台数を維持する。

**性能維持施設の維持台数の基本方針**

- ①原子力災害を防止する。
- ②錯綜する廃止措置作業の安全を確保し、効率的かつ合理的な作業計画とする。
- ③廃止措置工程を安全かつ確実に進める。

・発電用原子炉施設(既往の許認可に基づく施設)  
 ・保守管理の対象としている設備類(緊急安全対策として整備するものを含む。)



※2: 工程遅延リスク回避のために必要なリカバープラン設備は除く。(第1段階と同じ台数を維持する。)

図1.性能維持施設の維持台数の考え方

Q1-1：廃止措置の安全確保に係る性能維持施設の維持台数を「機能・性能に必要な最低台数」とするメリットは？

A：廃止措置の安全確保に係る性能維持施設の維持台数を「機能・性能に必要な最低台数」とすることによって、定期事業者検査で厳格に管理すべき性能が明確になります※。

なお、自主的に管理する施設は、準備が整い次第、解体に移行することができます。

※：コールドトラップ温度制御機能に対する検査では、2台の1次系 C/T ブロワを検査対象としているが、当該機能を満足させるために必要な C/T ブロワの台数は1台であり、1台は自主管理施設となる。過去の事例として、第1回施設定期検査（第1回事業者自主検査）では、1次系 C/T ブロワA号機が故障し、検査期間内での復旧が困難となった際、故障したA号機を検査対象から除外するとともにB号機1台の検査合格をもって検査を完了している。

Q2：今回申請の中で、燃料池水浄化設備の脱塩器の削除のように、既許可の設備（装置）自体を削除するものがあれば、きちっと全て説明してもらいたい。

A2：第 6-1 表の“維持台数”欄に範囲を限定する記載があるものを抽出した結果は以下のとおりです。燃料池水浄化設備の脱塩器以外に予熱計装設備の液体ナトリウムの充填範囲以外を除くような記載を追加していますが、予熱計装設備の予熱・保温機能の範囲は、液体ナトリウムの充填範囲に限られることから、これを明確にするために追記したものです。それ以外に同様のものがないことを確認致しました。

第 6 - 1 表 性能維持施設（抜粋）

設備（建物）名称	維持台数	機能
燃料池水冷却浄化装置	2 系統（脱塩器を除く）	冷却機能 （燃料池の水冷却機能）
		浄化機能 （燃料池の水浄化機能）
予熱計装設備	1 式（液体ナトリウムの充填範囲）	予熱・保温機能 （予熱・保温機能）

なお、燃料池水冷却浄化装置は、脱塩器を使用しない運用に変更しようとしたが、水質を確実に維持し、燃料体被覆管の健全性に万全を期すため\*1、第 1 段階と同様に脱塩器を維持することに変更致します。

\* 1：燃料体等は、高速実験炉「常陽」の照射後試験結果を踏まえ、2018 年度に貯蔵した 86 体の燃料体を除き、缶詰缶を使用せず、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵している。第 2 段階では、しゃへい体等の処理により、燃料池の水質に影響を与える可能性がある。よって、第 1 段階と同様に浄化機能をもつ脱塩器、プレコートフィルタの両方を性能維持することで、確実に水質を維持管理する。（燃料池水冷却浄化装置の系統は図 2 参照。）

燃料池水冷却浄化装置は、燃料池水の水温を所定の温度以下に保ち、燃料池水中の放射性物質、腐食生成物、コロイド状物質等をろ過除去し、水質を維持するとともに脱塩を行い燃料池内の燃料池水の電導度を規定値以下に維持する装置。  
 浄化系に圧送された燃料池水は、プレコートフィルタでろ過脱塩し、その一部を脱塩器で脱塩して燃料池に戻す循環ループを構成している。

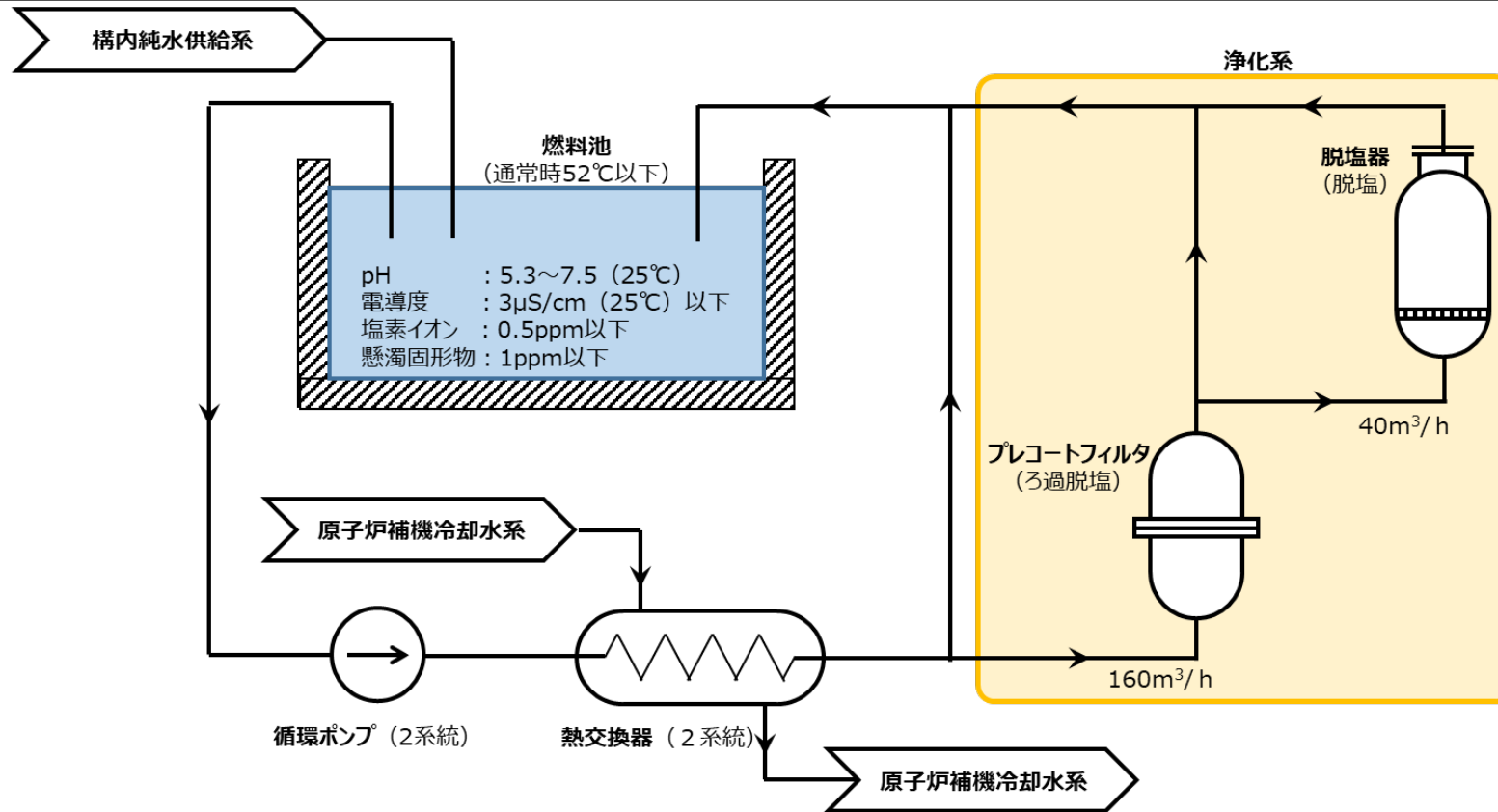


図 2 .燃料池水冷却浄化装置の系統

Q3 : 1次主循環ポンプ M-G セットは第1段階の最初から不要となっているが、今回冷却が不要となった記述と読めるが、正しいか？

変更前の第6-1表で1次主循環ポンプの「既許可どおり」は、どの範囲なのか？（ポンプ+主電動機+PP+MGセット？）

1次主循環ポンプ M-G セットは廃棄対象施設と別表-1の備考に記しているが、既許可の範囲から切り離すことができるのか？

例えば、第6-1表の1次主循環ポンプは、「M-G セットは除く」と記すべきでないか？

他に、既許可通りの範囲から今回変更になるものはないことの結果を示してほしい。

A3 : 第6-1表の1次主冷却系循環ポンプの維持機能は「ナトリウムの保持機能」と「ナトリウムの酸化防止機能」です。

一方、1次主冷却系循環ポンプ M-G セットは出力運転時の1次主冷却系流量制御に用いる設備（主モータに電源を供給する設備）であり、1次主冷却系循環ポンプの維持機能に該当するものがなく、第6-1表に記載した1次主冷却系循環ポンプの範囲には含まれていません。

第6-1表 性能維持施設（抜粋）

設備（建物）名称	維持台数	機能
1次主冷却系循環ポンプ	3台	ナトリウムの保持機能 （原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能）
		ナトリウム酸化防止機能 （不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能））

なお、性能維持施設と既許認可や維持機能との関係については、QMS（定期事業者検査実施要領（MQ824-13））に従い、『定期事業者検査要領書整理表』にて詳細に整理しています。

第6-1表の性能維持施設の記載内容が上記の『定期事業者検査要領書整理表』と相違ないことを確認し、その他機器の記載に内容（性能維持施設の範囲）についても妥当であると判断しています。

以上

定期事業者検査要領書整理表

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工段(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
1	燃料取扱設備の系統運転性能検査	1-2-1	遮蔽機能確認検査	しゃへいプラグ	34	しゃへいプラグ	燃料を安全に取り扱う機能	・炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能	(熱遮蔽材) 第二十三条 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉容器には、これを防止するため熱遮蔽材を施設しなければならない。  (生体遮蔽等) 第四十一条 2項 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより生体遮蔽を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	・炉心からの放射線と熱のしゃへいを行う。	1.4 原子炉容器 (3) 原子炉容器付属構造物 (a) しゃへいプラグ(第4回申請) 固定プラグ上板 最高使用温度 100°C 回転プラグ上板 最高使用温度 100°C	・設定値リスト(G75-020-01) 固定プラグ上板温度高 70°C以上 回転プラグ上板温度高 70°C以上  ・設定値リスト(G75-821-01) R/Bガンマ線エリアモニタ1 放射線当量率高 5.00 × 10 <sup>-2</sup> mSv/h  機器設計仕様書(D36-026-01) しゃへいプラグ本体 ・炉心、冷却材及び原子炉カバーガスからの放射線をしゃへいする。 ・炉内からのふく射・対流・伝導による伝熱をしゃへいする。	遮蔽機能確認検査 燃料交換機能確認検査の前に、以下を確認する。  (放射線遮蔽) ・R/Bガンマ線エリアモニタ1の指示値が、5.00 × 10 <sup>-2</sup> mSv/h未満であること。  (熱遮蔽) ・固定プラグ上板温度、回転プラグ上板温度の指示値が、70°C未満であることを確認する。	・(放射線遮蔽) R/Bガンマ線エリアモニタ1の指示値が、5.00 × 10 <sup>-2</sup> mSv/h未満であることを確認する。  (熱遮蔽) ・固定プラグ上板温度、回転プラグ上板温度の指示値が70°C未満であることを確認する。	検査③ 立会	○
		1-3-3	警報検査(原子炉容器計装)	プロセス計装	166	原子炉容器計装	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度等の測定・監視機能	—	・しゃへいプラグ温度、回転プラグフリーズシール温度等を記録し、設定値に達すれば警報を発する。	—	計測リスト(G61-020) ・026_TR001(ch15,16,17) ・026_TR003(ch9-12,20-22) 計測ループの精度は計測リスト(G61-020)、取説(D28-*T-HNDL-15)から算出 精度: ±1.65%F.S.  設定値リスト(G75-020-01) 固定プラグ上板温度高 70°C以上 回転プラグ上板温度高 70°C以上 フリーズシール温度高 170°C以上 計測ループの精度は計測リスト(G61-020)、取説(D28-*T-HNDL-15)から算出 精度: ±3°C	警報検査 燃料交換機能確認検査の前に、以下を確認する。  ・固定プラグ上板温度、回転プラグ上板温度、フリーズシール温度について、模擬信号を入力し、計器への出力が所定の精度内にてチャートに記録されることを確認する。  ・模擬信号を入力し、燃料取扱操作盤に所定の精度内にて「回転プラグ上板温度高」、「フリーズシール温度高」及び「フリーズシール減値」の警報が発報することを確認する。	・各計装が所定の精度内にてチャートに記録されること。  ・模擬信号により所定の精度内にて燃料取扱操作盤にて警報が発報すること。	検査① 立会	○
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	しゃへいプラグ	33	しゃへいプラグ	燃料を安全に取り扱う機能	・回転プラグの回転機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。	・燃料交換時には回転プラグの回転と燃料交換装置の回転により、燃料交換装置グリップを炉心並びに炉内ラックの任意の位置及び炉内中継装置の位置に移動させる。	—	—	【回転プラグの回転機能】 施設番号: 33 ・回転プラグ旋回にて、以下を確認する。 ① 回転プラグが指定された炉心アドレス装荷位置に停止すること。 ② 回転プラグがIVTM受渡位置に停止すること。	【回転プラグの回転機能】 施設番号: 33 ・回転プラグ旋回にて、以下の状態になること。 ① 回転プラグが指定された炉心アドレス装荷位置に停止すること。 ② 回転プラグがIVTM受渡位置に停止すること。	1-4-1 検査① 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象																											
1	燃料取扱設備の系統運転性能検査	1-3-2	インターロック検査	燃料交換設備	108	燃料交換装置	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。	・燃料交換装置は、原子炉容器内で炉心構成要素の移送を行う。本装置の主な機能は次の通りである。 (i) 回転プラグの回転と連動して、燃料交換装置本体を炉心構成要素の頂部に位置決めする機能 (ii) 炉心部から1体の炉心構成要素を吊上げる際に、周囲の炉心構成要素の浮上りを防ぐ機能 (iii) 炉心構成要素を吊上げ、その入る機能 (iv) 炉心構成要素を爪でつかむ機能	4.燃料設備 (1)燃料交換装置(第4回申請)種類 ハンタラフ型固定7m式容量 炉心構成要素1体分/回	-	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:108.109 ・ホールドダウンアーム旋回にて、ホールドダウンアームが指定された炉心アドレス装着位置に停止することを確認する。 ・FHM本体グリッパ昇降時、以下を確認する。 ①ホールドダウンアーム昇降位置「下限」が点灯すること。 ②FHM本体グリッパが炉心頂部に位置決めすること。 ③FHM本体グリッパ「つかみ」が点灯すること。 ④FHM本体グリッパ「旋回点」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:108 燃料交換装置が炉心構成要素等1体保持状態において、グリッパ上昇(低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*1にて確認する。 *1:FHM本体グリッパ昇降荷重A、B	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:108.109 ・ホールドダウンアーム旋回にて、ホールドダウンアームが指定された炉心アドレス装着位置に停止することを確認する。 ・FHM本体グリッパ昇降時、以下を確認する。 ①ホールドダウンアーム昇降位置「下限」が点灯すること。 ②FHM本体グリッパが炉心頂部に位置決めすること。 ③FHM本体グリッパ「つかみ」が点灯すること。 ④FHM本体グリッパ「旋回点」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:108 燃料交換装置が炉心構成要素等1体保持状態において、グリッパ上昇(低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*1にて確認する。 *1:FHM本体グリッパ昇降荷重A、B	1-3-2 検査① 立会  1-4-1 検査① 立会(一部記録確認)	○																											
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料交換設備													109	燃料交換装置	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能							【燃料体の保持・回転移送機能】 施設番号:110 ・ホールドダウンアーム旋回停止後、ホールドダウンアームがIVTM受渡位置であることを確認する。 ・FHM本体グリッパ昇降時、以下を確認する。 ①FHM本体グリッパがIVTM頂部に位置決めすること。 ②FHM本体グリッパ「はなし」が点灯すること。	【燃料体の保持・回転移送機能】 施設番号:110 ・ホールドダウンアーム旋回停止後、ホールドダウンアームがIVTM受渡位置であることを確認する。 ・FHM本体グリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①FHM本体グリッパがIVTM頂部に位置決めすること。 ②FHM本体グリッパ「はなし」が点灯すること。	検査① 立会(一部記録確認)	○													
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料交換設備													110	燃料交換装置	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊下し機能							【燃料体の吊下し機能】 施設番号:110 ・ホールドダウンアーム旋回停止後、ホールドダウンアームがIVTM受渡位置であることを確認する。 ・FHM本体グリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①FHM本体グリッパがIVTM頂部に位置決めすること。 ②FHM本体グリッパ「はなし」が点灯すること。	【燃料体の吊下し機能】 施設番号:110 ・ホールドダウンアーム旋回停止後、ホールドダウンアームがIVTM受渡位置であることを確認する。 ・FHM本体グリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①FHM本体グリッパがIVTM頂部に位置決めすること。 ②FHM本体グリッパ「はなし」が点灯すること。	検査① 立会(一部記録確認)	○													
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料交換設備													113	炉内中継装置	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能							【燃料体の保持・回転移送機能】 施設番号:113.114 ・IVTM旋回にて、IVTM旋回位置「右側ラック出入機位置」または「左側ラック出入機位置」が点灯することを確認する。	【燃料体の保持・回転移送機能】 施設番号:113.114 ・IVTM旋回にて、IVTM旋回位置「右側ラック出入機位置」または「左側ラック出入機位置」が点灯することを確認する。	検査① 立会(一部記録確認)	○													
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料交換設備													114	炉内中継装置	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の回転移送機能									検査① 立会(一部記録確認)	○													
		1-3-2	インターロック検査	燃料出入設備													116	燃料出入設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能	・使用済炉心構成要素を炉内中継装置から原子炉容器外へ取出し、炉外燃料貯蔵設備へ移送する機能と、新炉心構成要素を炉内中継装置へ移送する機能を有する。	4.燃料設備 (1)燃料出入設備(第9回申請)種類 強制冷却キャスク搭載型自走式容量 炉心構成要素1体分/回(間接冷却容量 17kW)(直接冷却容量 2.2kW)	系統設計仕様書(D31-520) 燃料出入設備は原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物間を走行し、原子炉建物、原子炉補助建物およびメンテナンス・廃棄物処理建物に設けられている下記の設備(以下「受渡し設備」という。)間で、炉心構成要素(単体)(中性子要素を含む)燃料移送ポット・炉心構成要素を収納した燃料移送ポットを燃料貯蔵設備へ移送する。在話中・PIE燃料輸送キャスクプラグ・中性子源キャスクプラグ・燃料出入機本体のドリフトパンの移送(つかみ・吊り上げ・保持・走行・発熱を有する炉心構成要素の冷却・吊り降ろし・離し)及び受渡し設備との接続・切り離しを行うこと	4.燃料設備 (1)燃料出入設備(第9回申請)種類 強制冷却キャスク搭載型自走式容量 炉心構成要素1体分/回(間接冷却容量 17kW)(直接冷却容量 2.2kW)	-	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:116.117 ・燃料出入機本体Aグリッパ昇降時、以下を確認する。 ①「本体Aグリッパ爪つかみ」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパ上限」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:116 燃料出入機本体Aが炉心構成要素等入り燃料ポット1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*2にて確認する。 *2:燃料出入機本体Aグリッパ昇降トルク1~4	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:116.117 ・燃料出入機本体Aグリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①「本体Aグリッパ爪つかみ」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパ上限」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:116 燃料出入機本体Aが炉心構成要素等入り燃料ポット1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作すること。 *2:燃料出入機本体Aグリッパ昇降トルク1~4	1-3-2 検査① 立会  1-4-1 検査① 立会(一部記録確認)	○														
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料出入設備																										117	燃料出入設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能							【燃料体の吊下し機能】 施設番号:118 ・燃料出入機本体Aグリッパ昇降時、以下を確認する。 ①「本体Aグリッパ下限」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパはなし」が点灯すること。	【燃料体の吊下し機能】 施設番号:118 ・燃料出入機本体Aグリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①「本体Aグリッパ下限」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパはなし」が点灯すること。	検査① 立会(一部記録確認)	○
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料出入設備																										118	燃料出入設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊下し機能							【燃料体の吊下し機能】 施設番号:118 ・燃料出入機本体Aグリッパ昇降時、以下を確認する。 ①「本体Aグリッパ下限」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパはなし」が点灯すること。	【燃料体の吊下し機能】 施設番号:118 ・燃料出入機本体Aグリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①「本体Aグリッパ下限」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパはなし」が点灯すること。	検査① 立会(一部記録確認)	○
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料交換設備																										112	燃料交換装置	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	(ナトリウムの取扱い) 第四十八条 2項 ナトリウムを取り扱う系統は、原則として密閉したものとし、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造としなければならない。	【燃料交換設備】 【炉内中継装置】 ・気密性を有する。  【燃料出入設備】 ・気密機能を有する。	設定値リスト(G75-150) ・シート48 第1回 ・設備別運転手順書 原子炉容器カバーガス圧力制御 原子炉容器カバーガス圧力制御 範囲2.94kPa(300mmHgO)~4.90kPa(500mmHgO) 許容範囲±0.25kPa	【不活性ガス圧力の正圧保持機能】 施設番号:112.115 ・FHM本体グリッパ昇降時、原子炉容器カバーガス圧力が所定の範囲内(2.69kPa~5.15kPa)であることを確認する。 ・燃料出入設備と接続時、原子炉容器カバーガス圧力が所定の範囲内(2.69kPa~5.15kPa)であることを確認する。	【不活性ガス圧力の正圧保持機能】 施設番号:112.115 ・FHM本体グリッパ昇降時、原子炉容器カバーガス圧力が所定の範囲内(2.69kPa~5.15kPa)であることを確認する。 ・燃料出入設備と接続時、原子炉容器カバーガス圧力が所定の範囲内(2.69kPa~5.15kPa)であることを確認する。	検査① 立会(一部記録確認)	○			
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料交換設備																										115	炉内中継装置	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能									検査① 立会(一部記録確認)	○
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料出入設備																										120	燃料出入設備	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能							【不活性ガス圧力の正圧保持機能】 施設番号:120 ・床設備と接続していない状態にて、本体A内圧力が正圧(88kPa未満)であることを確認する。	【不活性ガス圧力の正圧保持機能】 施設番号:120 ・床設備と接続していない状態にて、燃料出入機本体A内圧力が正圧(88kPa未満)であることを確認する。	検査① 立会(一部記録確認)	○



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
1	燃料取扱設備の系統運転性能検査	1-4-1	燃料交換機能確認検査	燃料取扱設備操作室	157	燃料取扱設備操作室	燃料を安全に取り扱う機能	・プラント監視・操作機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。	・燃料取扱及び貯蔵設備機器の運転に必要な指示計、記録計、警報装置等の監視機器ならびに操作器等を設置する。	-	-	【プラント監視・操作機能】 施設番号:157 ・燃料交換運転に必要な計装計器について、点検計画に基づく計器校正記録を確認し、指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。 ・燃料交換運転に必要な計装計器を用いて、一連の燃料交換運転において炉心構成要素等の移送が円滑に行えることを確認する。 ・燃料交換運転に必要な燃料取扱設備操作室の故障表示窓を備える制御盤について警報テストを実施し、警報が発報すること、および故障表示窓が点灯すること、および故障表示窓が点灯することを確認する。また、状態表示窓についてランプチェックを実施し、点灯することを確認する。	【プラント監視・操作機能】 施設番号:157 ・燃料交換運転に必要な計器について、指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。 ・燃料交換運転に必要な計装計器を用いて、一連の燃料交換運転において炉心構成要素等の移送が円滑に行えること。 ・燃料交換運転に必要な燃料取扱設備操作室の故障表示窓を備える制御盤について警報テストを実施し、警報が発報すること、および故障表示窓が点灯すること、および故障表示窓が点灯することを確認する。また、状態表示窓についてランプチェックを実施し、点灯することを確認する。	検査① 立会(一部記録 確認)	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	燃料集合体	15	炉心燃料集合体	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	・炉内構造物は、原子炉容器に取り付けられ、炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、制御棒集合体中性子しゃへい体等からなる炉心を保持する。	-	-	炉心形状維持機能確認検査 一連の燃料交換運転 <sup>※</sup> を行い、炉心から炉心構成要素等を異常なく引抜きできることを確認する。 ※炉心構成要素等1体を炉心から炉外燃料貯蔵槽へ移送することを一連の燃料交換運転という。	・炉心から炉心構成要素等を異常なく引抜きできること。	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	燃料集合体	16	ブランケット燃料集合体	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	原子炉容器内構造物	17	炉内構造物	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	反応度制御設備	19	主炉停止系調整棒	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	反応度制御設備	22	後備炉停止棒	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	中性子源集合体	25	中性子源集合体	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	中性子しゃへい体及びサーベランス集合体	26	中性子しゃへい体及びサーベランス集合体	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	固定吸収体	27	固定吸収体	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-2	炉心形状維持機能確認検査	原子炉容器	29	原子炉容器	炉心形状の維持機能	・炉心形状の維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○
		1-2-3	未臨界維持機能確認検査	反応度制御設備	20	主炉停止系調整棒	未臨界維持機能	・未臨界維持機能	(反応度制御系統及び原子炉停止系統) 第三十五条3項 二 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できること。	・互いに独立な主炉停止系と後備炉停止系の2系統を有しており、それぞれがいかなる単一故障を想定しても炉心を臨界未満にでき、かつ低温状態で臨界未満を維持できる。	-	保安規定第14条 原子炉の運転停止に関する恒久的な措置として、当直長は1日に1回、次の事項を確認する。 (2) 「制御棒と制御棒駆動軸が切り離されている状態」が継続していること。	未臨界維持機能確認検査 燃料交換運転前に制御棒がデラッチ状態であることを、保安規定第14条に定める恒久的な措置が継続していることにより確認する。	・原子炉の運転停止に関する恒久的な措置により制御棒がデラッチの状態であること。	検査① 立会	○
		1-2-3	未臨界維持機能確認検査	反応度制御設備	23	後備炉停止棒	未臨界維持機能	・未臨界維持機能	-	-	-	-	-	-	検査① 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
1	燃料取扱設備の系統運転性能検査	1-1-1	計測制御系計装機能確認検査(その1)	原子炉容器内計装	164	原子炉容器ナトリウム液面計装	プラント状態の測定・監視機能	・炉内冷却材の液位測定・監視機能	(計測装置) 第二十三条2項 次に掲げる事項を計測する装置を施設。 三 制御棒の位置 四 一次冷却材に関する次の事項 ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位	・通常冷却材液位付近は、連続的に測定し、中央制御室にて指示又は記録するとともに液位の低又は高で警報を発する。	-	保安規定 第38条 原子炉容器に燃料が貯蔵されている期間において、原子炉容器のナトリウム液位及び温度は、別表38-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 低温停止中: EsL(NsL-4280mm)以上 燃料交換中: NsL-100mm以上  設定値リスト(G75-712) ①原子炉容器ナトリウム液位 低 原子炉トリップ: NsL-350mm ②原子炉容器ナトリウム液位 低 低原子炉トリップ: NsL-450mm ③原子炉容器ナトリウム液位低 警報: NsL-50mm ④原子炉容器ナトリウム液位高 警報: NsL+100mm  【計測ループの精度】 計測リスト(G61)、取扱説明書(D28)、計装品外形図(M75)から下記の通り算出。 原子炉容器ナトリウム液位(連続監視): ±1.11%FS 原子炉容器ナトリウム液位(CH III): ±1.11%FS	【測定機能確認検査】 模擬信号を入力し、所定の指示計器への出力が要求精度内にあることを確認する。  【警報機能確認検査】 模擬信号を入力し、模擬信号に対応する警報が発報することを確認する。	【測定機能確認検査】 各計装が所定のループ精度内にあること。  【警報機能確認検査】 模擬信号を入力し、中央制御室に模擬信号に対する警報が発報すること。	検査① 立会	○
		1-1-2	計測制御系計装機能確認検査(その2)	制御棒位置指示計装	165	制御棒位置指示計装	制御棒駆動機構の保持監視機能	・制御棒駆動機構の上限位置監視機能	・制御棒の位置は、全駆動ストロークにわたる位置を指示計により中央制御室で監視できるようにする。	-	保安規定 第14条 (原子炉の運転停止に関する恒久的な措置) (2)「制御棒と制御棒駆動軸が切り離されている状態」が継続していること	【制御棒位置指示確認検査】 制御棒がデラッチ状態であることを確認する。 また、「制御棒位置指示計装」において、原子炉モードスイッチが「燃料交換」の位置の時に、制御棒駆動機構が上限位置にあることを確認する。	【制御棒位置指示確認検査】 制御棒がデラッチであり、制御棒駆動機構が上限位置にあることを指示していること。	検査③ 立会	○	
		1-2-3	未臨界維持機能確認検査	炉外燃料貯蔵設備	122	炉外燃料貯蔵槽	放射性物質漏えい防止機能	・未臨界維持機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項 一 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。	・炉外燃料貯蔵槽の貯蔵ラックは、燃料集合体がたがいに接近しないようにする。	-	系統設計仕様書(D31-530) ・臨界防止対策 炉外燃料貯蔵槽回転ラックは、最大容量の燃料を収納しても、十分に未臨界性を維持できるような収納配列およびピッチとすること。	未臨界維持機能確認検査 一連の燃料交換運転 <sup>※</sup> を行い、炉外燃料貯蔵槽に炉心構成要素等を異常なく装荷できることを確認する。 ※炉心構成要素等1体を炉心から炉外燃料貯蔵槽へ移送することを一連の燃料交換運転という。	・炉外燃料貯蔵槽に炉心構成要素等を異常なく装荷できること。	検査① 立会	○
		1-3-1 1-3-4	プロセス計装機能確認検査(炉外燃料貯蔵槽)	炉外燃料貯蔵設備	124	炉外燃料貯蔵槽	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの液位監視機能	(警報装置等) 第四十六条2項 使用済燃料貯蔵槽の液温の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の液位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。  (計測装置) 第三十三条2項十四号 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 十四 使用済燃料貯蔵槽の液体の温度及び液位	・炉外燃料貯蔵槽の液位監視のための液位低警報を有する。	-	計測リスト(G61-531-01) ナトリウム液位計装 計測範囲:-2100mm~300mm ループ精度: ±3.16%(検出器除く)  設定値リスト(G75-531-01) EVST液位 低 設定値: NsL-200mm以下 ±50mm	・炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位計装に模擬信号を入力し、出力が所定の精度内にあることを確認する。  ・炉外燃料貯蔵槽液位の模擬信号(液位「低」)を入力し、警報装置(警報ランプ点灯および鳴動)が正常に動作することを確認する。	・炉外燃料貯蔵槽のナトリウム液位計装に模擬信号を入力し、出力が所定の精度内にあること。  ・炉外燃料貯蔵槽液位の模擬信号(液位「低」)を入力し、警報装置(警報ランプ点灯および鳴動)が正常に動作すること。	検査① 立会	○
1-3-1 1-3-4	プロセス計装機能確認検査(炉外燃料貯蔵槽)	炉外燃料貯蔵設備	125	炉外燃料貯蔵槽	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの温度監視機能	・ナトリウムの温度監視機能	・炉外燃料貯蔵槽の温度及び液位	-	-	計測リスト(G61-531-01) ナトリウム温度計装(上・中・下部) 計測範囲: 0~300℃ ループ精度: ±0.71%(検出器除く)  設定値リスト(G75-531-01) EVST上部温度 高 設定値: 250℃以上 ±10℃	・炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度計装に模擬信号を入力し、出力が所定の精度内にあることを確認する。  ・炉外燃料貯蔵槽温度の模擬信号(温度「高」)を入力し、所定の精度内にて警報装置(警報ランプ点灯および鳴動)が正常に動作することを確認する。	・炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度計装に模擬信号を入力し、出力が所定の精度内にあること。  ・炉外燃料貯蔵槽温度の模擬信号(温度「高」)を入力し、所定の精度内にて警報装置(警報ランプ点灯および鳴動)が正常に動作すること。	検査① 立会	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
1	燃料取扱設備の系統運転性能検査	1-4-1	燃料交換機能確認検査	炉外燃料貯蔵設備	127	炉外燃料貯蔵槽	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	—	・ナトリウムの凍結を防止するための電気ヒータ及び保温材が設置される。	—	設定値リスト(G75-531-01) EVST上部Na温度高 250℃以上 EVST上部Na温度低 170℃以下	【予熱・保温機能】 施設番号:127 ・炉心構成要素等取扱い後、EVST上部・中部・下部のNa温度が所定の範囲内(170℃超250℃未満)であることを確認する。	【予熱・保温機能】 施設番号:127 ・炉心構成要素等取扱い後、EVST上部・中部・下部のNa温度が所定の範囲内(170℃超250℃未満)であることを確認する。	検査① 立会(一部記録確認)	○	
		1-4-1	燃料交換機能確認検査	炉外燃料貯蔵設備	126	炉外燃料貯蔵槽	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	(ナトリウムの取扱い) 第四十八条2項 ナトリウムを取り扱う系統は、原則として密閉したものとし、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造としなければならない。	・炉外燃料貯蔵槽内の液面上はアルゴンガスで正圧に保持する。	—	設定値リスト(G75-536) 呼吸母管圧力 排気弁開: 7.85kPa(±0.20kPa) 給気弁開: 2.94kPa(±0.20kPa)	【不活性ガス圧力の正圧保持機能】 施設番号:126 ・燃料出入設備と炉外燃料貯蔵槽が接続時、炉外燃料貯蔵槽1次アルゴンガス系呼吸母管圧力が所定の範囲内(2.74kPa~8.05kPa)であることを確認する。	【不活性ガス圧力の正圧保持機能】 施設番号:126 ・燃料出入設備と炉外燃料貯蔵槽が接続時、炉外燃料貯蔵槽1次アルゴンガス系呼吸母管圧力が所定の範囲内(2.74kPa~8.05kPa)であることを確認する。	検査① 立会(一部記録確認)	○	
2	燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査	2-1-1	動力源喪失検査(燃料交換装置)	燃料交換設備	111	燃料交換装置	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の落下防止機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止すること。	・炉心構成要素をつかんだ状態で、駆動源が喪失しても安全側に保持されて炉心構成要素を落とすことのない設計とする。	施設番号:111 燃料交換装置(第4回申請分) 容量 炉心構成要素1体分/回	保安規定 第71条 3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、炉心構成要素等取替作業を行う場合、炉心構成要素等取替実施計画に基づく最初の炉心構成要素等取替作業を開始する前までに以下の各号を実施する。 (2) 燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 ①燃料交換装置及び燃料出入機本体Aの動力源喪失試験が完了していること。  保安規定第71条の2 3 当直長、燃料環境課長及び安全管理課長は、燃料処理・貯蔵作業を行う場合、燃料処理・貯蔵実施計画に基づく最初の燃料処理・貯蔵作業を開始する前までに以下の各号を実施する。 (2) 燃料環境課長は、次の事項を確認し、結果を廃止措置部長に報告するとともに、安全管理課長へ通知する。 ①燃料出入機本体A及びBの動力源喪失試験が完了していること。	・燃料取扱装置のうち、炉心構成要素をつかんだ状態で燃料体の落下防止機能が要求される機器は、燃料交換装置、燃料出入機本体A、燃料出入機本体B、燃料移送機、新燃料移送機である。 ・グリッパ下降中(高速・低速)にグリッパ駆動系の動力源(電源)を断とし、グリッパの下降が停止し、グリッパが炉心構成要素等を保持していることを確認する。  なお、燃料体の落下防止機能を確認するため、各機器について、以下の場所及び方法で炉心構成要素等をつかんで検査を実施する。  ○燃料交換装置 燃料交換装置については、炉内中継装置で中性子しゃへい体をつかんだ状態でグリッパを下降中(高速・低速)に、グリッパ駆動系の電源を断とし以下の状態確認によりグリッパの下降停止、中性子しゃへい体の保持を確認する。 ・FHM本体グリッパ「つかみ完了位置」ランプが点灯していること。 ・FHM本体グリッパ「つかみ」ランプが点灯していること。 ・FHM本体グリッパ昇降「停止」ランプが点灯していること。 ・FHM本体グリッパ昇降ストロークに変化がないこと。	○燃料交換装置 燃料交換装置本体グリッパの下降が停止し、中性子しゃへい体を保持していること。	検査① 立会	○	
		2-1-2	動力源喪失検査(燃料出入機本体A)	燃料出入設備	119	燃料出入設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の落下防止機能				施設番号:119 燃料出入設備(第5回申請分) 容量 炉心構成要素1体分/回		○燃料出入機本体A 燃料出入機本体Aについては、炉外燃料貯蔵槽で中性子しゃへい体入り燃料移送ポットをつかんだ状態でグリッパを下降中(高速・低速)に、グリッパ駆動系の電源を断とし以下の状態確認によりグリッパの下降停止、中性子しゃへい体入り燃料移送ポットの保持を確認する。 ・燃料出入機本体Aグリッパ「本体Aグリッパ「つかみ」ランプが点灯していること。 ・燃料出入機本体Aグリッパ運動運転指令PBLの「停止」ランプが点灯していること。 ・燃料出入機本体Aグリッパ昇降ストロークに変化がないこと。	○燃料出入機本体A 燃料出入機本体Aグリッパの下降が停止し、中性子しゃへい体入り燃料移送ポットを保持していること。	2-1-2 検査① 立会	○
		2-1-3	動力源喪失検査(燃料出入機本体B)														

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
2	燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査	2-1-4	動力源喪失検査(燃料移送機)	水中燃料貯蔵設備	147	燃料移送機	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の落下防止機能	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力源がなくなった場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器を設けることにより燃料体等の落下を防止できること。	炉心構成要素をつかんだ状態で、駆動源の喪失に対して安全側に保持されて炉心構成要素を落とすことの無い設計とする。	施設番号:147 燃料移送機(第5回申請分) 容量 炉心構成要素1体分/回		○燃料移送機 燃料移送機については、燃料貯蔵ラックで、模擬燃料集合体入り缶詰缶をつかんだ状態でグリッパを下降中(高速・低速)に、以下の状態確認によりグリッパの下降停止、模擬燃料集合体入り缶詰缶の保持を確認する。 ・燃料移送機グリッパ「燃料移送機グリッパつかみ」ランプが点灯していること。 ・燃料移送機グリッパ運動運転指令PBLの「停止」ランプが点灯していること。 ・燃料移送機グリッパ昇降ストロークに変化がないこと。	○燃料移送機 燃料移送機グリッパの下降が停止し、模擬燃料集合体入り缶詰缶を保持していること。	検査② 立会	○
		2-1-5	動力源喪失検査(新燃料移送機)	新燃料受入貯蔵設備	156	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の落下防止機能				施設番号:156 新燃料移送機(第5回申請分) 容量 炉心構成要素1体分/回		○新燃料移送機 新燃料移送機については、新燃料貯蔵ラックで、模擬中性子しゃへい体をつかんだ状態でグリッパを下降中(高速・低速)に、グリッパ駆動系の電源を断とし以下の状態確認によりグリッパの下降停止、模擬中性子しゃへい体を保持を確認する。 ・新燃料移送機グリッパ「新燃料移送機グリッパつかみ」ランプが点灯していること。 ・新燃料移送機グリッパ運動運転指令PBLの「停止」ランプが点灯していること。 ・新燃料移送機グリッパ昇降ストロークに変化がないこと。	○新燃料移送機 新燃料移送機グリッパの下降が停止し、模擬中性子しゃへい体を保持していること。	検査② 立会
3	使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査	3-2-1	燃料検査機能確認検査	燃料検査設備	135	燃料検査設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料検査機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。	・原子炉外に取出された燃料集合体の破損の有無を確認する。	燃料検査設備(第8回申請) 容量 炉心構成要素 1体分/回	系統設計仕様書(D31-541) 核分裂生成ガスを放出させるため負圧に保持できること。 燃料検査設備 γ線ガスサンプラ取扱説明書 サンプリング流量 7ℓ/min 計測リスト(G61-541) 単チャンネル: ±3.0%FS マルチチャンネル: ±2.0%FS 放射線検出方式 検出対象核種: 希ガス(133Xe・・81keVのγ線) 検出方式: NaIシンチレータ	安全計画に基づく直近の点検記録により、γ線ガスサンプラ放射能モニタについて、単チャンネル波高分析器系が、標準線源照射による測定誤差が±3.0%以内であることを確認する。 マルチチャンネルアナライザー系が、標準線源照射による測定誤差が±2.0%以内であることを確認する。 燃料検査設備の設備別操作手順書におけるリハーサル操作を実施し、一連の運転の中で以下の内容を満足すること。 ・検査槽を負圧に保持できること。 ・核分裂生成ガス循環ブロウを起動し、γ線ガスサンプラ出口流量が7ℓ/min以上であることを確認する。 ・γ線ガスサンプラの測定結果が表示画面に表示され、記録紙に記録されることを確認する。	γ線ガスサンプラ放射能モニタについて、単チャンネル波高分析器系が、標準線源照射による測定誤差が±3.0%以内であることを確認する。 マルチチャンネルアナライザー系が、標準線源照射による測定誤差が±2.0%以内であることを確認する。 燃料検査設備の設備別操作手順書におけるリハーサル操作を実施し、一連の運転の中で以下の内容を満足すること。 ・検査槽を負圧に保持できること。 ・核分裂生成ガス循環ブロウを起動し、γ線ガスサンプラ出口流量が7ℓ/min以上であることを確認する。 ・γ線ガスサンプラの測定結果が表示画面に表示され、記録紙に記録されること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
3	使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査	3-1-1	燃料処理貯蔵機能確認検査	燃料取扱設備操作室	157	燃料取扱設備操作室	燃料を安全に取り扱う機能	・プラント監視・操作機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。	・燃料取扱及び貯蔵設備機器の運転に必要な指示計、記録計、警報装置等の監視機器ならびに操作器等を設置する。		燃料取扱設備操作手順書(設備別)で確認する主要項目は以下のとおり。 ・本体A(B)グリッパ昇降ストローク ・本体グリッパ荷重 ・水中台車走行ストローク ・燃料移送機グリッパ昇降荷重 ・燃料移送機グリッパ昇降ストローク ・燃料移送機グリッパ昇降荷重 ・新燃料移送機グリッパ昇降荷重 ・地下台車走行ストローク 等	燃料処理貯蔵操作に必要な計装計器について、点検計画に基づく計器校正記録を確認し、指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。 燃料処理貯蔵操作に必要な計装計器を用いて、一連の燃料処理貯蔵運転において炉心構成要素等の移送が円滑に行えることを確認する。 燃料処理貯蔵操作に必要な故障表示窓を備える燃料取扱設備操作室の制御盤について警報テストを実施し、警報が発報すること、および故障表示灯が点灯することを確認する。	燃料処理貯蔵操作に必要な計装計器について、指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。 燃料処理貯蔵操作に必要な計装計器を用いて、一連の燃料処理貯蔵運転において炉心構成要素等の移送が円滑に行えることを確認する。 燃料処理貯蔵操作に必要な故障表示窓を備える燃料取扱設備操作室の制御盤について警報テストを実施し、警報が発報すること、および故障表示灯が点灯することを確認する。	検査② 立会(一部記録確認)	○
		3-1-1 3-6-1	燃料処理貯蔵機能確認検査 インターロック検査	燃料出入設備	116	燃料出入設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。	・使用済炉心構成要素を炉外燃料貯蔵設備から燃料処理設備及び水中燃料貯蔵設備へ移送する。	燃料設備 燃料出入設備(第5回申請分) 種類:強制冷却キャスク搭載型自走式 容量:炉心構成要素 1体分/回	系統設計仕様書(D31-520) 4.系統設計仕様 4.1.機能条件 燃料出入機本体 取扱対象物のつかみ・吊り上げ・収納・保持・吊り降ろし及び受渡し設備との接続・切り離し 5.2.系統仕様 (iv)吊上げ荷重:40kg <sup>1</sup> 以上 475kg <sup>2</sup> 以下/1体  *1:グリッパ駆動装置で検出可能な最低荷重 *2:グリッパで取り扱う最大荷重(炉心構成要素を収納した燃料移送ポット取扱時荷重)	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:116.117 ・燃料出入機本体A(B)昇降時、以下を確認する。 ①「本体Aグリッパつかみ」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパ上限」が点灯すること。 ③「本体Bグリッパつかみ」が点灯すること。 ④「本体Bグリッパ上限」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:116 ・燃料出入機本体Bが、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*1にて確認する。 *1:燃料出入機本体Bグリッパ昇降トルク1~4	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:116.117 ・燃料出入機本体A(B)昇降時、以下の状態になること。 ①「本体Aグリッパつかみ」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパ上限」が点灯すること。 ③「本体Bグリッパつかみ」が点灯すること。 ④「本体Bグリッパ上限」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:116 ・燃料出入機本体Bが、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*1にて確認する。 *1:燃料出入機本体Bグリッパ昇降トルク1~4	3-1-1 検査② 立会(一部記録確認) 3-6-1 検査② 立会	○
		3-1-1	燃料処理貯蔵機能確認検査	燃料出入設備	117	燃料出入設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能					【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:116 ・燃料出入機本体Bが、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*1にて確認する。 *1:燃料出入機本体Bグリッパ昇降トルク1~4	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:116 ・燃料出入機本体Bが、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*1にて確認する。 *1:燃料出入機本体Bグリッパ昇降トルク1~4	検査② 立会(一部記録確認)	○
		3-1-1	燃料処理貯蔵機能確認検査	燃料出入設備	118	燃料出入設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊下し機能					【燃料体の吊下し機能】 施設番号:118 ・燃料出入機本体A(B)昇降時、以下を確認する。 ①「本体Aグリッパ下限」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパはなし」が点灯すること。 ③「本体Bグリッパ下限」が点灯すること。 ④「本体Bグリッパはなし」が点灯すること。	【燃料体の吊下し機能】 施設番号:118 ・燃料出入機本体A(B)昇降時、以下の状態になること。 ①「本体Aグリッパ下限」が点灯すること。 ②「本体Aグリッパはなし」が点灯すること。 ③「本体Bグリッパ下限」が点灯すること。 ④「本体Bグリッパはなし」が点灯すること。	検査② 立会(一部記録確認)	○
		3-1-1	燃料処理貯蔵機能確認検査	燃料処理設備	136	燃料洗浄設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の洗浄機能		・原子炉より取り出された使用済炉心構成要素に付着したナトリウムを洗浄する。	燃料設備 燃料洗浄設備(第5回申請分) 種類:強制循環洗浄式 容量:炉心構成要素 1体分/回	系統設計仕様書(D31-550) 5.2.系統仕様 洗浄方式 使用済炉心構成要素を湿潤アルゴンガス洗浄した後、脱塩水により洗浄を行う。  流量 アルゴンガス循環系:500Nm <sup>3</sup> /h 脱塩水循環系:24m <sup>3</sup> /h	【燃料体の洗浄機能】 施設番号:136 ・洗浄運転にて、以下を確認する。 ①Arガス循環ブロウ入口流量が500Nm <sup>3</sup> /h以上であること。 ②燃料洗浄槽脱塩水入口流量が24m <sup>3</sup> /h以上であること。 ③洗浄槽脱塩水出口電導度が500µS/cm以下であること。	【燃料体の洗浄機能】 施設番号:136 ・洗浄運転にて、以下の状態になること。 ①Arガス循環ブロウ入口流量が500Nm <sup>3</sup> /h以上であること。 ②燃料洗浄槽脱塩水入口流量が24m <sup>3</sup> /h以上であること。 ③洗浄槽脱塩水出口電導度が500µS/cm以下であること。	検査② 立会(一部記録確認)	○
		3-1-1 3-6-1	燃料処理貯蔵機能確認検査 インターロック検査	水中燃料貯蔵設備	144	燃料移送機	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能		・燃料池上を移動し、燃料池内での炉心構成要素の移送を行う。	燃料設備 燃料移送機(第5回申請分) 種類:走行・横行式 容量:炉心構成要素 1体分/回	系統設計仕様書(D31-570) 4.系統設計仕様 燃料移送機 使用済炉心構成要素1体を水中台車~貯蔵ラック~燃料輸送容器(湿式キャスク、照射後試験用キャスク)間で水中移送できること。	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:144.145 ・燃料移送機グリッパ昇降時、以下を確認する。 ①「燃料移送機グリッパつかみ」が点灯すること。 ②「燃料移送機グリッパ上限」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:144 燃料移送機が、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*2にて確認する。 *2:燃料移送機グリッパ昇降トルク1~2	【燃料体の吊上げ・保持機能】 施設番号:144.145 ・燃料移送機グリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①「燃料移送機グリッパつかみ」が点灯すること。 ②「燃料移送機グリッパ上限」が点灯すること。  【インターロック検査】 施設番号:144 燃料移送機が、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*2にて確認する。 *2:燃料移送機グリッパ昇降トルク1~2	3-1-1 検査② 立会(一部記録確認) 3-6-1 検査② 立会	○
		3-1-1	燃料処理貯蔵機能確認検査	水中燃料貯蔵設備	145	燃料移送機	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能					【インターロック検査】 施設番号:144 燃料移送機が、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*2にて確認する。 *2:燃料移送機グリッパ昇降トルク1~2	【インターロック検査】 施設番号:144 燃料移送機が、模擬燃料集合体入り缶詰付1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを各信号*2にて確認する。 *2:燃料移送機グリッパ昇降トルク1~2	検査② 立会(一部記録確認)	○
		3-1-1	燃料処理貯蔵機能確認検査	水中燃料貯蔵設備	146	燃料移送機	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊下し機能					【燃料体の吊下し機能】 施設番号:146 ・燃料移送機グリッパ昇降時、以下を確認する。 ①「燃料移送機グリッパ下限」が点灯すること。 ②「燃料移送機グリッパはなし」が点灯すること。	【燃料体の吊下し機能】 施設番号:146 ・燃料移送機グリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①「燃料移送機グリッパ下限」が点灯すること。 ②「燃料移送機グリッパはなし」が点灯すること。	検査② 立会(一部記録確認)	○
		3-1-1	燃料処理貯蔵機能確認検査	水中燃料貯蔵設備	148	水中台車	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の水中移送機能		・使用済炉心構成要素は、燃料出入設備により水中台車に引渡され、燃料移送機にて移送される。	燃料設備 水中台車(第5回申請分) 種類:水中走行式 容量:炉心構成要素 1体分/回	系統設計仕様書(D31-570) 4.系統設計仕様 水中台車 使用済炉心構成要素1体を燃料出入設備受渡し位置から燃料移送機受渡し位置に水中で移送できること。	【燃料体の水中移送機能】 施設番号:148 ・水中台車走行停止後、グラフィック表示灯「燃料移送機側」が点灯することを確認する。	【燃料体の水中移送機能】 施設番号:148 ・水中台車走行停止後、グラフィック表示灯「燃料移送機側」が点灯することを確認する。	検査② 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
3	使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査	3-3-1	燃料池水冷却浄化機能確認検査	水中燃料貯蔵設備	142	燃料池水冷却浄化装置	冷却機能	・燃料池の水冷却機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項二号 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。	・燃料池水平均温度を52℃以下に保つ。	第5回申請 燃料池水冷却浄化装置循環ポンプ 定格容量：160m <sup>3</sup> /h/個	設計仕様書(D31-574)  5.3機器仕様 循環ポンプ ・設計流量：160m <sup>3</sup> /h	・熱交換器出口循環水流量が160m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・燃料池水温度が52℃以下であることを確認する。  ・燃料池水冷却浄化装置の運転状態に異常がないことを確認する。異常がないことは、循環ポンプから異音、異臭がないこと、水冷却浄化ラインを構成する機器の外表面及び接続する配管(可視範囲)の表面に著しい傷、打こん、クラック、漏えい等がないこと及びプレコートフィルタ、脱塩器の差圧が設定値以下であることをいう。	・熱交換器出口循環水流量が160m <sup>3</sup> /h以上であることを。 ・燃料池水温度が52℃以下であることを。  ・燃料池水冷却浄化装置の運転状態に異常がないこと。	検査② 立会	○
		3-3-1	燃料池水冷却浄化機能確認検査	水中燃料貯蔵設備	143	燃料池水冷却浄化装置	浄化機能	・燃料池の水浄化機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項四号ハ 使用済燃料その他高放射性的燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。	・燃料池水に含まれる固形及びイオン状不純物を除去し浄化する。	第5回申請 燃料池水冷却浄化装置プレコートフィルタ 容量：160m <sup>3</sup> /h/個  燃料池水冷却浄化装置脱塩器 容量 40m <sup>3</sup> /h/個	設定値リスト(G75-574) プレコートフィルタ出口循環水電導度 高警報 1.2μS/cm 脱塩器出口循環水電導度 高警報 1.2μS/cm プレコートフィルタ差圧 高警報 147kPa 脱塩器差圧 高警報 157kPa  化学管理手順書(MQ711-21) 燃料池の管理基準値 pH： 5.3～7.5 導電率：3μS/cm以下 濁度： 1ppm以下 塩素： 0.5ppm以下	プレコートフィルタ出口循環水電導度が1.2μS/cm未満であることを確認する。 脱塩器出口循環水電導度が1.2μS/cm未満であることを確認する。 プレコートフィルタ差圧が147kPa未満であることを確認する。 脱塩器差圧が157kPa未満であることを確認する。	プレコートフィルタ出口循環水電導度が1.2μS/cm未満であることを。 脱塩器出口循環水電導度が1.2μS/cm未満であることを。 プレコートフィルタ差圧が147kPa未満であることを。 脱塩器差圧が157kPa未満であることを。	検査② 立会	○
		3-5-1	燃料搬出設備機能確認検査	燃料搬出設備	149	燃料搬出設備	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料キャスク装荷機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。	燃料搬出設備は、使用済炉心構成要素を所外へ搬出するための燃料輸送キャスクを取扱う設備であり、キャスククレーン等より構成される。	第8回申請 キャスククレーン ・容量：(吊荷重)主巻130t	・機器設計仕様書(D36-842Y-X2002)  ・クレーン等安全規則	1)クレーン構造部に異常がないことを確認する。(異常とは下記のとおり) ・ガード：変形、亀裂 ・レール：変形、亀裂 ・トロリー：変形、亀裂 ・ワイヤー：断線、キンク ・ブレーキ：変形、脱落、亀裂 ・フックブロック：変形、亀裂 2)主巻動作(巻上下)に異常がないことを確認する。 3)走行動作(左右)に異常がないことを確認する。 4)横行動作(前後)に異常がないことを確認する。 5)クレーン動作時に非常停止ボタンを押しクレーンが正常に停止することを確認する。	1)クレーン構造部に異常がないこと。 2)主巻動作(巻上下)に異常がないこと。 3)走行動作(左右)に異常がないこと。 4)横行動作(前後)に異常がないこと。 5)クレーン動作時に非常停止ボタンを押しクレーンが正常に停止すること。	検査③ 立会又は記録確認	○
		3-4-1	窒素雰囲気維持機能確認検査	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	263	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気維持機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条第1項 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	添付書類ハ 14.2.3.3(5) 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置は、炉外燃料貯蔵槽室等、燃料取扱及び貯蔵設備の窒素雰囲気の対象室を所定の窒素雰囲気に維持する。	-	・系統設計仕様書(D31-671) 対象室の酸素濃度：3%以下であること。  <対象室> 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置： A-185 EVST1次ドレンタンク室 A-186 EVST1次オーバーフロータンク室 A-190 EVST1次汲上ポンプ室 A-370 炉外燃料貯蔵槽室 A-371 EVST1次純化系室 A-372 EVST1次コールドトラップ室 EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気調節装置： ①EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中、EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気調節装置の対象室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。 ②前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。  EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気調節装置： ①EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中、EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気調節装置の対象室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。 ②前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置： ①燃料取扱設備室窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中、燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置の対象室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。 ②前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。  EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気調節装置： ①EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中、EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気調節装置の対象室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。 ②前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置： ①燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置の対象室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であること。 ②前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを。	検査① 立会	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置：○ EVST冷却系共通配管室窒素雰囲気調節装置：× 当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
4	炉外燃料貯蔵槽冷却設備の系統運転性能検査	4-2-1	炉外燃料貯蔵槽1次補助設備運転性能検査	炉外燃料貯蔵設備	131	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項四号ハ 使用済燃料その他高放射性的燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。	・ナトリウムに含まれる不純物を除去し浄化する。	第4回申請 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系コールドトラップ 定格容量:5.5m <sup>3</sup> /h/個 個数:2個	原子炉施設保安規定 第25条 別表25-1 ・ナトリウム純度:10ppm以下	EYST汲上純化運転中において下記を確認する。 ・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系のPL計オリフィスNa温度が194℃以下であることを確認する。 ・炉外燃料貯蔵槽2次補助ナトリウム系のC/T A下部Na温度が194℃以下であることを確認する。 ・窒素ガス循環プロフ(計2台)の運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。(1台が運転、1台が待機であるため、検査時に切替操作を実施し、確認する。また、可視範囲でC/Tを冷却する窒素ガスの循環ラインに変形、腐食孔がないこともあわせて確認する。)	・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系のPL計オリフィスNa温度:194℃以下 ・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系のC/T A下部Na温度:194℃以下 ・窒素ガス循環プロフの運転状態に異常がないこと	4-2-1 検査① 立会	4-2-1:○ 4-2-2:× 当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない	
		4-2-2	炉外燃料貯蔵槽2次補助設備運転性能検査													炉外燃料貯蔵槽冷却設備
4	炉外燃料貯蔵槽冷却設備の系統運転性能検査	4-2-1	炉外燃料貯蔵槽1次補助設備運転性能検査	炉外燃料貯蔵設備	132	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	ナトリウムの浄化機能	・ナトリウムの移送機能 (燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項四号ハ 使用済燃料その他高放射性的燃料体の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。	・ナトリウムに含まれる不純物を除去し浄化する。	第4回申請 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系汲上ポンプ 定格容量:5.6m <sup>3</sup> /h/個 個数:1個	-	EYST汲上純化運転中において下記を確認する。 ・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系汲上ポンプ出口Na流量が5.6m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系汲上ポンプの運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。 ・「EVST系Na漏えい」警報が発報していないことを確認する。	・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系汲上ポンプ出口Na流量:5.6m <sup>3</sup> /h以上 ・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系汲上ポンプの運転状態に異常がないこと ・「EVST系Na漏えい」警報が発報していないこと	4-2-1 検査① 立会	4-2-1:○ 4-2-2:× 当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない	
		4-2-2	炉外燃料貯蔵槽2次補助設備運転性能検査													炉外燃料貯蔵槽冷却設備

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定_その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
4	炉外燃料貯蔵槽冷却設備の系統運転性能検査	4-1-1	炉外燃料貯蔵槽冷却設備運転性能検査	炉外燃料貯蔵設備	133	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	冷却機能	・冷却機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項二号 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものであること。	・炉外燃料貯蔵槽のナトリウム温度を300℃以下に保つ。	工認 第4回申請 炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ 定格容量:49.8m <sup>3</sup> /h/個 個数:3 設工認 第3回申請 炉外燃料貯蔵槽冷却系空気冷却器用送風機 容量:9.26×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h/個 個数:3	設定値リスト(531系) EVST上部温度 高 250℃以上 EVST上部温度 低 170℃以下 設定値リスト(533系) 空気冷却器出口Na温度 高警報 240℃ 低警報 185℃	炉外燃料貯蔵槽冷却設備の冷却機能を確認するため、同冷却設備のナトリウム循環流量、空気冷却器の風量及び空気冷却器出入口ダンパ、入口ベーン動作を確認する。あわせて、運転状態の異常の無いこと、炉外燃料貯蔵槽の温度を確認する。 ・炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ出口Na流量が49.8m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプの運転状態に異常が無いことを運転手順書に基づき確認する。 ・「EVST系Na漏えい」警報が発報していないことを確認する。 ・空気冷却器用送風機の風量が9.26×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・空気冷却器に設置されている空気冷却器出入口ダンパ、送風機入口ベーン動作させ、動作が円滑に、異音なく行われることを確認する。 ・空気冷却器用送風機を「高速」モード及び「低速」モードにて運転し、運転状態に異常が無いことを確認する。(空気冷却器用送風機により送風される流路に形状及び腐食孔が無いこともあわせて確認する。) ・空気冷却器用送風機運転中、停止中のEVST上、中、下部のNa温度を確認し、170℃超で250℃未満であることを記録計(チャート)にて確認する。また、実施期間中の最高温度と最低温度を記録する。 ・空気冷却器用送風機運転中、停止中の空気冷却器出口Na温度を確認し、185℃超で240℃未満であることを記録計(チャート)にて確認する。また、実施期間中の最高温度と最低温度を記録する。	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ出口Na流量が49.8m <sup>3</sup> /h以上であること 炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプの運転状態に異常がないこと 「EVST系Na漏えい」警報が発報していないこと 空気冷却器用送風機の風量が9.26×10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /h以上であること 空気冷却器出入口ダンパ、送風機入口ベーン動作に異常がないこと 空気冷却器用送風機の運転状態に異常が無いこと 空気冷却器用送風機運転中、停止中のEVST上、中、下部のNa温度が170℃超で250℃未満であること 空気冷却器用送風機運転中、停止中の空気冷却器出口Na温度が185℃超で240℃未満であること	検査① 立会	× EVSTの冷却機能を担う機器が「特別な保安計画」にあり、当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない
		4-1-1 4-2-1 4-2-2	炉外燃料貯蔵槽冷却設備運転性能検査 炉外燃料貯蔵槽1次補助設備運転性能検査 炉外燃料貯蔵槽2次補助設備運転性能検査	炉外燃料貯蔵設備	134	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	—	・循環するナトリウムを内包する炉外燃料貯蔵槽冷却設備の配管、機器等にはナトリウム凍結防止のため保温材又は予熱設備を設ける。	—	—	設定値リスト(533系) EVST入口Na温度 高 240℃以上 EVST入口Na温度 低 185℃以下 設定値リスト(531系) EVST上部Na温度 高 250℃以上 EVST上部Na温度 低 170℃以下 設定値リスト(535系) Na加熱器ヒータブロック選択条件であるNa加熱器入口Na温度185℃±5℃(通常1ブロックのヒータで運転、165℃±5℃で2ブロックのヒータ運転に切替る。) Na加熱器出口Na温度 低 190℃以下	・EVST冷却系循環運転中にEVST入口Na温度及びEVST出口Na温度が185℃超240℃未満であることを確認する。(炉外燃料貯蔵槽冷却設備運転性能検査で確認する。) ・EVST汲上純化運転中にEVST上部、EVST中部、EVST下部のNa温度が170℃超250℃未満であることを確認する。(炉外燃料貯蔵槽冷却設備運転性能検査で確認する。) ・EVST冷却系純化運転中に炉外燃料貯蔵槽2次補助ナトリウム系のNa加熱器入口Na温度が160℃以上240℃未満であること、Na加熱器出口Na温度が190℃超240℃未満であることを確認する。(A.B.Cループ全てで確認する。炉外燃料貯蔵槽2次補助設備運転性能検査で確認する。)	炉外燃料貯蔵槽冷却設備のナトリウム温度が所定の範囲内であること	4-1-1 検査① 立会 4-2-1 検査① 立会 4-2-2 検査③ 立会



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
4	炉外燃料貯蔵槽冷却設備の系統運転性能検査	4-3-1	炉外燃料貯蔵槽アルゴンガス設備運転性能検査	炉外燃料貯蔵設備	130	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	(ナトリウムの取扱い) 第四十八条2項 ナトリウムを取り扱う系統は、原則として密閉したものとし、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバースペースで覆う構造としなければならない。	・ナトリウムと空気が接触することを防止する。	—	設定値リスト(536系) 呼吸母管圧力 排気弁開: 7.85±0.20kPa 給排気弁開: 4.92±0.20kPa 給排気弁閉: 2.94±0.20kPa ±0.20kPaは設定値リスト記載の許容範囲	【536系】 1.呼吸母管圧力を2.94±0.20kPaまで降圧し、給気弁(第一減圧弁)後弁536AV3が自動開し、4.92±0.20kPaで自動閉することを確認する。 2.呼吸母管圧力を7.85±0.20kPaまで昇圧し、排気弁(排気ライン)止め弁536AV32が自動開し、4.92±0.20kPaで自動閉することを確認する。 ・上記1.2.確認中の呼吸母管圧力の最大値と最小値を記録し、その値が2.74~8.05kPaであることを確認する。 ・炉外燃料貯蔵槽1次補助Na系Na充填前日(24時間分)の呼吸母管圧力が2.74~8.05kPaの範囲内であることを、燃取系計算機トレンドにより確認する。	・536系呼吸母管圧力の最大値と最小値が2.74~8.05kPaであること	検査③ 立会	○
		4-4-1	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置運転性能検査	プロセス計装	180	ナトリウム漏えい検出設備	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムを内蔵する機器・配管からのナトリウム漏えいを監視する機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・ナトリウム漏えいを検知し、中央制御室に警報を発する。	第4回申請 変更第28回 ・煙感知型ナトリウム漏えい検出器作動 336個 (EVSTIに係る検出器 16個)	原子炉施設保安規定 (ナトリウムの漏えい監視) 第34条 別表34-2-3 ナトリウムの漏えい監視装置(炉外燃料貯蔵設備) (1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ D10-705M-01 技術仕様書 空気雰囲気セルモニタ システムの信号処理時間(煙感知器):50秒以内	4-4-1 ・空気雰囲気セルモニタ煙感知器の1ch(1/2)に加煙試験器から加煙し、中央制御室に対応する警報が50秒以内に発報することを確認する。 4-4-2 ・ナトリウム漏えいの模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。 4-4-3 ・サンプリングポンプを運転手順書に基づき起動し、運転状態に異常がないことを確認する。 4-4-4 ・ナトリウム漏えいの模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。 4-4-5 ・サンプリングポンプを運転手順書に基づき起動し、運転状態に異常がないことを確認する。 4-4-6 ・ナトリウム漏えいの模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。 4-4-7 ・ナトリウム漏えいの模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。 4-4-8 ・ナトリウム漏えいの模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。 4-4-9 ・ナトリウム漏えいの模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。	4-4-1 ・空気雰囲気セルモニタ煙感知器に加煙試験器から加煙し、中央制御室に対応する警報が50秒以内に発報することを確認する。 4-4-2 ・模擬信号により、中央制御室に各模擬信号に対応する警報が発報すること。 4-4-3 ・サンプリングポンプを運転手順書に基づき起動し、運転状態に異常がないこと。 4-4-4 ・模擬信号により、中央制御室に各模擬信号に対応する警報が発報すること。 4-4-5 ・サンプリングポンプを運転手順書に基づき起動し、運転状態に異常がないこと。 4-4-6 ・模擬信号により、中央制御室に各模擬信号に対応する警報が発報すること。 4-4-7 ・模擬信号により、中央制御室に各模擬信号に対応する警報が発報すること。 4-4-8 ・模擬信号により、中央制御室に各模擬信号に対応する警報が発報すること。 4-4-9 ・模擬信号により、中央制御室に各模擬信号に対応する警報が発報すること。	4-4-1,4-4-2,4-4-3,4-4-5,4-4-7,4-4-9 × 当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない 検査① 立会	4-4-1,4-4-2,4-4-3,4-4-5,4-4-7,4-4-8:○
4-4-2	炉外燃料貯蔵槽ナトリウム漏えい検出設備運転性能検査 (①DPD(533系))	プロセス計装	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	269	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気隔離機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・空気雰囲気下でナトリウムが漏えいした場合には、当該系統の換気装置を自動で停止する。	—	D10-705M-01 技術仕様書 空気雰囲気セルモニタ システムの信号処理時間(煙感知器):50秒以内	空気雰囲気セルモニタ煙感知器の2ch(2/2)に加煙試験器から加煙し、50秒以内に炉外燃料貯蔵槽冷却系室給気ファン停止及び給排気隔離ダンパ全閉動作が完了することを確認する。	空気雰囲気セルモニタ煙感知器に加煙試験器から加煙し、50秒以内に炉外燃料貯蔵槽冷却系室給気ファン停止及び給排気隔離ダンパ全閉動作が完了することを確認する。	検査① 立会	× 当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない	
4-4-3	(②DPDサンプリング(533系))															
4-4-4	(③DPD(534系))															
4-4-5	(④DPDサンプリング(534系))															
4-4-6	(⑤CLD(533系、535系分))															
4-4-7	(⑥EVST1次ドレンタンク室、EVST1次汲上げポンプ室、EVST1次純化系室、EVST1次コールドランプ室)															
4-4-8	(⑦EVST1次オーバーフロータンク室)															
4-4-9	(⑧EVST冷却系共通配管室)															

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
4	炉外燃料貯蔵槽冷却設備の系統運転性能検査	4-4-1	炉外燃料貯蔵槽冷却系換気装置運転性能検査	窒素ガス供給系設備	274	窒素ガス供給系設備	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素ガス供給機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・空気雰囲気酸素濃度低減化用として使用する窒素ガスを供給する。	—	保安規定、その他設計仕様等 設定値リスト(G75-466)シート1 窒素ガス貯蔵タンク出口圧力低警報16.0MPa 高警報23.0MPa  設定値リスト(G75-463) 窒素ガス供給タンク圧力低警報0.98MPa	・窒素ガス貯蔵タンク出口圧力が16.0超23.0MPa未満であることを確認する。  ・窒素ガス供給タンク圧力が0.98MPa超であることを確認する。  ・EVST冷却系窒素注入に係るAV弁及びCV弁が正常に動作することを確認する。  ・EVST冷却系窒素注入に係る配管について、可視範囲に変形及び腐食孔がないことを確認する。	・窒素ガス貯蔵タンク出口圧力が16.0超23.0MPa未満であることを確認する。  ・窒素ガス供給タンク圧力が0.98MPa超であることを確認する。  ・EVST冷却系窒素注入に係るAV弁及びCV弁が正常に動作することを確認する。  ・EVST冷却系窒素注入に係る配管に異常がないこと。	検査① 立会	× 当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない
5	新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査	5-1-1	貯蔵能力確認検査	水中燃料貯蔵設備	139	燃料池	冷却水保有機能	・冷却水保有機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項四号イ 放射性物質を含む水(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)については、液体とする。)があふれ、又は漏れない構造であること。  第二十五条2項四号ロ 使用済燃料その他高放射性的な燃料体の放射線を遮蔽するために必要な水(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)については、遮蔽するために必要な水及び過剰とする。)があること。  (警報装置等) 第四十六条2項 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の水溫(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)において、液体の温度とする。以下この項において同じ。)の著しい上昇又は使用済燃料貯蔵槽の水溫(ナトリウム冷却型高速炉に係るもの)において、液位とする。以下この項において同じ。)の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報する装置を施設しなければならない。	・燃料池内面は、漏水を防止保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。 燃料池のステンレス鋼板内張から、万一、漏えいが生じた場合に漏えい水の検出ができるように、漏えい検出器を設置する。また、燃料池には水位及び温度警報装置を設けて、水位高、水位低及び温度高を燃料取扱設備操作室に警報する。  ・燃料池の水位は、燃料移送機による燃料の移送時においても、しゃへい上十分な水位を保てる。	第5回申請 燃料池 ステンレス鋼内張りリプル形	保安規定 第60条 炉外燃料貯蔵槽及び燃料池に燃料が貯蔵されている期間において、炉外燃料貯蔵槽及び燃料池の液位及び液温は、別表60-1で定める事項を施設運用上の基準とする。  別表60-1 燃料池液位 通常液位(NwL)-400mm以上 燃料池液温 65℃以下(水)  設定値リスト(G75-574) 燃料池水位高警報 NwL+200mm 燃料池水位低警報 NwL-200mm 燃料池水温度高警報 52℃  計測リスト(G61-574) 燃料池水位[高]警報 精度:±0.51%FS  燃料池水位[低]警報 精度:±1.00%FS  燃料池温度[高]警報 精度:±1.01%FS	・燃料池ライングの可視範囲について、漏えいに至る変形、割れがないことを目視にて確認する。  ・燃料池水位の模擬信号(水位[高]警報値)を入力し、所定の精度内にて中央制御室、燃料取扱設備操作室に警報が発報することを確認する。  ・燃料池水位の模擬信号(水位[低]警報値)を入力し、所定の精度内にて中央制御室、燃料取扱設備操作室に警報が発報することを確認する。  ・燃料池水温度の模擬信号(温度[高]警報値)を入力し、所定の精度内にて中央制御室、燃料取扱設備操作室に警報が発報することを確認する。  ・燃料池水位がNwL-200mm超過NwL+200mm未満であることを確認する。  ・燃料池水温度が52℃未満であることを確認する。	・燃料池ライングの可視範囲について、変形や割れがないこと。  ・燃料池水位の模擬信号(水位[高]警報値)を入力し、所定の精度内にて中央制御室、燃料取扱設備操作室に警報が発報すること。  ・燃料池水位の模擬信号(水位[低]警報値)を入力し、所定の精度内にて中央制御室、燃料取扱設備操作室に警報が発報すること。  ・燃料池水温度の模擬信号(温度[高]警報値)を入力し、所定の精度内にて中央制御室、燃料取扱設備操作室に警報が発報すること。  ・燃料池水位がNwL-200mm超過NwL+200mm未満であることを確認する。  ・燃料池水温度が52℃未満であることを確認する。	検査② 立会	○
		5-1-1	貯蔵能力確認検査	水中燃料貯蔵設備	140	燃料池	放射性物質の貯蔵機能	・燃料体の貯蔵機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項三号 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。	・約1400体とする。	第5回申請 使用済燃料ラック(貯蔵ラック) 容量:燃料集合体1412体 その他炉心構成要素1203体	—	・貯蔵ラックの貯蔵容量が2615体であることを目視にて確認する。  ・貯蔵ラックの可視範囲について、貯蔵機能に影響を及ぼす変形や損傷がないことを目視にて確認する。	・貯蔵ラックの貯蔵容量が、2615体であること。  ・貯蔵ラックの可視範囲について、貯蔵機能に影響を及ぼす変形や損傷がないこと。	検査② 立会	○
		5-1-1	貯蔵能力確認検査	水中燃料貯蔵設備	141	燃料池	放射性物質の貯蔵機能	・未臨界維持機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項一号 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。	・貯蔵ラックの中心間隔は、実効増倍率が0.95以下となるよう決定する。	—	—	・貯蔵ラックの可視範囲について、未臨界維持機能に影響を及ぼす変形や損傷がないことを目視にて確認する。	・貯蔵ラックの可視範囲について、未臨界維持機能に影響を及ぼす変形や損傷がないこと。	検査② 立会	○
		5-1-1	貯蔵能力確認検査	新燃料受入貯蔵設備	150	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	放射性物質の貯蔵機能	・燃料体の貯蔵機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項三号 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。	・約50体とする。	第5回申請 新燃料貯蔵ラック 容量:50体	—	・新燃料貯蔵ラックの貯蔵容量が50体であることを目視にて確認する。  ・新燃料貯蔵ラックの可視範囲について、貯蔵機能に影響を及ぼす変形や損傷がないことを目視にて確認する。	・新燃料貯蔵ラックの貯蔵容量が50体であること。  ・新燃料貯蔵ラックの可視範囲について、貯蔵機能に影響を及ぼす変形や損傷がないこと。	検査② 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
5	新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査	5-1-1	貯蔵能力確認検査	新燃料受入貯蔵設備	151	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	放射性物質の貯蔵機能	・未臨界維持機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条2項一号 燃料体等が臨界に達するおそれがない構造であること。	・新燃料貯蔵ラックの中心間隔は、実効増倍率が0.95以下となるよう決定する。	-	-	・新燃料貯蔵ラックの可視範囲において、未臨界維持機能に影響を及ぼす変形や損傷がないことを目視にて確認する。	・新燃料貯蔵ラックの可視範囲において、未臨界維持機能に影響を及ぼす変形や損傷がないこと。	検査② 立会	○
		5-2-1	燃料貯蔵機能確認検査	新燃料受入貯蔵設備	152	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	予熱機能	・地下台車予熱機能	-	・新燃料受入貯蔵設備は、新炉心構成要素の受入れ、開梱、受入検査、一時貯蔵及び移送を行うもので、燃料容器取扱装置、新燃料検査装置、新燃料移送機、新燃料貯蔵ラック、地下台車等により構成される。  ・地下台車は新炉心構成要素等を、新燃料移送機から燃料出入設備へ受渡す。  ・新燃料移送機は、燃料容器取扱装置、新燃料貯蔵ラック及び地下台車間で炉心構成要素の移送を行う。	-	燃料取扱設備操作手順書(設備別)「2.586 2.587地下台車、地下台車新燃料予熱装置」 地下台車新燃料予熱装置 地下台車収納管出口温度 中性子しゃへい体 * 110℃以上 * 予熱完了条件	【地下台車予熱機能】 施設番号:152 ・予熱運転にて、地下台車収納管出口温度が110℃以上になることを確認する。	【地下台車予熱機能】 施設番号:152 ・予熱運転にて、地下台車収納管出口温度が110℃以上になること。	検査② 立会	○
		5-2-1 5-3-1 5-4-1	燃料貯蔵機能確認検査 インターロック検査 新燃料受入貯蔵設備機能確認検査 (燃料容器ジブクレーン、燃料容器ホイス)	新燃料受入貯蔵設備	153	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊上げ機能	(燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備) 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。	【燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備】 第二十五条 通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)を取り扱う設備は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものであること。 四 取扱中に燃料体等が破損しないこと。	【燃料容器ジブクレーン、ホイス】 第8回申請 燃料容器ジブクレーン 容量: (吊荷重)5t 燃料容器ホイス 容量: (吊荷重)5t  燃料設備 新燃料移送機(第5回申請分) 種類: 天井走行・横行式 容量: 炉心構成要素 1体分/回  燃料容器取扱装置 (第5回申請分) 容量: 炉心構成要素 1体分/回  地下台車(第5回申請分) 容量: 炉心構成要素 1体分/回	【燃料容器ジブクレーン、ホイス】 ・クレーン等安全規則 ・クレーン設計仕様書(D36-842Y-X4004)	【インターロック検査】 施設番号:153 「新燃料移送機」 新燃料移送機が、根據中性子しゃへい体1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作することを確認する。  【燃料容器ジブクレーン】 1)クレーン構造部に異常がないことを確認する。(異常とは下記のとおり) ・ポスト及びジブ:変形、亀裂 ・レール:変形、亀裂 ・ワイヤー:断線、キンク ・フックブロック:変形、亀裂 2)巻上下動作に異常がないことを確認する。 3)横行動作(前後)に異常がないことを確認する。 4)旋回動作(左右)に異常がないことを確認する。  【燃料容器ホイス】 1)クレーン構造部に異常がないことを確認する。(異常とは下記のとおり) ・レール:変形、亀裂 ・ワイヤー:断線、キンク ・フックブロック:変形、亀裂 2)巻上下動作に異常がないことを確認する。 3)走行動作(前後)に異常がないことを確認する。	【インターロック検査】 施設番号:153 「新燃料移送機」 新燃料移送機が、根據中性子しゃへい体1体保持状態において、グリッパ上昇(高速、低速)中に過荷重信号により吊上げ動作停止のインターロックが動作すること。	5-2-1 検査② 立会 5-3-1 検査② 立会 5-4-1 検査③ 立会又は記録確認	○
		5-2-1 5-4-1	燃料貯蔵機能確認検査 新燃料受入貯蔵設備機能確認検査 (燃料容器ジブクレーン、燃料容器ホイス)	新燃料受入貯蔵設備	154	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の保持機能	-	-	-	-	-	【燃料容器取扱装置の保持機能】 施設番号:154 ・スイング台下降操作にて、状態表示灯「スイング台ストッパピン挿入」が点灯することを確認する。 ・状態表示灯「スイング台ストッパピン挿入」点灯後、状態表示灯「スイング台下限」が消灯しないことを確認する。	【燃料容器取扱装置の保持機能】 施設番号:154 ・スイング台下降操作を実施し、状態表示灯「スイング台ストッパピン挿入」が点灯すること。 ・状態表示灯「スイング台ストッパピン挿入」点灯後、状態表示灯「スイング台下限」が消灯しないこと。	5-2-1 検査② 立会 5-4-1 検査③ 立会又は記録確認

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
5	新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査	5-2-1 5-4-1	燃料貯蔵機能確認検査 新燃料受入貯蔵設備機能確認検査 (燃料容器ジブクレーン、燃料容器ホイスト)	新燃料受入貯蔵設備	155	新燃料受入貯蔵設備(新燃料検査装置を除く)	燃料を安全に取り扱う機能	・燃料体の吊下し機能					【新燃料移送機の吊上げ・保持機能】 施設番号:153.154 新燃料移送機グリッパ昇降時、以下を確認する。 ①「新燃料移送機グリッパつかみ」が点灯すること。 ②「新燃料移送機グリッパ上限」が点灯すること。  【新燃料移送機の吊下し機能】 施設番号:155 新燃料移送機グリッパ昇降時、以下を確認する。 ①「新燃料移送機グリッパ下限」が点灯すること。 ②「新燃料移送機グリッパはなし」が点灯すること。  【地下台車の保持機能】 施設番号:154 地下台車走行停止後、グラフィック表示灯 燃料出入設備側「新燃料」が点灯することを確認する。	【新燃料移送機の吊上げ・保持機能】 施設番号:153.154 新燃料移送機グリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①「新燃料移送機グリッパつかみ」が点灯すること。 ②「新燃料移送機グリッパ上限」が点灯すること。  【新燃料移送機の吊下し機能】 施設番号:155 新燃料移送機グリッパ昇降時、以下の状態になること。 ①「新燃料移送機グリッパ下限」が点灯すること。 ②「新燃料移送機グリッパはなし」が点灯すること。  【地下台車の保持機能】 施設番号:154 地下台車走行停止後、グラフィック表示灯 燃料出入設備側「新燃料」が点灯すること。	5-2-1 検査② 立会 5-4-1 検査③ 立会又は記録確認	○
6	原子炉冷却システム施設等の系統運転性能検査	6-1-1	1次主冷却系設備系統運転性能検査	1次主冷却系設備	35	1次主冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	・原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能			第3回申請 2.原子炉冷却系統設備 2.1 1次主冷却系設備 (3)循環ポンプに係る事項 定格容量5970(ポニーモータ1個 作動時735)m <sup>3</sup> /h/個	・運転手順書(MQ711-13 1次・2次冷却設備運転手順書「5.110 1次主冷却系」) A~C1次冷却系流量最小値:5%  ・保安規定 別表38-1 原子炉容器のナトリウム温度施設用上の規程:180℃以上250℃以下	・1次主冷却系流量が5%以上であることを確認する。  ・原子炉容器出口のナトリウム温度が180℃以上250℃以下であることを確認する。  ・1次主冷却系循環ポンプポニーモータの運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。  ・「(A,B,C)1次主冷却系Na漏えい」警報が発報していないことを確認する。	・1次主冷却系流量が5%以上であることを確認する。  ・原子炉容器出口のナトリウム温度が180℃以上250℃以下であることを確認する。  ・1次主冷却系循環ポンプポニーモータの運転状態に異常がないこと。  ・「1次主冷却系Na漏えい」警報が発報していないこと。	検査① 立会	○
		6-1-1	1次主冷却系設備系統運転性能検査	原子炉建物	4	原子炉建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気維持機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条第1項 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・出力運転時、多量の放射性ナトリウムを保持する機器を収納する部屋は、窒素ガス雰囲気として、万一ナトリウムが漏えいした場合、空気との直接接触を防止し、火災の抑制をはかるものとしている。		保安規定別表56-1 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準:3%以下	・1次系ナトリウムを保有するA、B、Cループの各系統の部屋が、主冷却系窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中において、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。  ・1次系ナトリウムを保有する原子炉容器室が、原子炉容器室窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中において、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。  ・主冷却系室、原子炉容器室が窒素雰囲気であることの確認について、前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	・1次系ナトリウムを保有する機器を収納する部屋が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であること。	検査① 立会	○
		6-1-1	1次主冷却系設備系統運転性能検査	主冷却系窒素雰囲気調節装置	257	主冷却系窒素雰囲気調節装置	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気維持機能		・原子炉容器室窒素雰囲気調節装置は、原子炉格納容器内の窒素雰囲気室を所定の窒素雰囲気に維持する		保安規定別表56-1 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準:3%以下	・1次系ナトリウムを保有する原子炉容器室が、原子炉容器室窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中において、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。  ・主冷却系室、原子炉容器室が窒素雰囲気であることの確認について、前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。		検査① 立会	○
		6-1-1	1次主冷却系設備系統運転性能検査	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	258	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素雰囲気維持機能		・原子炉容器室窒素雰囲気調節装置は、原子炉格納容器内の窒素雰囲気を所定の窒素雰囲気に維持する		保安規定別表56-1 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準:3%以下	・1次系ナトリウムを保有する原子炉容器室が、原子炉容器室窒素雰囲気循環ファンA(B)の運転中において、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。  ・主冷却系室、原子炉容器室が窒素雰囲気であることの確認について、前回検査以降、窒素雰囲気維持期間中、窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。		検査① 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次主冷却系設備	46	2次主冷却系循環ポンプ	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)	(ナトリウムの取扱い) 第四十八条2項 ナトリウムを取り扱う系統は、原則として密閉したものとし、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造としなければならない。	・2次冷却材の自由液面は不活性なアルゴンガスでおおう設計とする。		運転手順書(MQ711-13 1次・2次冷却設備運転手順書「5.240 2次ナトリウム充填ドレン系」) 3.1.1 主要注意事項(21)  2次主冷却系カバーガス圧力50kPa以上	・2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)を98~108kPaの範囲で降圧し、給気弁(呼吸タンク供給調節弁250AV4)が自動閉鎖し、98~108kPaで自動閉鎖することを確認する。	・2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値が88~108kPaであること	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次主冷却系設備	48	蒸発器	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)を98~108kPaの範囲で降圧し、給気弁(呼吸タンク供給調節弁250AV4)が自動閉鎖し、98~108kPaで自動閉鎖することを確認する。	・2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)が686~882kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次主冷却系設備	50	過熱器	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート3 2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC003) 圧力制御値98±10kPa(10kPaは許容範囲)	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次主冷却系設備	51	ナトリウム・水反応生成物収納設備	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次主冷却系設備	53	2次主冷却系配管	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	補助冷却設備	57	補助冷却設備配管	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次アルゴンガス系設備	101	2次アルゴンガス系設備	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	メンテナンス冷却系設備	85	2次メンテナンス冷却系	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次ナトリウム補助設備	87	2次ナトリウムオーバフロー系	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次ナトリウム補助設備	90	2次ナトリウム純化系	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	2次ナトリウム補助設備	95	2次ナトリウム充填ドレン系	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能)					設定値リスト(G75-250)シート8 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク圧力(250PT012)通常圧力784±98kPa	・上記1.2.確認中の2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力(250PIC3)の最大値と最小値を記録し、その値が88~108kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	アルゴンガス供給系設備	273	アルゴンガス供給系設備	ナトリウム酸化防止機能	・アルゴンガス供給機能	(ナトリウムの取扱い) 第四十九条第一項 カバーガスは、ナトリウムに対して化学的に安定な性質を有し、かつ、通常運転時における放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	・ナトリウム機器に内包されているナトリウムの酸化防止用カバーガス、ナトリウム機器シール及びナトリウム圧送等に使用するアルゴンガスを各需要系統設備へ供給するものである。	-	設定値リスト(G75-462Y)シート3 アルゴンガス供給圧力 低警報7.0kgf・cm <sup>2</sup> G(0.69MPa) 高警報9.0kgf・cm <sup>2</sup> G(0.88MPa)	・アルゴンガス供給圧力が0.69MPa超0.88MPa未満であることを確認する。 ・2次アルゴンガス系に接続するアルゴンガス供給系配管(弁、その他構成機器を含む)について、可視範囲に変形及び腐食孔がないことを確認する。	・アルゴンガス供給圧力が0.69MPa超0.88MPa未満であることを確認する。 ・2次アルゴンガス系に接続するアルゴンガス供給系配管(弁、その他構成機器を含む)に異常がないこと	検査③ 立会	○	
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	窒素ガス供給系設備	274	窒素ガス供給系設備	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・窒素ガス供給機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条第一項 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・窒素雰囲気調節設備用、空気雰囲気酸素濃度低減化用及び冷却用ガスとして使用する窒素ガスを供給するものである。	-	設定値リスト(G75-463Y)シート2 窒素ガス供給圧力 低警報7.0kgf・cm <sup>2</sup> G(0.69MPa) 高警報9.0kgf・cm <sup>2</sup> G(0.88MPa)	・窒素ガス供給圧力が0.69MPa超0.88MPa未満であることを確認する。	・窒素ガス供給圧力が0.69MPa超0.88MPa未満であることを確認する。	検査③ 立会	○	
		6-2-1	2次主冷却系設備系統運転性能検査	主蒸気系設備	202	主蒸気系設備(ただし、維持範囲は蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気中に維持するための範囲)	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(窒素ガス供給設備からの窒素ガス供給機能)	(循環設備等) 第三十二条第二号 通常運転時に原子炉容器内の液位を調整する設備	・1次ナトリウムオーバーフロー系は原子炉容器へ1次冷却材を汲上げる。	-	-	エンジニアリングシートQ20-18052R0 蒸気発生器伝熱管内窒素ガス圧力を0.15MPa以上とする 設定値リスト(G75-463Y)シート2 窒素ガス供給圧力 低警報7.0kgf・cm <sup>2</sup> G(0.69MPa) 高警報9.0kgf・cm <sup>2</sup> G(0.88MPa)	・蒸気発生器の伝熱管部の窒素ガス圧力(SH+A(B,C))出口蒸気圧力320A(B,C)-PI009が0.15MPa以上であることを確認する。 ・窒素ガス供給圧力が0.69MPa超0.88MPa未満であることを確認する。 ・蒸気発生器に接続する窒素ガス供給系配管(弁、その他構成機器を含む)について、可視範囲に変形及び腐食孔がないことを確認する。	・蒸気発生器の伝熱管部の窒素ガス圧力(SH+A(B,C))出口蒸気圧力320A(B,C)-PI009が0.15MPa以上であることを確認する。 ・窒素ガス供給圧力が0.69MPa超0.88MPa未満であることを確認する。 ・蒸気発生器に接続する窒素ガス供給系配管(弁、その他構成機器を含む)に異常がないこと	検査③ 立会	○
		6-3-1	1次ナトリウム補助設備系統運転性能検査	1次ナトリウム補助設備	65	1次ナトリウムオーバーフロー系	原子炉冷却材液位確保機能	・原子炉容器へのナトリウム液位をNaLに確保する(汲み上げ)機能	(循環設備等) 第三十二条第二号 通常運転時に原子炉容器内の液位を調整する設備	・1次ナトリウムオーバーフロー系は原子炉容器へ1次冷却材を汲上げる。	第4回申請 2. 原子炉冷却系統設備 1次ナトリウムオーバーフロー系電磁ポンプ 定格容量:42.4m <sup>3</sup> /h/個	保安規定第38条 別表38-1 原子炉容器のナトリウム液位:通常液位(NaL)-100mm以上 「燃料交換」 第5編 1次・2次冷却系設備運転手順書 1次系EMP-A出口Na流量:26.0m <sup>3</sup> /h 1次系EMP-B出口Na流量:36.5m <sup>3</sup> /h	1次系EMP-Aによる原子炉容器への汲上運転中に以下を確認する。 ・原子炉容器ナトリウム液位が通常液位(NaL)-100mm以上であることを確認する。 ・1次系EMP-A出口Na流量が26.0m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・1次系EMP-B出口Na流量が36.5m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・1次系EMP-A及びBの運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。 ・「1次補助Na系Na漏えい」警報が発報していないことを確認する。	・原子炉容器ナトリウム液位が通常液位(NaL)-100mm以上であることを確認する。 ・1次系EMP-A出口Na流量が26.0m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・1次系EMP-B出口Na流量が36.5m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・1次系EMP-A及びBの運転状態に異常がないこと ・「1次補助Na系Na漏えい」警報が発報していないこと	検査① 立会	○	
		6-3-1	1次ナトリウム補助設備系統運転性能検査	1次ナトリウム補助設備	67	1次ナトリウムオーバーフロー系	ナトリウムの浄化機能	・ナトリウムの純化系への移送機能	(循環設備等) 第三十二条第三号 1次冷却材中及び原子炉カバーガス中の不純物及び放射性物質の濃度を発電用原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	・1次ナトリウムオーバーフロー系は原子炉容器及び1次ナトリウム純化系へ1次冷却材を汲上げる。	第4回申請 2. 原子炉冷却系統設備 1次ナトリウムオーバーフロー系電磁ポンプ 定格容量:42.4m <sup>3</sup> /h/個 1次ナトリウム純化系コールドラップ 容量:11m <sup>3</sup> /h/個	第5編 1次・2次冷却系設備運転手順書 1次Na純化系Na流量:11.0m <sup>3</sup> /h 第12編 警報処置手順書 1次Na純化系Na流量:11m <sup>3</sup> /h	1次系EMP-Bによる原子炉容器への汲上運転中に以下を確認する。 ・1次Na純化系Na流量が11.0m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・1次系EMP-Bの運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。 ・「1次補助Na系Na漏えい」警報が発報していないことを確認する。	・1次Na純化系Na流量が11.0m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・1次系EMP-Bの運転状態に異常がないこと ・「1次補助Na系Na漏えい」警報が発報していないこと	検査① 立会	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象		
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-3-1	1次ナトリウム補助設備系統運転性能検査	1次ナトリウム補助設備	75	1次ナトリウム純化系	ナトリウムの浄化機能	・1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能							検査① 立会	○		
		6-3-1	1次ナトリウム補助設備系統運転性能検査	1次ナトリウム補助設備	74	1次ナトリウム純化系	ナトリウムの浄化機能	・コールドトラップ温度制御機能 (循環設備等) 第三十二条2項三号 1次冷却材中及び原子炉カバークラス中の不純物及び放射性物質の濃度を発電用原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	・不純物を1次冷却材中より除去する。			保安規定第25条別表25-1 管理目標値(酸素):10ppm以下	・1次系PL計オリフィス温度が194℃以下であることを確認する。 ・1次系C/T-Aメッシュ温度(下部)が194℃以下であることを確認する。 ・1次系C/TプロワAの運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。(可視範囲でO/Tを冷却する窒素ガスの循環ラインに変形、腐食孔がないこともあわせて確認する。)	・1次系PL計オリフィス温度が194℃以下であることを確認する。 ・1次系C/T-Aメッシュ温度(下部)が194℃以下であることを確認する。 ・1次系C/TプロワAの運転状態に異常がないこと	検査① 立会	○		
		6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)	原子炉容器	31	原子炉容器	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	(原子炉冷却材圧力バウンダリ等) 第二十六条3項 原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバークラス等のバウンダリの必要な部位には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備を設けなければならない。	・ナトリウム充填前に機器、配管等を必要な温度まで予熱するとともに、ナトリウムの凍結を防止するため、ナトリウムを収納する機器、配管の外面に電気ヒータおよび保温材を設置する。		第5編1次・2次冷却系設備運転手順書「5.140 1次ナトリウム充填ドレン系」 予熱温度:150℃以上	原子炉容器の予熱温度が原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150℃以上であることを確認する。	原子炉容器の予熱温度を原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150℃以上にできること	検査① 立会	○		
		6-4-1	1次ナトリウム補助設備機能検査(B系)	1次主冷却系設備	43	1次主冷却系設備	予熱・保温機能	・予熱・保温機能							1次主冷却系設備(A.B.C系)の予熱温度が1次系A.B.Cループナトリウム充填前に、150℃以上であることを確認する。	1次主冷却系設備(A.B.C系)の予熱温度を1次系A.B.Cループナトリウム充填前に、150℃以上にできること	検査① 立会	○
		6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)															
		6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)	1次ナトリウム補助設備	70	1次ナトリウムオーバーフロー系	予熱・保温機能	・予熱・保温機能							1次ナトリウムオーバーフロー系の予熱温度が原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150℃以上であることを確認する。	1次ナトリウムオーバーフロー系の予熱温度を原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150℃以上にできること	検査① 立会	○
		6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)	1次ナトリウム補助設備	76	1次ナトリウム純化系	予熱・保温機能	・予熱・保温機能							1次ナトリウム純化系の予熱温度が原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150℃以上であることを確認する。	1次ナトリウム純化系の予熱温度を原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150℃以上にできること	検査① 立会	○
		6-4-1	1次ナトリウム補助設備機能検査(B系)	1次ナトリウム補助設備	81	1次ナトリウム充填ドレン系	予熱・保温機能	・予熱・保温機能							・1次ナトリウム充填ドレン系(A.B.C系)の予熱温度が1次系A.B.Cループナトリウム充填前に、150℃以上であることを確認する。	・1次ナトリウム充填ドレン系(A.B.C系)の予熱温度を1次系A.B.Cループナトリウム充填前に、150℃以上にできること	検査① 立会	○
6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)																	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)	メンテナンス冷却系設備	84	1次メンテナンス冷却系	予熱・保温機能	・予熱・保温機能					1次メンテナンス冷却系の予熱温度が原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150°C以上であることを確認する。	1次メンテナンス冷却系の予熱温度を原子炉容器液位NsLへのナトリウム充填前に、150°C以上でできること	検査① 立会	○
		6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)	1次ナトリウム補助設備	73	1次ナトリウム純化系	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ナトリウムドレン機能		・1次冷却材をドレンする。		・系統設計仕様書(D31-130) (ナトリウム漏えい時の要求機能(コールドトラップのドレン)) コールドトラップからのナトリウム漏えい時に早期終息及び漏えいナトリウムによる影響を極力緩和する観点から早期ドレンが可能な設備とする。 (ナトリウム漏えい対策(コールドトラップのドレン)) コールドトラップ*1のナトリウムドレンに必要な下配弁は、格納容器外からの遠隔操作が可能となるように電動化する。 コールドトラップA> 130 MV34A 130 MV34B コールドトラップB> 130 MV34B *1 コールドトラップはA,B2基中、A側1基のみナトリウム充填運用のため、当該ナトリウムドレン機能の要求はコールドトラップAの ・単体機能試験要領書(R61-100J-00067-02) 作動時間:20秒以内	各系統設備*1のナトリウム漏えい時のドレンに必要な電動弁の開閉動作を行い、作動時に以下を確認する。 ①駆動部及び電動機に異常な振動、異音、異臭がないこと ②作動状態に異常がないこと (開度計指針が所定の方向に引っ掛かりなく円滑に動作すること) ③作動時間が20秒又は30秒以内*2であること(弁操作スイッチ作動(操作)開始から開閉状態表示灯作動終了までの時間をストップウォッチにより計測する。) *1 1次主冷却系A,B,Cルー プ,1次ナトリウム純化系コールド トラップA *2 20秒以内対象電動弁> 130 MV34A 140 MV1A/2A/4A/5A/7A 140 MV1B/2B/4B/5B/7B 140 MV1C/2C/4C/5C/7C 30秒以内対象電動弁> 140 MV12A/12B/12C	各系統設備*1のナトリウム漏えい時のドレンに必要な電動弁が遠隔操作による開閉作動時に以下の状態であること。 ①駆動部及び電動機に異常な振動、異音、異臭がないこと ②作動状態に異常がないこと (開度計指針が所定の方向に引っ掛かりなく円滑に動作すること) ③作動時間が所定の範囲内であること。 *1 1次主冷却系A,B,Cルー プ,1次ナトリウム純化系コールド トラップA	検査① 立会	○
		6-4-1 6-4-2	1次ナトリウム補助設備機能検査(B系) 1次ナトリウム補助設備機能検査(A.C.共通系)	1次ナトリウム補助設備	79	1次ナトリウム充填ドレン系	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ナトリウムドレン機能				・系統設計仕様書(D31-140) (ナトリウム漏えい時の要求機能(早期ドレン)) 1次冷却系ナトリウム漏えい事故の早期終息及び漏えいナトリウムによる影響を極力緩和する観点から財産保護上の対応としてプラント低温停止後漏えいループ又は漏えい系統からの早期ドレンが可能な設備とする。 (ナトリウム漏えい対策(早期ドレン)) 1次冷却系のナトリウムドレンに必要な下配弁は、格納容器外からの遠隔操作が可能となるように電動化する。 Aループ> 140 MV1A/2A/4A/5A/7A/12A Bループ> 140 MV1B/2B/4B/5B/7B/12B Cループ> 140 MV1C/2C/4C/5C/7C/12C ・単体機能試験要領書(R61-100J-00067-01,03) 作動時間:20秒又は30秒以内	検査① 立会	○		

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	1次アルゴンガス系設備	99	1次アルゴンガス系設備	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス循環機能	(ナトリウムの取扱い) 第四十八条2項 ナトリウムを取り扱う系統は、原則として密閉したものとし、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバースペースで覆う構造としなければならない。	・原子炉容器等1次冷却材を包含する機器設備の自由液面をおおう不活性なアルゴンガスを取扱う設備である。	第4回申請 2.原子炉冷却系統設備 2.6 1次アルゴンガス系設備 (1)圧縮機 容量7Nm <sup>3</sup> /h/個	運転手順書150-1Iによる1次Arガス系吸着塔出口流量設定 7m <sup>3</sup> N/h エンジニアリングシート(Q21-18-083R0) 1次Arガス系吸着塔出口流量(150-FR008) 精度±0.33m <sup>3</sup> N/h(±2.20%F.S)	・1次Arガス系設備の不活性ガス(1次アルゴンガス)の循環機能を確認するため、1次Arガス系吸着塔出口流量の流量設定値を7m <sup>3</sup> N/hに設定し、7m <sup>3</sup> N/h(±0.33m <sup>3</sup> N/h)であることを確認する。	・1次アルゴンガス系の循環機能について、1次Arガス系吸着塔出口流量の設定値を7m <sup>3</sup> N/hに設定し、7m <sup>3</sup> N/h(±0.33m <sup>3</sup> N/h)であることを確認する。	検査③ 立会	○	
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	1次アルゴンガス系設備	100	1次アルゴンガス系設備	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能						・ナトリウム酸化防止機能の不活性ガス(1次アルゴンガス)の正圧保持機能を確認するため、原子炉容器カバースペース圧力が2.69～5.15kPaであることをチャート(Na充填開始前及び検査前の10日分)で確認し、検査時に正圧であることを確認する。	・各設備のナトリウム酸化防止機能について、不活性ガス(1次アルゴンガス)の正圧保持機能として、原子炉容器カバースペース圧力が正圧2.69～5.15kPaであることを確認する。	検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	1次ナトリウム補助設備	69	1次ナトリウムオーバーフロー系	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	1次ナトリウム補助設備	80	1次ナトリウム充填ドレン系	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	メンテナンス冷却系設備	83	1次メンテナンス冷却系	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	原子炉容器内構造物	18	炉心上部機構	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	反応度制御設備	21	主炉停止系調整棒案内管	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	反応度制御設備	24	後備炉停止棒案内管	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	原子炉容器	30	原子炉容器	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	しゃへいプラグ	32	しゃへいプラグ	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	1次主冷却系設備	37	1次主冷却系循環ポンプ	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○
		6-5-1	1次アルゴンガス系設備系統運転性能検査	1次主冷却系設備	41	1次主冷却系配管	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能)								検査③ 立会	○



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-6-1	中央制御室機能検査	中央制御室	187	中央制御室	プラント監視・操作機能	・プラント監視・操作機能	(原子炉制御室等) 第三十七条1項 発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。 第三十七条2項 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備(ナトリウム冷却型高速炉に係るものは除く。)その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十六条第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。	・中央制御室には、中央制御盤、中央監視盤及び中央補助盤を設置し、プラントの通常運転、安全停止及び事故処理に必要な操作器、指示計、記録計、CRT (Cathode Ray Tube)及び警報装置を設置する。			・中央制御室内の性能維持施設である全ての警報テストを実行し、警報が発報、リセットすること(警報テスト前から既に発報している警報については、発報状態が正常であることを確認する。 *1 防災盤1.2.火災報知盤1.2 除く	・中央制御室の警報機能に異常がないこと。	検査③ 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象																
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-8-1	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装	167	主冷却系計装	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能	(計測装置) 第二十三条2項次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 四 一次冷却材に関する次の事項イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位ニ 原子炉炉カバーガスに関する次の事項 ク 圧力	・1次主冷却系流量、原子炉容器出口ナトリウム温度、中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度、1次主冷却系循環ポンプのナトリウム液位を指示する。	-	・保安規定 別表38-1 原子炉容器のナトリウム液位(低温停止)：エマージェンシレベル(EsL)以上(NsL-420mm) ナトリウム温度(低温停止、燃料交換)：180℃以上250℃以下 ・保安規定別表56-1 1次冷却材ナトリウムを含む機器、配管が置かれている各室の酸素濃度の施設運用上の基準：3%以下	①系統の停止状態(ナトリウムドレン状態等)において、模擬信号又は実信号を入力し、所定の指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。 なお、R/V内Na温度については、指示値が180℃以上250℃以下であることを確認する。	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 記録確認 6-8-4 検査③ 立会(一部記録確認)	○																	
		6-8-1	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装												169	原子炉容器出口ナトリウム温度	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度測定・監視機能	ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位ニ 原子炉炉カバーガスに関する次の事項 ク 圧力	-	【計測ループの精度】 計測リスト(G61)、取扱説明書(D28)、計装品外形図(M75)から下記の通り算出。 ・1次主冷却系流量： ① 0%以下では±0.916% ② 50%以下では±1.073% ③ 100%以下では±1.260% ・R/V出口Na温度：±1.157% ・R/V内Na温度：±1.21% ・HX 1次側出口Na温度：±1.157% ・1次主冷却系循環ポンプ Na液位：±3.162% ・酸素フロンド測定装置O2濃度：±0.87%	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 記録確認 6-8-4 検査③ 立会(一部記録確認)	○								
		6-8-2	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装																					170	中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの温度測定・監視機能	-	【計測ループの精度】 計測リスト(G61)、取扱説明書(D28)、計装品外形図(M75)から下記の通り算出。 ・1次主冷却系流量： ① 0%以下では±0.916% ② 50%以下では±1.073% ③ 100%以下では±1.260% ・R/V出口Na温度：±1.157% ・R/V内Na温度：±1.21% ・HX 1次側出口Na温度：±1.157% ・1次主冷却系循環ポンプ Na液位：±3.162% ・酸素フロンド測定装置O2濃度：±0.87%	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 記録確認 6-8-4 検査③ 立会(一部記録確認)	○
		6-8-3	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装																												
		6-8-1	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装	176	ナトリウム補助設備計装	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能	ナトリウムの純度監視装置、温度計、流量計、ナトリウム液面計の計装により監視できるようにする。	-	・保安規定別表71-1 1次冷却材ナトリウム純度が酸素濃度10ppm以下	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 記録確認 6-8-4 検査③ 立会(一部記録確認)	○																			
		6-8-2	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装										172	1次アルゴンガス系計装	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	・不活性ガス雰囲気とする。 ・カバーガス圧力、流量を指示し、設定値に達すれば警報を発する。	-	設定値リスト(G75-150) 原子炉容器カバーガス圧力 高5.88kPa、低0.25kPa	①系統の停止状態(ナトリウムドレン状態等)において、模擬信号又は実信号を入力し、所定の指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 立会(一部記録確認)	○									
		6-8-3	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装																				173	1次アルゴンガス系計装	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス状態監視機能	・不活性ガス雰囲気とする。 ・カバーガス圧力を指示する。	-	【計測ループの精度】 計測リスト(G61)、取扱説明書(D28)、計装品外形図(M75)から下記の通り算出。 1次Arガス系吸着塔出口流量：±0.938% 原子炉容器カバーガス圧力：±0.655%	②模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 立会(一部記録確認)
		6-8-1	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装	174	蒸気発生器計装	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	・不活性ガス雰囲気とする。 ・カバーガス圧力を指示する。	-	運転手順書(MQ711-13「1次・2次冷却設備運転手順書[5.240 2次ナトリウム充填ドレン系]」 3.1.1 主要注意事項(21)  2次主冷却系カバーガス圧力 50kPa以上	①系統の停止状態(ナトリウムドレン状態等)において、模擬信号又は実信号を入力し、所定の指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 記録確認	○																		
		6-8-2	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装											175	蒸気発生器計装	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス状態監視機能	-	【計測ループの精度】 計測リスト(G61)、取扱説明書(D28)、計装品外形図(M75)から下記の通り算出。 2次アルゴンガス系呼吸タンク圧力：±1.03% 2次アルゴンガス系ポンプシールガス供給タンク：±0.55%	②模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 記録確認	○									
		6-8-3	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装																				178	原子炉格納容器雰囲気計装	雰囲気圧力の監視機能	・1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能	(計測装置) 第三十三条2項 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 七 原子炉格納容器内の圧力	-	設定値リスト(G75-650-01) 原子炉容器室圧力(狭域)高/低警報、(広域)高警報(1次主冷却系室の当該警報含む) H <sub>2</sub> :19.6kPa H <sub>2</sub> :1.95kPa L <sub>2</sub> :0.05kPa	①系統の停止状態(ナトリウムドレン状態等)において、模擬信号又は実信号を入力し、所定の指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。	・プロセス計装設備が所定のループ精度内にあること。 ・模擬信号を入力し、中央制御盤に各模擬信号に対応する警報が発報すること。
		6-8-4	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)	プロセス計装	178	原子炉格納容器雰囲気計装	雰囲気圧力の監視機能	・1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能	(計測装置) 第三十三条2項 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 七 原子炉格納容器内の圧力	-	【計測ループの精度】 計測リスト(G61)、取扱説明書(D28)、計装品外形図(M75)から下記の通り算出。 1次主冷却系室圧力：±1.05%、±1.12% 原子炉容器室圧力：±1.05%、±1.12%	②模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。	6-8-1.6-8-2.6-8-3 検査③ 記録確認 6-8-4 検査③ 立会(一部記録確認)	○																		

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-7-1	プロセス計装設備監視機能検査(A系)(B系)(C系)	プロセス計装	177	原子炉格納容器雰囲気計装	雰囲気温度の監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・ナトリウム漏えいを検知し、中央制御室に警報を発する。 ・雰囲気温度を指示し、設定値に達すれば警報を発する。	-	原子炉施設保安規定(ナトリウムの漏えい監視)第34条 別表34-2-1 (1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器(OPD) (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)ナトリウム漏えい検出用液面計 (6)雰囲気温度計  別表34-2-2 (1)ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器 (2)接触型ナトリウム漏えい検出器 (3)空気雰囲気セルモニタ (4)雰囲気温度計  設定値リスト(G75-451) 高 工学的安全施設作動:154°C以上	①系統の停止状態(ナトリウムドレン状態等)において、模擬信号又は実信号を入力し、所定の指示計器への出力がループ精度内であることを確認する。 ②模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。 ③運転手順書に従い、空気雰囲気時にサンプリングポンプを起動し、窒素雰囲気時の運転状態に異常がないことを確認する。(確認方法:運転手順書に従い、サンプリングポンプの運転状態に異常がないことを確認するとともに、DPDの差圧を確認する。)	・プロセス計装設備が所定のループ精度内にあること。 ・模擬信号を入力し、中央制御室に各模擬信号に対応する警報が発報すること。 ・サンプリングポンプの運転状態に異常がないこと。	検査① 立会(一部記録確認)	○	
		6-7-1 6-7-2 6-7-3 6-7-4	プロセス計装設備監視機能検査(A系)(B系)(C系)(共通系)	プロセス計装	180	ナトリウム漏えい検出設備	プラント状態の測定・監視機能	・ナトリウムを内蔵する機器・配管からのナトリウム漏えいを監視する機能								検査① 立会(一部記録確認)	○
		6-7-1	プロセス計装設備監視機能確認検査(A系)	プロセス計装	182	1次オーパフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能								検査① 立会(一部記録確認)	○
		6-7-2	プロセス計装設備監視機能確認検査(B系)	プロセス計装	183	配管室雰囲気温度	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能								検査① 立会(一部記録確認)	○
		6-7-4	プロセス計装設備監視機能検査(共通系)	プロセス計装	184	原子炉容器G/V内漏えいナトリウム液位	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能			・G/V内に漏えいしたナトリウムを検知し、中央制御室に警報を発する。				①模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。	検査① 立会(一部記録確認)	○
		6-7-1 6-7-2 6-7-3	プロセス計装設備監視機能検査(A系)(B系)(C系)	プロセス計装	185	1次主冷却系中間熱交換器G/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能								検査① 立会(一部記録確認)	○
		6-7-1 6-7-2 6-7-3	プロセス計装設備監視機能検査(A系)(B系)(C系)	プロセス計装	186	1次主冷却系循環ポンプG/V内漏えいナトリウム液位(A,B,C)	プラント状態の測定・監視機能	・1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能								検査① 立会(一部記録確認)	○
		6-8-1 6-8-2 6-8-3 6-8-4	プロセス計装設備測定機能確認検査(A系)(B系)(C系)(共通系)	プロセス計装	181	予熱計装設備	予熱・保温機能	予熱・保温機能	・予熱・保温機能	(原子炉冷却材圧力バウンダリ等) 第二十六条3項 原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリの必要な部位には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備を設けなければならない。	・予熱・保温				③予熱温度検出器の導通があり、絶縁抵抗値が所定の範囲内であることを確認する。	・導通があること。 ・絶縁抵抗値が0.1MΩ以上であること。	検査③ 記録確認

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
6	原子炉冷却系統施設等の系統運転性能検査	6-9-1	1次アルゴンガス・サンプリング装置の作動検査	試料採取設備	160	1次アルゴンガス・サンプリング装置	放射性物質漏えい防止機能	・放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能				設計仕様書(D33-821(Z1)) ・本装置は炉上部カバーガスである1次アルゴンガスを1次アルゴンガス系配管より採取するものである。 運転手順書150-1 1次Arガス系 原子炉容器カバーガス圧力制御範囲2.94kPa(300mmH <sub>2</sub> O)～4.90(500mmH <sub>2</sub> O)kPa 設定値リスト(G75-150) 許容範囲±0.25kPa	・1次アルゴンガス・サンプリング装置を用いて1次アルゴンガスを採取する。	・1次アルゴンガス・サンプリング装置により1次アルゴンガスが採取できること。	6-9-1 検査③ 立会	○
		6-10-1	1次アルゴンガス系純度監視装置機能確認検査											・1次アルゴンガスサンプリング実施中の原子炉容器カバーガス圧力が、正圧2.69～5.15kPaであることを確認する。		
												燃料取替え作業等対応マニュアル(MQ-施管-15)第8条(1)⑥ 様式-5-①(1/2) ・1次冷却材ナトリウム純度が酸素10ppm以下であることをカバーガス中の窒素濃度(窒素濃度で確認する場合は40,000ppm以下であることを)により確認する。 1次・2次冷却系設備運転手順書(MQ711-13) 5.150-2 1次アルゴンガス系カバーガス純度監視装置 4.運転監視項目 ・4.N <sub>2</sub> 成分濃度:1,600ppm「サンプル濃度注意」 技術設計仕様書 ガスクロマトグラフ装置設置工事(D10-150Y-KY-01) 4ページ 4.分析仕様 繰り返し性:±3%/フルスケール 設定値リスト 1次アルゴンガス系(G75-150) 原子炉容器カバーガス圧力B(低圧側) 150-PS001B2 設定値 許容範囲 MV34A「閉」 4.90kPa ±0.25kPa 150-PS001B1 設定値 許容範囲 MV34A「開」 2.94kPa ±0.25kPa	① ガスクロマトグラフ装置校正検査 ・1次アルゴンガス系純度監視装置(ガスクロマトグラフ装置)により、標準ガスを分析し、それぞれのガス濃度の誤差が±3.0%FS以内であることを確認する。	① ガスクロマトグラフ装置校正検査 ・それぞれのガス濃度の誤差が±3.0%FS以内であることを確認する。		
												② 分析検査 1次アルゴンガス系純度監視装置により1次アルゴンガスを分析し、1次アルゴンガスの窒素ガス濃度が警報設定値の1,600ppm未満であることを確認する。 また、サンプリング中の1次アルゴンガス系純度監視装置による1次アルゴンガスの分析中に原子炉容器カバーガス圧力が正圧(2.69～5.15kPa)であることを確認する。	② 分析検査 ・窒素ガス濃度が1,600ppm未満であること。	・原子炉容器カバーガス圧力が2.69～5.15kPaであること。		

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象					
7	ナトリウムを内包する機器・配管の外観検査	7-1-1	外観検査(その1)(Aループ) (Bループ)(Cループ)	1次主冷却系設備	36	1次主冷却系循環ポンプ	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	(ナトリウムの取扱いは、第四十八条2項ナトリウムを取り扱う系統は、原則として密閉したものとし、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造としなければならない。	・ナトリウムを内包する。	-	-	・ナトリウムを内包する機器・配管の可視範囲について、機器・配管の外表面(保温材がついている場合は保温材の外表面)にナトリウムの漏えい痕跡がないことを目視にて確認する。直接目視が困難な箇所については、当該箇所の下部方向の機器及び配管、床にナトリウムの漏えい痕跡がないことを目視にて確認する。	・ナトリウムを内包する機器・配管の可視範囲について、機器・配管の外表面(保温材がついている場合は保温材の外表面)にナトリウムの漏えい痕跡がないこと。直接目視が困難な箇所については、当該箇所の下部方向の機器及び配管、床にナトリウムの漏えい痕跡がないこと。	検査① 立会	○					
		7-1-1 7-1-2 7-1-3													1次主冷却系設備	38	1次主冷却系中間熱交換器	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会	○
		7-1-1 7-1-2 7-1-3													1次主冷却系設備	39	1次主冷却系中間熱交換器	放射性物質漏えい防止機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会	○
		7-1-1 7-1-2 7-1-3	1次主冷却系設備	40	1次主冷却系配管	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会							○						
		7-1-1 7-1-2	1次ナトリウム補助設備	66	1次ナトリウムオーバーフロー系	原子炉冷却材液位確保機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会							○						
		7-1-1 7-1-2 7-1-3	1次ナトリウム補助設備	68	1次ナトリウムオーバーフロー系	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会							○						
		7-1-1 7-1-2	1次ナトリウム補助設備	72	1次ナトリウム純化系	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会							○						
		7-1-1 7-1-2 7-1-3	1次ナトリウム補助設備	78	1次ナトリウム充填ドレン系	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会							○						
		7-1-2	メンテナンス冷却系設備	82	1次メンテナンス冷却系	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能	検査① 立会							○						

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象		
7	ナトリウムを内包する機器・配管の外観検査	7-2-1	外観検査(その2)	炉外燃料貯蔵設備	128	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能					<p>・ナトリウムを内包する機器・配管の可視範囲について、機器・配管の外表面(保温材がついている場合は保温材の外表面)にナトリウムの漏えい痕跡がないことを目視にて確認する。直接目視が困難な箇所については、当該箇所の下部方向の機器及び配管、床にナトリウムの漏えい痕跡がないことを目視にて確認する。</p> <p>・炉外燃料貯蔵槽冷却設備の機器のうち、遮へい体が施工されている範囲については、可視可能な遮へい体開口部から、内部の可視範囲にナトリウムの漏えい痕跡及びNaベーパーの痕跡がないことを確認し、より遮へい体の内面にナトリウムの漏えいがないことを確認する。</p> <p>【炉外燃料貯蔵槽冷却設備配管(炉外燃料貯蔵室設置分)】 「炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系配管」 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系液上ポンプが運転中でオーバーフロータンク液位が一定時間安定した状態で、以下の事項を確認する。 炉外燃料貯蔵槽液位が通常液位(NsL)で安定し、低下していないこと。 炉外燃料貯蔵室(A-370)のナトリウム漏えい警報が発報していないこと。 「炉外燃料貯蔵槽冷却系配管」 ・炉外燃料貯蔵室(A-370)室内の配管のナトリウム漏えい警報が発報していないことを確認する。</p>	<p>・ナトリウムを内包する機器・配管の可視範囲について、機器・配管の外表面(保温材がついている場合は保温材の外表面)にナトリウムの漏えい痕跡がないこと。直接目視が困難な箇所については、当該箇所の下部方向の機器及び配管、床にナトリウムの漏えい痕跡がないこと。</p> <p>・炉外燃料貯蔵槽冷却設備の機器のうち、遮へい体が施工されている機器については、可視可能な遮へい体開口部から、内部の可視範囲にナトリウムの漏えい痕跡及びNaベーパーの痕跡がないこと。</p> <p>【炉外燃料貯蔵槽冷却設備配管(炉外燃料貯蔵室設置分)】 「炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系配管」 炉外燃料貯蔵槽の液位が通常液位(NsL)で安定し、低下していないこと。 炉外燃料貯蔵室(A-370)のナトリウム漏えい警報が発報していないこと。 「炉外燃料貯蔵槽冷却系配管」 ・炉外燃料貯蔵室(A-370)室内の配管のナトリウム漏えい警報が発報していないこと。</p>	検査① 立会	○	ただし、533系、535系に係る範囲については、当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない	
		7-3-1	炉外燃料貯蔵槽機能検査	炉外燃料貯蔵設備														
		7-3-1	炉外燃料貯蔵槽機能検査	炉外燃料貯蔵設備	123	炉外燃料貯蔵槽	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能						<p>【炉外燃料貯蔵槽(燃料貯蔵容器)】 ・炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系液上ポンプが運転中でオーバーフロータンク液位が一定時間安定した状態で、以下の事項を確認する。 炉外燃料貯蔵槽液位が通常液位(NsL)で安定し、低下していないこと。 炉外燃料貯蔵室(A-370)のナトリウム漏えい警報が発報していないことを確認する。</p> <p>【炉外燃料貯蔵槽(外容器[支持構造物含む])】 ・炉外燃料貯蔵室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。</p>	<p>【炉外燃料貯蔵槽(燃料貯蔵容器)】 ・炉外燃料貯蔵槽の液位が通常液位(NsL)で安定し、低下していないこと。</p> <p>・炉外燃料貯蔵室(A-370)のナトリウム漏えい警報が発報していないこと。</p> <p>【炉外燃料貯蔵槽(外容器[支持構造物含む])】 ・炉外燃料貯蔵室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。</p>	検査① 立会	○	
		7-4-1	原子炉容器等機能検査	原子炉容器	28	原子炉容器	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能						<p>【原子炉容器及び配管】 ・原子炉容器の液位が通常液位(NsL)で一定時間安定し、低下しないことを確認する。</p>	<p>【原子炉容器及び配管】 ・原子炉容器の液位が通常液位(NsL)で安定し、低下しないこと。</p>	検査① 立会	○	
		7-4-1	原子炉容器等機能検査	1次主冷却系設備	40	1次主冷却系配管	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能						<p>・原子炉容器室(R-101)及び同室内の機器・配管のナトリウム漏えい警報が発報していないことを確認する。</p>	<p>・原子炉容器室(R-101)及び同室内の機器・配管のナトリウム漏えい警報が発報していないこと。</p>	検査① 立会	○	
		7-4-1	原子炉容器等機能検査	1次ナトリウム補助設備	68	1次ナトリウムオーバーフロー系	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能								検査① 立会	○	
		7-4-1	原子炉容器等機能検査	メンテナンス冷却系設備	82	1次メンテナンス冷却系	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの密閉機能								検査① 立会	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
7	ナトリウムを内包する機器・配管の外観検査	7-1-1	外観検査(その1)(Aループ)	1次主冷却系設備	42	ガードベッセル	原子炉冷却材液位確保機能	・原子炉容器からのナトリウム漏れ時に原子炉内のナトリウム液位をEsLに確保する機能	(原子炉冷却材圧力バウンダリ等) 第二十六条2項二号 原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するものであること。	・1次系ナトリウムの方への漏れい時に十分な1次系ナトリウムを確保する。	-	-	【中間熱交換器ガードベッセル、1次主冷却系循環ポンプガードベッセル】 ・ガードベッセル内側の表面に変形、傷、破損がないことを目視にて確認する。 ・支持構造物(支持スカート、ベースプレート及び取付ボルト)に腐食、傷がないことを目視にて確認する。	【中間熱交換器ガードベッセル、1次主冷却系循環ポンプガードベッセル】 ・ガードベッセル内側の表面に変形、傷、破損がないこと。 ・支持構造物に腐食、傷がないこと。	検査① 立会	○
		7-1-2	外観検査(その2)(Bループ)													
		7-1-3	外観検査(その3)(Cループ)													
		7-4-1	原子炉容器等機能検査													
		7-4-1	原子炉容器等機能検査	原子炉格納施設	62	貯留槽	ナトリウム漏れ時の熱的・化学的影響の緩和機能	・原子炉容器室からの漏れいナトリウムの貯留機能	(原子炉冷却材圧力バウンダリ等) 第二十六条2項二号 原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するものであること。	・ガードベッセルからの溢流を収納すること。	-	-	【貯留槽、溢流管、分配管、支持構造物】 ・原子炉容器室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	【貯留槽、溢流管、分配管、支持構造物】 ・原子炉容器室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	検査① 立会	○
		7-5-1	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク機能検査	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	287	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	ナトリウムの保持機能	・ナトリウムの貯蔵機能	-	-	-	廃止措置計画 ・2次冷却材ナトリウムを貯蔵する。	・2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクの外側から目視によりタンク外表面に変形、亀裂、破損がないことを確認する(保温材が施工されている範囲は保温材外表面に変形、破損がないことを確認する)。	・2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク外表面に変形、亀裂、破損がないこと(保温材が施工されている範囲は保温材外表面に変形、破損がないこと)。	検査③ 立会	○
		7-5-1	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク機能検査	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	288	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	ナトリウム酸化防止機能	・不活性ガス圧力の正圧保持機能	-	-	-	廃止措置計画 ・アルゴンガスによるカバーガス圧力を正圧状態に維持する。 ・エンジニアリングシート(Q20-18048R0) 正圧状態が維持されていることの判断に必要な圧力の監視範囲は20±10kPa。	・2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク内の不活性ガスの圧力が、正圧(20±10kPa)であることを確認する。	・2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク内の不活性ガスの圧力が正圧(20±10kPa)であることを確認する。	検査③ 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
8	液体廃棄物処理設備の系統運転性能検査	8-1-1	液体廃棄物処理設備系統運転性能検査	液体廃棄物処理設備	207	廃液受入タンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	(廃棄物処理設備等)第二十八条1項一号工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備(排気筒を含み、次条及び第四十二条に規定するものを除く。)を施設しなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。	設備廃液及び建物ドレン処理系統は、廃液受入タンク、廃液蒸発濃縮装置、脱塩塔等からなる。廃液は、使用済の炉心構成要素、機器等に付着するナトリウムの洗浄過程で生成する水酸化ナトリウムを含有しており、廃液受入タンクにて中和処理後、廃液蒸発濃縮装置により溶存固形分を濃縮分離する。蒸留水は、脱塩塔を通じた後、廃液モニタタンクに送り、ここで放射性物質の濃度が十分低いことを確認後、復水器冷却水で混合希釈して、放水口より放出する。	第8回申請 【廃液供給ポンプ】 個数 3 【廃液ドレンポンプ】 個数 2 【原子炉補助建物廃液ドレンポンプ】 個数 2 【メンテナンス・廃棄物処理建物廃液ドレンポンプ】 個数 2 【廃液移送ポンプ】 個数 1 【廃水移送ポンプ】 個数 2	系統設計仕様書(D31-620) (b)ドレン移送設備 廃液ドレンポンプタンク、洗濯廃液ドレンポンプタンクは廃棄物処理エリアで発生する設備廃液ドレン、洗濯廃液ドレンをそれぞれ受入れ、移送ポンプで廃液受入タンク又は洗濯廃液受入タンクへ移送する。また、非ナトリウム建物排水設備に属するA/B廃液ドレンポンプタンク及びM/B廃液ドレンポンプタンクに受入れられた廃液をそれぞれA/B廃液ドレンポンプ、M/B廃液ドレンポンプにて廃液受入タンクへ移送する。  機器設計仕様書(D36-620) 2機器の目的 廃液供給ポンプは、廃液受入タンク内の廃液をPH調整のために廃液受入タンク内で循環攪拌し、さらに廃液蒸発濃縮器へ供給することを目的とする。	各ポンプの循環運転又は移送運転中、運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ①ポンプに異音・異臭・異常な振動がないこと。 ②廃液流路の機器の可視範囲に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。  ・廃液ドレンポンプA/B ・原子炉補助建物廃液ドレンポンプA/B ・メンテナンス・廃棄物処理建物廃液ドレンポンプA/B ・廃液移送ポンプ ・廃水移送ポンプA/B ・廃液供給ポンプA,B,C	各ポンプの循環運転又は移送運転中、運転状態に異常がないこと。	検査② 立会	○
		8-1-1	液体廃棄物処理設備系統運転性能検査	液体廃棄物処理設備	208	廃液蒸発濃縮装置	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第8回申請 液体廃棄物処理系廃液蒸発濃縮装置 個数2 処理能力:1m <sup>3</sup> /h/個	機器設計仕様書(D36-620) 廃液蒸発濃縮装置は、廃液受入処理装置より移送された廃液を蒸発分離し、硫酸ナトリウム(Na <sub>2</sub> SO <sub>4</sub> )を主成分とする濃縮廃液を固体廃棄物処理系へ、蒸留水を廃液排水装置へ移送することを目的とする。 最大処理容量 1m <sup>3</sup> /h×2系列	機器設計仕様書(D36-620) 「定格運転」中、以下を確認する。 ①廃液蒸発濃縮装置の処理容量(廃液凝縮液冷却管 A 及びB 出口流量)が1m <sup>3</sup> /h以上であること。 ②運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ・運転手順書※1に基づき、「定格運転」状態のパラメータに異常がないこと(一時的な変動を除く)。 ・廃液流路の機器の可視範囲に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。 ※1:運転手順書(MQ711-18 放射性廃棄物処理設備運転手順書「10.620 液体廃棄物処理系」)	廃液蒸発濃縮装置A及びB同時「定格運転」中、 ①廃液蒸発濃縮装置の処理容量(廃液凝縮液冷却管A及びB出口流量)が1m <sup>3</sup> /h以上であること。 ②運転状態に異常がないこと。	検査② 立会	○
		8-1-1	液体廃棄物処理設備系統運転性能検査	液体廃棄物処理設備	209	凝縮液タンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第8回申請 【凝縮液移送ポンプ】 個数 2	系統設計仕様書(D31-620)  (iii)廃液排水装置 凝縮液タンクに一時貯留された蒸留水は、凝縮液移送ポンプにより脱塩塔へ移送される。	凝縮液移送ポンプA又はB運転中、以下を確認する。 ①運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ・凝縮液移送ポンプA又はBに異音・異臭・異常な振動がないこと。 ・廃液流路の機器の可視範囲に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。 ②脱塩塔流量(凝縮液移送ポンプ出口流量)が2.5m <sup>3</sup> /h以上流れている状態において、脱塩塔出口電導度が1μS/cm以下であることを確認する。	凝縮液移送ポンプA又はB運転中、 ①運転状態に異常がないこと。 ②脱塩塔流量(凝縮液移送ポンプ出口流量)が2.5m <sup>3</sup> /h以上流れている状態において、脱塩塔出口電導度が1μS/cm以下であることを確認する。	検査② 立会	○
		8-1-1	液体廃棄物処理設備系統運転性能検査	液体廃棄物処理設備	210	脱塩塔	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第1回申請 変更第2回 個数1 容量 2.5m <sup>3</sup> /h/個	系統設計仕様書(D31-620) ・脱塩塔出口電導度1μS/cm以下 ・定格流量2.5m <sup>3</sup> /h			検査② 立会	○
		8-1-1	液体廃棄物処理設備系統運転性能検査	液体廃棄物処理設備	211	廃液モニタタンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第8回申請 【廃液処理水移送ポンプ】 個数 2	保安規定(放射性液体廃棄物の管理)第76条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。 (2)復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が別表76-1に掲げる放出管理目標値を超えないように努めること。 別表76-1 放射性液体廃棄物の放出管理目標値 放出管理目標値:4.7×10 <sup>8</sup> Bq/年  放出管理手順書(MQ713-02) 表-4 放射性液体廃棄物の放出低減目標値 放出廃液の放射能濃度 2.0×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup>  系統設計仕様書(D31-620) (iii)廃液排水装置 廃液モニタタンク内の処理済液はサンプリングラックにて採取し、分析設備で分析されpH、電導度、放射能濃度等水質を確認後、再処理、再使用あるいは、復水器冷却水で混合希釈し環境へ放出される。	(1)廃液モニタタンクA又はBに受け入れた処理水を分析し、放射能濃度が2.0×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 以下であることを「放射性液体廃棄物放出記録」にて確認する。  (2)廃液モニタタンクA又はBの放出運転時、運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ①廃液処理水移送ポンプA又はBに異音・異臭・異常な振動がないこと。 ②廃液流路の機器の可視範囲に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。	(1)廃液モニタタンクA又はBに受け入れた処理水の放射能濃度が2.0×10 <sup>-2</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 以下であること。  (2)廃液モニタタンクA又はBの放出運転時、運転状態に異常がないこと。	検査② 立会	○



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
8	液体廃棄物処理設備の系統運転性能検査	8-1-1	液体廃棄物処理設備系統運転性能検査	液体廃棄物処理設備	212	洗濯廃液受入タンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能		洗濯廃液処理系統は、洗濯廃液受入タンク、洗濯廃液モニタタンク等からなる。洗濯廃液は、保護衣類のうち下着等を水洗する際等に発生するものであり、ろ過処理した後、洗濯廃液モニタタンクに送り、ここで放射性物質の濃度が十分低いことを確認後、復水器冷却水で混合希釈して、放水口より放出する。	第9回申請 【洗濯廃液供給ポンプ】 個数 2 【洗濯廃液バグフィルタタンク】 個数 1 【洗濯廃液ろ過器】 個数 2 【洗濯廃液ドレンポンプ】 個数 2	系統設計仕様書(D31-620) (ii)洗濯廃液ろ過装置 洗濯廃液ろ過装置は洗濯廃液受入装置より移送された洗濯廃液をストレーナ式ろ過器で処理し毛髪、糸くず等を除去する。  (b)ドレン移送設備 廃液ドレンサンプタンク、洗濯廃液ドレンサンプタンクは廃棄物処理エリアで発生する設備廃液ドレン、洗濯廃液ドレンをそれぞれ受け入れ、移送ポンプで廃液受入タンク又は洗濯廃液受入タンクへ移送する。	(1)洗濯廃液受入タンク又はBのろ過処理中、運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ①洗濯廃液供給ポンプA又はBに異音・異臭・異常な振動がないこと。 ②運転手順書※1に基づき、ろ過器A又はBの運転パラメータに異常がないこと(一時的な変動を除く)。 ③廃液流路の機器の可視範囲に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。 ※1:運転手順書(MQ711-18 放射性廃棄物処理設備運転手順書「10.620 液体廃棄物処理系」) (2)洗濯廃液ドレンポンプA又はBの移送運転中、運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ①洗濯廃液ドレンポンプA又はBに異音・異臭・異常な振動がないこと。 ②廃液流路の機器の可視範囲に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。	(1)洗濯廃液受入タンクA又はBのろ過処理中、運転状態に異常がないこと。  (2)洗濯廃液ドレンポンプA又はBの移送運転中、運転状態に異常がないこと。	検査② 立会	○
		8-1-1	液体廃棄物処理設備系統運転性能検査	液体廃棄物処理設備	213	洗濯廃液モニタタンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第9回申請 【洗濯廃液処理水移送ポンプ】 個数 2	保安規定(放射性液体廃棄物の管理)第76条 施設管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理のもと、復水器冷却水放水路より放出する。 (2)復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が別表76-1に掲げる放出管理目標値を超えないように努めること。 別表76-1 放射性液体廃棄物の放出管理目標値 放出管理目標値: $4.7 \times 10^8 \text{Bq/年}$  放出管理手順書(MQ713-02) 表-4 放射性液体廃棄物の放出低減目標値 放出廃液の放射能濃度 $2.0 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$  系統設計仕様書(D31-620) (iii)廃液排水装置 洗濯廃液排水装置は洗濯廃液ろ過装置により処理された処理水を洗濯廃液モニタタンクで環境放出が可能なことを確認後、環境へ放出する。	(1)洗濯廃液モニタタンクに受け入れた処理水を分析し、放射能濃度が $2.0 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 以下であることを「放射性液体廃棄物放出記録」にて確認する。  (2)洗濯廃液モニタタンクの放出運転時、運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ①洗濯廃液処理水移送ポンプA又はBに異音・異臭・異常な振動がないこと。 ②廃液流路の機器の可視範囲に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。	(1)洗濯廃液モニタタンクに受け入れた処理水の放射能濃度が $2.0 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$ 以下であること。  (2)洗濯廃液モニタタンクの放出運転時、運転状態に異常がないこと。	検査② 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
9	液体廃棄物処理設備の警報、インターロックの動作状況の確認検査	9-1-1 9-1-2 9-1-3	警報検査 インターロック検査 外観検査	液体廃棄物処理設備	207	廃液受入タンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能	(廃棄物処理設備等) 第二十八条 工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備を施設しなければならない。  第三十八条 三号 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。  (警報装置等) 第四十六条 貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。  第四十六条 三号 発電用原子炉施設には、発電用原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置を施設しなければならない。	設備廃液及び建物ドレン処理系統は、廃液受入タンク、廃液蒸発濃縮装置、脱塩塔等からなる。廃液は、使用済の炉心構成要素、機器等に付着するナトリウムを含有しており、廃液受入タンクにて中和処理後、廃液蒸発濃縮装置により溶存固形分を濃縮分離する。蒸留水は、脱塩塔を通じた後、廃液モニタタンクに送り、ここで放射性物質の濃度が十分低いことを確認後、復水器冷却水で混合希釈して、放水口より放出する。  漏えいの発生防止するため、タンク水位等の警報、インターロック回路等を設ける。  漏えいの早期検出のため、主要なタンク室等には漏えい検出器を設ける。	第1回申請 【廃液受入タンク】 ①個数:3個 ②容量:12m <sup>3</sup> /個 ③制御方法:液位高によるタンク入口弁自動切り替え回路  第1回申請 【廃液ドレンサンパタンク】 ①個数:1個 ②容量:7m <sup>3</sup> /個 ③制御方法 ・液位高によるドレンポンプ1台自動起動回路 ・液位高高によるドレンポンプ2台自動起動回路  第3回申請 【原子炉補助建物ドレンサンパタンク】 ①個数:1個 ②容量:4m <sup>3</sup> /個 ③制御方法 ・液位高によるドレンポンプ1台自動起動回路 ・液位高高によるドレンポンプ2台自動起動回路  第8回申請 【廃液タンク】 ①個数:1個 ②容量:5m <sup>3</sup> /個 ③制御方法 ・液位高によるポンプ1台自動起動回路  第4回申請 【廃水タンク】 ①個数:2個 ②容量:30m <sup>3</sup> /個 ③制御方法 ・液位高によるタンク入口弁自動切り替え回路  第6回申請 【漏えいの検出装置及び警報装置】 ディスプレイ式 原子炉補助建物ドレンサンパタンク メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク 廃液ドレンサンパタンク 洗濯廃液ドレンサンパタンク 電極式 原子炉補助建物ホットドレンサンパタンク メンテナンス・廃棄物処理建物ホットドレンサンパタンク メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク	【(警報装置)】 第27条 警報装置から発せられる警報について、別表27に定める警報の機能が維持されていることを施設運用上の基準とする。(放射性液体廃棄物の漏えいに関する警報を対象とする)  【(廃液受入タンク)】 設定値リスト(G75-620) インターロック:ポンプ1台切り替え H3:86.29% 精度:±0.71%FS 警報:高警報 H4:90.00% 精度:±0.71%FS  【(廃液ドレンサンパタンク)】 設定値リスト(G75-620) インターロック:ポンプ1台起動 H1:-740mm(±10mm) インターロック:ポンプ2台起動 H2:-640mm(±10mm) 警報:高警報 H2:-640mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L1:-1950mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L2:-2050mm(±10mm) 警報:低警報  【(原子炉補助建物ドレンサンパタンク)】 設定値リスト(G75-620) インターロック:ポンプ1台起動 H1:-788mm(±10mm) インターロック:ポンプ2台起動 H2:-688mm(±10mm) 警報:高警報 H2:-688mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L1:-2488mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L2:-2538mm(±10mm) 警報:低警報	(警報装置) 第27条 警報装置から発せられる警報について、別表27に定める警報の機能が維持されていることを施設運用上の基準とする。(放射性液体廃棄物の漏えいに関する警報を対象とする)  【(廃液受入タンク)】 設定値リスト(G75-620) インターロック:タンク入口弁切り替え H3:86.29% 精度:±0.71%FS 警報:高警報 H4:90.00% 精度:±0.71%FS  【(廃液ドレンサンパタンク)】 設定値リスト(G75-620) インターロック:ポンプ1台起動 H1:-740mm(±10mm) インターロック:ポンプ2台起動 H2:-640mm(±10mm) 警報:高警報 H2:-640mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L1:-1950mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L2:-2050mm(±10mm) 警報:低警報  【(原子炉補助建物ドレンサンパタンク)】 設定値リスト(G75-620) インターロック:ポンプ1台起動 H1:-788mm(±10mm) インターロック:ポンプ2台起動 H2:-688mm(±10mm) 警報:高警報 H2:-688mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L1:-2488mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L2:-2538mm(±10mm) 警報:低警報	9-1-1 警報検査 ①各タンク*1液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて警報が発報することを確認する。 ②廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位高高』及び『液位低』の模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。 ③各サンピット漏えい計装*6に『漏えい』の模擬信号を入力し、警報が発報することを確認する。  9-1-2 インターロック検査 ①各タンク*1液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて所定の弁が「開」⇒「閉」又は切り替わることを確認する。 ②廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定のポンプが1台起動することを確認する。 ③廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定のポンプが2台起動することを確認する。 ④廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位低』の模擬信号を入力し、所定のポンプ*4が停止することを確認する。  9-1-3 外観検査 ①各タンク*1及び廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク、洗濯廃液ろ過器の外表面及び接続する配管に有意な変形、クラック等がないことを確認する。  *1:廃液受入タンクA,B,C、廃水タンクA,B、凝縮液タンク、廃液モニタタンクA,B、洗濯廃液受入タンクA,B、洗濯廃液バグフィルタタンク(外観検査のみ)、洗濯廃液モニタタンク  *2:各設定値に相当する入力値で中央制御室及び廃棄物・共通保修設備操作室の警報が点灯及び鳴動すること。 警報名称は以下の通り。  【(廃液受入タンク)】 ・廃棄物・共通保修設備操作室「(廃液受入タンクA)液位高/低」 ・「(廃液受入タンクB)液位高/低」 ・「(廃液受入タンクC)液位高/低」 ・中央制御室「(廃棄物処理設備)液位異常」  【(廃液ドレンサンパタンク)】 ・廃棄物・共通保修設備操作室「(廃液ドレンサンパタンク)液位高」 ・「(廃液ドレンサンパタンク)液位低」 ・中央制御室「(廃棄物処理設備)サンパタンク液位異常」  【(原子炉補助建物ドレンサンパタンク)】 ・廃棄物・共通保修設備操作室「(A/B)ドレンサンパタンク液位高」 ・「(A/B)ドレンサンパタンク液位低」 ・中央制御室「(廃棄物処理設備)サンパタンク液位異常」	9-1-1 警報検査 ①各タンク液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて警報が発報すること。  ②廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク、廃液タンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位高高』及び『液位低』の模擬信号を入力し、警報が発報すること。  ③各サンピット漏えい計装に『漏えい』の模擬信号を入力し、警報が発報すること。  9-1-2 インターロック検査 ①各タンク*1液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて所定の弁が「開」⇒「閉」又は切り替わることを確認する。 ②廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定のポンプが1台起動することを確認する。 ③廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位高高』の模擬信号を入力し、所定のポンプが2台起動することを確認する。 ④廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク液位計装に『液位低』の模擬信号を入力し、所定のポンプが停止することを確認する。  9-1-3 外観検査 ①各タンク及び廃液ドレンサンパタンク、原子炉補助建物ドレンサンパタンク、メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンサンパタンク、洗濯廃液ドレンサンパタンク、洗濯廃液ろ過器の外表面及び接続する配管に有意な変形、クラック等がないこと。	検査② 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
9	液体廃棄物処理設備の警報、インターロックの動作状況の確認検査	9-1-1 9-1-2 9-1-3	警報検査 インターロック検査 外観検査									【メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンタンク】 設定値リスト(G75-620) インターロック:ポンプ1台起動 H1:-788mm(±10mm) インターロック:ポンプ2台起動 H2:-688mm(±10mm) 警報:高警報 H2:-688mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L1:-2488mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L2:-2538mm(±10mm) 警報:低警報 【廃液タンク】 設定値リスト(G75-550) インターロック:ポンプ1台起動 H1:+1950mm(±10mm) 警報:高警報 H2:+2200mm(±10mm) インターロック:ポンプ停止 L1:+370mm(±10mm) 警報:低警報 L2:+220mm(±10mm) 【廃水タンク】 設定値リスト(G75-640) 計測リスト(G61-640) インターロック:タンク入口弁閉 H1:75.27%(1972mm) 精度:±0.50%FS 警報:高警報 H2:82.18%(2153mm) 精度:±0.50%FS 【廃液及び建物ドレン処理系統床漏えい検出器】 ・メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンタンク室サンプルピット漏えい 設定値リスト(G75-620) 警報:漏えい H1:100mm(0~4mm) ・原子炉補助建物ホットドレンタンク室サンプルピット漏えい 設定値リスト(G75-620) 警報:漏えい H1:100mm(0~4mm) ・メンテナンス・廃棄物処理建物ホットドレンタンク室サンプルピット漏えい 設定値リスト(G75-620) 警報:漏えい H1:100mm(0~4mm) 【凝縮液タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「凝縮液タンク液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【廃液モニタタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「廃液モニタタンクA液位高/低」 「廃液モニタタンクB液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【洗濯廃液受入タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「洗濯廃液受入タンクA液位高/低」 「洗濯廃液受入タンクB液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【洗濯廃液ドレンタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「洗濯廃液ドレンタンク液位高」 「洗濯廃液ドレンタンク液位低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備サンブタンク液位異常」 【洗濯廃液モニタタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「洗濯廃液モニタタンク液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」	【メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「M/Bドレンタンク液位高」 「M/Bドレンタンク液位低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備サンブタンク液位異常」 【メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンタンク室サンプルピット漏えい】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「M/Bドレンタンク室サンプルピット漏えい」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備サンブタンク漏えい」 【原子炉補助建物ホットドレンタンク室サンプルピット漏えい】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「A/Bホットドレンタンク室サンプルピット漏えい」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備サンブタンク漏えい」 【メンテナンス・廃棄物処理建物ホットドレンタンク室サンプルピット漏えい】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「M/Bホットドレンタンク室サンプルピット漏えい」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備サンブタンク漏えい」 【廃水タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「廃水タンクA液位高/低」 「廃水タンクB液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【廃液タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「廃液タンク液位高」 「廃液タンク液位低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【凝縮液タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「凝縮液タンク液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【廃液モニタタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「廃液モニタタンクA液位高/低」 「廃液モニタタンクB液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【洗濯廃液受入タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「洗濯廃液受入タンクA液位高/低」 「洗濯廃液受入タンクB液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」 【洗濯廃液ドレンタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「洗濯廃液ドレンタンク液位高」 「洗濯廃液ドレンタンク液位低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備サンブタンク液位異常」 【洗濯廃液モニタタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 「洗濯廃液モニタタンク液位高/低」 ・中央制御室 「廃棄物処理設備液位異常」			

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
9	液体廃棄物処理設備の警報、インターロックの動作状況の確認検査	9-1-1	警報検査	液体廃棄物処理設備	209	凝縮液タンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第1回申請変更第2回 【凝縮液タンク】 ①個数:1個 ②容量:6m <sup>3</sup> /個 ③制御方法:液位高によるタンク入口弁自動閉止回路	【凝縮液タンク】 設定値リスト(G75-620) 計測リスト(G61-620) インターロック:入口弁閉 H2:89.28% 精度:±0.50%FS 警報:高警報 H2:89.28% 精度:±0.50%FS		検査② 立会	○	
		9-1-2	インターロック検査													
		9-1-3	外観検査													
		9-1-1	警報検査	液体廃棄物処理設備	211	廃液モニタタンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第1回申請変更第2回 【廃液モニタタンク】 ①個数:2個 ②容量:12m <sup>3</sup> /個 ③制御方法:液位高によるタンク入口弁自動切り替え回路	【廃液モニタタンク】 設定値リスト(G75-620) 計測リスト(G61-620) インターロック:タンク入口弁切り替え H2:90.68% 精度:±0.50%FS 警報:高警報 H3:94.13% 精度:±0.50%FS	*3: 廃液受入タンクA,B,C廃液受入母管A側入口弁(620_AV102A,B,C)、廃液受入タンクA,B,C廃液受入母管B側入口弁(620_AV104A,B,C)、廃水タンクA,B廃水入口弁(640_AV281A,B)、廃水タンクA,Bスクラバ廃水入口弁(640_AV299A,B)、凝縮液A,B側凝縮液タンク供給弁	検査② 立会	○	
9-1-2	インターロック検査															
9-1-3	外観検査															
9-1-1	警報検査	液体廃棄物処理設備	212	洗濯廃液受入タンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第1回申請 【洗濯廃液受入タンク】 ①個数:2個 ②容量:16m <sup>3</sup> /個 ③制御方法:液位高によるタンク入口弁自動切り替え回路	【洗濯廃液受入タンク】 設定値リスト(G75-620) 計測リスト(G61-620) インターロック:タンク入口弁切り替え H1:87.69% 精度:±0.50%FS 警報:高警報 H2:91.53% 精度:±0.50%FS	*4: 廃液ドレンポンプA,B、原子炉補助建物廃液ドレンポンプA,B、メンテナンス・廃棄物処理建物廃液ドレンポンプA,B、廃液移送ポンプ、洗濯廃液ドレンポンプA,B	検査② 立会	○			
9-1-2	インターロック検査															
9-1-3	外観検査															
9-1-1	警報検査	液体廃棄物処理設備	213	洗濯廃液モニタタンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第1回申請 【洗濯廃液ドレンポンプ1台自動起動回路】 ①個数:1個 ②容量:7m <sup>3</sup> /個 ③制御方法 ・液位高によるドレンポンプ1台自動起動回路	【洗濯廃液ドレンポンプ1台自動起動回路】 設定値リスト(G75-620) インターロック:ポンプ1台起動 H1:-740mm(±10mm) インターロック:ポンプ2台起動 H2:-640mm(±10mm) 警報:高警報 H2:-640mm(±10mm)	*5: 廃液ドレンポンプA,B、原子炉補助建物廃液ドレンポンプA,B、メンテナンス・廃棄物処理建物廃液ドレンポンプA,B、洗濯廃液ドレンポンプA,B	検査② 立会	○			
9-1-2	インターロック検査															
9-1-3	外観検査															
9-1-1	警報検査	液体廃棄物処理設備	213	洗濯廃液モニタタンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第0回申請 【洗濯廃液ろ過器】 ①容量 : 4 m <sup>3</sup> /h/個	【洗濯廃液ろ過器】 ①容量 : 4 m <sup>3</sup> /個		*6: メンテナンス・廃棄物処理建物ドレンタンク室サンピット漏えい、原子炉補助建物ホットドレンタンク室サンピット漏えい、メンテナンス・廃棄物処理建物ホットドレンタンク室サンピット漏えい	検査② 立会	○		
9-1-2	インターロック検査															
9-1-3	外観検査															
9-1-1	警報検査	液体廃棄物処理設備	213	洗濯廃液モニタタンク	放射性廃棄物処理機能	・廃液処理機能			第0回申請 【洗濯廃液/バグフィルタタンク】 ①容量 : 0.25 m <sup>3</sup> /個	【洗濯廃液/バグフィルタタンク】 ①容量 : 0.25 m <sup>3</sup> /個	H1:87.69% 精度:±0.50%FS 警報:高警報 H2:91.53% 精度:±0.50%FS		検査② 立会	○		
9-1-2	インターロック検査															
9-1-3	外観検査															

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
10	固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査	10-1-1	貯蔵能力確認検査	固体廃棄物処理設備	218	固体廃棄物貯蔵庫	放射性物質の貯蔵機能	・固体廃棄物貯蔵機能	(廃棄物貯蔵設備等) 第二十九条1項一号 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。	・固体廃棄物をその種類によりドラム缶、あるいは梱包した後、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する。 容量:ドラム缶詰固体廃棄物約のべ面積:6,000㎡	第0回申請 固体廃棄物貯蔵庫 種類:鉄筋コンクリート造 容量:ドラム缶詰固体廃棄物約23000本		・固体廃棄物貯蔵庫各階において、以下を確認する。 ・保管エリアの可視範囲について保管状況の障害となるものや床面に破損、損傷等がないこと。 ・既に保管されている廃棄物の可視範囲について、保管状況に異常がないこと。 「異常がないこと」とは、保管状況に傾き等がなく、転倒、荷崩れ等の恐れがないことをいう。	・固体廃棄物貯蔵庫の保管エリアの可視範囲について、保管状況の障害となるものや床面に破損、損傷等がないこと。 ・固体廃棄物貯蔵庫に保管されている廃棄物の可視範囲について、保管状況に異常がないこと。	検査③ 立会	○
		10-1-1	貯蔵能力確認検査	固体廃棄物処理設備	219	固体廃棄物貯蔵プール	放射性物質の貯蔵機能	・固体廃棄物貯蔵機能	(廃棄物貯蔵設備等) 第三十九条1項一号 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。	・使用済制御棒集合体等を貯蔵する。	第8回申請 固体廃棄物貯蔵プール 種類:ライニング槽 容量:1530m <sup>3</sup> /個  ・固体廃棄物貯蔵プール設備循環ポンプ 定格容量:25m <sup>3</sup> /h/個 ・固体廃棄物貯蔵プール設備ろ過器 定格容量:25m <sup>3</sup> /h/個 ・固体廃棄物貯蔵プール設備脱塩器 定格容量:25m <sup>3</sup> /h/個		・ライニングの可視範囲について外観に変形、割れがないことをプール上から目視にて確認する。  ・既に廃棄物が保管されている貯蔵ラック可視範囲について、保管状況に異常がないこと、変形がないことを確認する。 ・廃棄物が保管されていない貯蔵ラック可視範囲について、廃棄物の保管状況に影響を与える変形のないことを確認する。 ・ラックが将来設置される箇所の可視範囲について、枠にラックの設置に影響を与えるような変形がないことを確認する。 ・固体廃棄物貯蔵プール設備循環ポンプ出口流量が25m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・固体廃棄物貯蔵プール設備配管可視範囲について変形及び漏えいがないことを確認する。	・ライニングの可視範囲について外観に変形、割れがないこと。  ・既に廃棄物が保管されている貯蔵ラック可視範囲について、保管状況に異常がないこと、変形がないこと。 ・廃棄物が保管されていない貯蔵ラック可視範囲について、廃棄物の保管状況に影響を与える変形のないこと。 ・ラックが将来設置される箇所の可視範囲について、枠にラックの設置に影響を与えるような変形がないこと。 ・固体廃棄物貯蔵プール設備循環ポンプ出口流量が25m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。 ・固体廃棄物貯蔵プール設備配管可視範囲について変形及び漏えいがないこと。	検査③ 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
11	固体廃棄物貯蔵設備及び固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査	11-1-2 11-1-4	警報検査(その2) インターロック検査(その2)	固体廃棄物処理設備	219	固体廃棄物貯蔵プール	放射性物質の貯蔵機能	・固体廃棄物貯蔵機能	(警報装置等) 第四十六条 貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。  3号 発電用原子炉施設には、発電用原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置を施設しなければならない。	【固体廃棄物貯蔵プール】 構造：鉄筋コンクリートステンレス鋼ライニング 容量：幅約6m×長さ約12m×高さ約21m	第0回申請 【固体廃棄物貯蔵プール】 個数：1 種類：ライニング槽 制御方法：液位高によるプール給水弁自動閉回路	原子炉保安規定 (放射性固体廃棄物の管理) 第75条5項(2) 貯蔵限界 別表75 固体廃棄物貯蔵プール 約1500m <sup>3</sup>	11-1-1警報検査(その1) 廃液濃縮液タンク(A,B)液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて警報が発報する <sup>※3</sup> ことを確認する。  11-1-2警報検査(その2) 固体廃棄物貯蔵プール及び各タンク <sup>※4</sup> 液位計装に『液位高』又は『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて警報が発報する <sup>※3</sup> ことを確認する。  11-1-3インターロック検査(その1) 廃液濃縮液タンク(A,B)液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にてタンク入口弁が切り替わることを確認する。  11-1-4インターロック検査(その2) ①固体廃棄物貯蔵プール及び各タンク <sup>※4</sup> 液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて所定の弁が「開」⇒「閉」又は切り替わることを確認する。  ②-1 プレコートフィルタスラッジ出口弁「574 AV033」、脱塩器廃樹脂出口弁「574 AV048」について、点検計画に基づく点検記録(作動検査記録)にて当該弁が正常に動作していることを確認する。  ②-2 スラッジタンク、廃樹脂タンク液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にてプレコートフィルタスラッジ出口弁「574 AV033」、脱塩器廃樹脂出口弁「574 AV048」に「開」⇒「閉」の信号が出力(電磁接点器が励磁)することを確認する。  11-1-5外観検査 各タンク <sup>※7</sup> の外表面(保温材のある箇所は保温材の表面)及び接続する配管に有意な変形、クラック等がないことを確認する。  11-1-6性能検査 ①スラッジタンクの循環運転を行い、廃樹脂移送ポンプの運転状態に異常の無いこと。また循環ラインの配管、弁より漏えいが無いこと。 ②スラッジタンクから粉末廃樹脂タンクに移送運転を行い、スラッジ移送ポンプの運転状態に異常の無いこと。また移送ラインの配管、弁より漏えいが無いこと。 ③各タンクの循環運転を行い、ポンプの運転状態に異常の無いこと。また循環ラインの配管、弁より漏えいが無いこと。 ④ペイラを運転し、圧縮力及び行程が機能、性能どおりであることを確認する。  ※1：粒状廃樹脂タンク(A,B)、廃樹脂タンク、粉末廃樹脂タンク、スラッジタンクを指す。 ※2：廃樹脂タンク、スラッジタンクのみ『液位高』 ※3：各設定値に相当する入力値で中央制御室及び廃棄物・共通保修設備操作室の警報が点灯および鳴動すること。 ※4：粒状廃樹脂タンク(A,B)、粉末廃樹脂タンクを指す。 ※5：所定の弁とはプール水供給弁、各タンクの入口弁のこと。 ※6：粉末廃樹脂タンク、廃液濃縮液タンク(A)を指す。 ※7：廃液濃縮液タンク(A,B)、粒状廃樹脂タンク(A,B)、廃樹脂タンク、粉末廃樹脂タンク、スラッジタンクを指す。 ※8：運転に支障のある異音・異臭等が無いことを確認する。	11-1-1警報検査(その1) 廃液濃縮液タンク(A,B)液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて警報が発報すること。  11-1-2警報検査(その2) 固体廃棄物貯蔵プール及び各タンク液位計装に『液位高』又は『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて警報が発報すること。  11-1-3インターロック検査(その1) 廃液濃縮液タンク(A,B)液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にてタンク入口弁が切り替わること。  11-1-4インターロック検査(その2) ①固体廃棄物貯蔵プール及び各タンク液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にて所定の弁が「開」⇒「閉」又は切り替わること。  ②-1 プレコートフィルタスラッジ出口弁「574 AV033」、脱塩器廃樹脂出口弁「574 AV048」について、点検計画に基づく点検記録(作動検査記録)にて当該弁が正常に動作していること。  ②-2 スラッジタンク、廃樹脂タンク液位計装に『液位高』の模擬信号を入力し、所定の精度内にてプレコートフィルタスラッジ出口弁「574 AV033」、脱塩器廃樹脂出口弁「574 AV048」に「開」⇒「閉」の信号が出力(電磁接点器が励磁)すること。  11-1-5外観検査 各タンクの外表面(保温材のある箇所は保温材の表面)及び接続する配管に有意な変形、クラック等がないこと。  11-1-6性能検査 ①スラッジタンクの循環運転を行い、廃樹脂移送ポンプの運転状態に異常の無いこと。また循環ラインの配管、弁より漏えいが無いこと。 ②スラッジタンクから粉末廃樹脂タンクに移送運転を行い、スラッジ移送ポンプの運転状態に異常の無いこと。また移送ラインの配管、弁より漏えいが無いこと。 ③各タンクの循環運転を行い、ポンプの運転状態に異常の無いこと。また循環ラインの配管、弁より漏えいが無いこと。 ④ペイラを運転し、圧縮力及び行程が機能、性能どおりであることを確認する。	11-1-2 検査③ 立会  11-1-4 検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
11	固体廃棄物貯蔵設備及び固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査	11-1-2	警報検査(その2)	固体廃棄物処理設備	214	粒状廃樹脂タンク	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能	廃棄物処理設備等 第二十八号 放射性廃棄物を処理する設備を施設しなければならない。  第三十八号 3号 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であり、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の負荷により著しく腐食しないものであること。	【粒状廃樹脂タンク】 基数:2  【粉末廃樹脂タンク】 基数:1  【スラッジタンク】 基数:1  【廃液濃縮液タンク】 基数:2	第1回申請 【粒状廃樹脂タンク】 個数:2 容量:32m <sup>3</sup> 制御方法:液位高によるタンク入口弁自動切替回路  【粉末廃樹脂タンク】 個数:1 容量:14m <sup>3</sup> 制御方法:液位高によるタンク入口弁自動切替回路  【スラッジタンク】 個数:1 容量:12 m <sup>3</sup> /個 制御方法:液位高によるタンク入口弁自動閉止回路  【廃液濃縮液タンク】 個数:2 容量:7m <sup>3</sup> 制御方法:液位高によるタンク入口弁自動切替回路	【粒状廃樹脂タンク】 設定値リスト(G75-630-01-Z02) 計測リスト(G61-630-01-Z02) インターロック:入口弁切替 液位高:92.29% 精度:±0.36%FS 警報:高警報 液位高:96.16% 精度:±0.32%FS  【廃樹脂タンク】 設定値リスト(G75-574-Z04) 計測リスト(G61-574-Z06) インターロック:入口弁「閉」 警報:高警報 液位高:91% 精度:±1.00%FS  【スラッジタンク】 設定値リスト(G75-630-01-Z02) 計測リスト(G61-630-01-Z02) インターロック:入口弁「閉」 警報:高警報 液位高:91.66% 精度:±0.36%FS 警報:高警報 液位高:95.83% 精度:±0.32%FS  【廃液濃縮液タンク】 設定値リスト(G75-574-Z04) 計測リスト(G61-574-Z06) インターロック:入口弁「閉」 警報:高警報 液位高:91% 精度:±1.00%FS	別表 設定値は左欄参照 警報名称は以下の通り。 【固体廃棄物貯蔵プール】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 【固体廃棄物貯蔵プール液位高/低】 ・中央制御室 【廃棄物処理設備液位異常】  【粒状廃樹脂タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 【粒状廃樹脂タンク(A)液位高/低】 【粒状廃樹脂タンク(B)液位高/低】 ・中央制御室 【廃棄物処理設備液位異常】  【粉末廃樹脂タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 【粉末廃樹脂タンク液位高/低】 ・中央制御室 【廃棄物処理設備液位異常】  【スラッジタンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 【スラッジタンク液位高】 ・中央制御室 【廃棄物処理設備液位異常】  【廃液濃縮液タンク】 ・廃棄物・共通保修設備操作室 【廃液濃縮液タンク(A)液位高/低】 【廃液濃縮液タンク(B)液位高/低】 ・中央制御室 【廃棄物処理設備液位異常】	11-1-2,11-1-5,11-1-6 検査③ 立会  11-1-4 検査③ 立会(一部記録確認)	11-1-2,11-1-5,11-1-6 検査③ 立会	11-1-2,11-1-5,11-1-6:○  ただし、ペイラについては、固体廃棄物処理機能を担う機器が「特別な保安計画」にあるため、検査を実施しない
		11-1-2	警報検査(その2)	固体廃棄物処理設備	215	粉末廃樹脂タンク	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能	第三十九号 1号 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。  (警報装置等) 第四十六号 貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。  3号 発電用原子炉施設には、発電用原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置を施設しなければならない。	【粉末廃樹脂タンク】 基数:1  【スラッジタンク】 基数:1  【廃液濃縮液タンク】 基数:2	第8回申請 6.4漏えいの検出装置及び警報装置(液体廃棄物処理系 廃液ドレンサンパタンクの一部)  (工認では漏えいした廃液が最終的に行き着く箇所にて確認(廃液ドレンサンパタンク及びタンク室の床漏えい検出器で確認))	インターロックで動作する弁と動作を次に示す。 【固体廃棄物貯蔵プール】 液位高時においてプール水給水弁が以下のとおり動作すること。 641_AV401「開」⇒「閉」  【粒状廃樹脂タンク】 液位高時においてタンク入口弁が以下のとおり切替ること。 ①Aタンク試験時 630_AV041A,042A,043A「開」⇒「閉」 630_AV041B,042B,043B「閉」⇒「開」 ②Bタンク試験時 630_AV041A,042A,043A「閉」⇒「開」 630_AV041B,042B,043B「開」⇒「閉」  【廃樹脂タンク】 液位高時においてタンク入口弁の電磁接触器が以下のとおり動作すること。 20CNF355「無励磁」⇒「励磁」  【粉末廃樹脂タンク】 液位高時においてタンク入口弁が以下のとおり閉止すること。 630_AV081「開」⇒「閉」  【スラッジタンク】 液位高時においてタンク入口弁の電磁接触器が以下のとおり動作すること。 20CNF286「無励磁」⇒「励磁」  【廃液濃縮液タンク】 液位高時においてタンク入口弁が以下のとおり切替ること。 ①Aタンク試験時 630_AV001A,002A「開」⇒「閉」 630_AV001B,002B「閉」⇒「開」 ②Bタンク試験時 630_AV001A,002A「閉」⇒「開」 630_AV001B,002B「開」⇒「閉」	11-1-2,11-1-5,11-1-6 検査③ 立会  11-1-4 検査③ 立会(一部記録確認)	11-1-2,11-1-5,11-1-6 検査③ 立会	11-1-2,11-1-4,11-1-5:○  ただし、ペイラについては、固体廃棄物処理機能を担う機器が「特別な保安計画」にあるため、検査を実施しない	
		11-1-1	警報検査(その1)	固体廃棄物処理設備	216	廃液濃縮液タンク	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能								11-1-1,11-1-3 検査② 立会

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
11	固体廃棄物貯蔵設備及び固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査	11-1-6	性能検査	固体廃棄物処理設備	217	ペイラ	放射性廃棄物処理機能	・固体廃棄物処理機能	—	基数：1	第5回申請 処理能力：垂直方向圧縮力10t(行程900mm) 個数：1	原子炉保安規定 (放射性固体廃棄物の管理) 第75条(6)② 圧縮減容する場合は、施設管理課長が減容装置で圧縮減容を行う。			検査③ 立会	○ ただし、ペイラについては、固体廃棄物処理機能を担う機器が「特別な保安計画」にあるため、検査を実施しない
12	エリアモニタリング設備の性能検査	12-1-1 12-1-2 12-1-3	性能検査(燃料交換作業に係るエリアモニタ) 性能検査(燃料処理・貯蔵作業に係るエリアモニタ) 性能検査(燃料交換及び燃料処理・貯蔵作業に係るエリアモニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	247	エリアモニタリング設備(ただし、事故時に十分な測定範囲を有するエリアモニタ及び、工学的安全施設作動設備に接続されているエリアモニタを除く。)	放射線監視機能	・放射線監視機能	(計測装置) 第三十三条2項十二号 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 ・管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率 第三十三条5項 第三号から第十五号までに掲げる事項(管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率)を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。 (警報装置等) 第四十六条1項 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第三十三条第二項第十二号(管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率)が著しく上昇した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。	・エリアモニタリング設備は、発電所内の室内の空間線量率を監視し、中央制御室でその自動記録、指示を行う。 ・エリアモニタリング設備は、通常運転時及び事故時にも発電所従業員が滞在する場所(中央制御室)、放射性物質を直接取扱う場所、その他運用に必要な箇所とする。 ・放射線レベルが基準設定値を超えた場合は、現場及び中央制御室に警報を発する。	第5回申請 変更第6回 工事計画届出書(平成28年4月25日) ・原子炉建物エリアモニタ 半導体：個数4 計測範囲：10 <sup>-4</sup> ~1 (mSv/h) ・原子炉建物エリアモニタ 電離箱：個数2 計測範囲：10 <sup>-4</sup> ~10 <sup>2</sup> (mSv/h) ・原子炉建物エリアモニタ He-3 計数管：個数2 計測範囲：10 <sup>-5</sup> ~1 (mSv/h) ・原子炉補助建物エリアモニタ 半導体：個数25 計測範囲：10 <sup>-4</sup> ~1 (mSv/h) 半導体：個数2 計測範囲：10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>2</sup> (mSv/h) ・原子炉補助建物エリアモニタ He-3計数管：個数3 計測範囲：10 <sup>-2</sup> ~1 (mSv/h) ・メンテナンス・廃棄物処理建物エリアモニタ 半導体：個数15 計測範囲：10 <sup>-4</sup> ~1 (mSv/h) 半導体：個数1 計測範囲：10 <sup>-3</sup> ~10 (mSv/h)	【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。 計器仕様書(G71-821-01-24))総合精度±30% JIS Z4324(2009)X線及びγ線用エリアモニタ 相対基準誤差±30% JIS Z4325(1994)環境γ線連続モニタ 警報設定値±2%(デジタル方式)	①指示計及び記録計について、標準線源照射による正味の線量率が基準線量率±30%以内であることを確認する。  ②放射線率高の模擬信号を入力し、警報動作値が設定値±2.0%以内であり、現場及び中央制御室に自動的に警報を発することを確認する。  ③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していることを確認する。	①指示計及び記録計について、標準線源照射による正味の線量率が基準線量率±30%以内であることを確認する。  ②警報動作値が設定値±2.0%以内であり、現場及び中央制御室に自動的に警報を発すること。  ③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していること。	12-1-1 検査① 立会  12-1-2 検査② 立会  12-1-3 検査③ 立会(一部記録確認)	○



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
13	プロセスモニタリング設備の性能検査	13-2-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ)	屋外管理用の主要な設備	232 233	排気筒モニタ	放射線監視機能 放出管理機能	・放射線監視機能 ・放出管理機能	(計測装置) 第二十三条2項九号 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 ・排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 第三十三条5項 第三号から第十五号までに掲げる事項(排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度)を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。  (警報装置等) 第四十六条1項 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第三十三条第二項第九号(排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度)の放射性物質の濃度が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。	・プロセスモニタリング設備は、発電所内の種々の液体、気体中の放射能を連続的に測定し、中央制御室内でその自動記録、指示を行い、放射線レベルが設定値を超えた場合は、中央制御室に警報を発生し、同時に放射能汚染防止対策あるいは放射性物質の発電所外への放出を制限する対策をとれるようにする。 この気体廃棄物の排気中の放射性物質の濃度は、排気筒モニタによって常に監視する。 この排気筒モニタの測定結果は、中央制御室に指示、記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、中央制御室に警報を発生し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。	第5回申請 プロセスモニタリング設備 排気筒モニタ NaI (TI)シンチレーション検出器: 個数2 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^9$ (cps) 排気筒モニタ 電離箱: 個数2 計測範囲: $10^{-12} \sim 10^{-7}$ (A)	【保安規定】 第73条 安全管理課長は、別表78に定める放出管理用計測器の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。 ・排気筒モニタ 2台*1 第103条で策定した保全計画による *1: 内1台は予備とし、必要台数から除く。 【低レンジガスモニタ、高レンジガスモニタ】 JIS Z4317(2008)放射性希ガスモニタ レスポンスの相対基準誤差±(15+U)% 【ダストモニタ、よう素モニタ】 JIS Z4316(2013)放射性ダストモニタ レスポンスの相対基準誤差±20% 【全モニタ(記録計)】 JIS Z4330(2008)γ線検出形水モニタ 確認用線源に対する応答の相対指示誤差±0.04・Nデカード(対数目盛) JIS Z4325(1994)環境γ線連続モニタ 警報設定値±2%(デジタル方式) 【排気筒モニタサンプルラック】 設定値リスト(G75-821-02-Z08) サンプル流量高: 55 LN/min サンプル流量低: 45 LN/min  【排気筒モニタトリチウムサンプルラック】 設定値リスト(G75-821-02-Z08) サンプル流量高: 3.6 LN/min サンプル流量低: 2.4 LN/min 捕集槽(内部)温度低[捕集時]-50°C	①(a)低レンジガスモニタ 指示計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±15%以内であることを確認する。また、記録計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±0.04・Nデカード以内であることを確認する。 (b)高レンジガスモニタ 指示計について、標準線源照射による正味の指示値が基準値±20%以内であることを確認する。また、記録計について、標準線源照射による正味の指示値が基準値±0.04・Nデカード以内であることを確認する。 (c)ダストモニタ、よう素モニタ 指示計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±20%以内であることを確認する。また、記録計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±0.04・Nデカード以内であることを確認する。	①(a)低レンジガスモニタ 指示計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±15%以内であることを確認すること。 (b)高レンジガスモニタ 指示計について、標準線源照射による正味の指示値が基準値±20%以内であることを確認すること。また、記録計について、標準線源照射による正味の指示値が基準値±0.04・Nデカード以内であることを確認すること。 (c)ダストモニタ、よう素モニタ 指示計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±20%以内であることを確認すること。また、記録計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±0.04・Nデカード以内であることを確認すること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○
												②放射能高及び放射能高の模擬信号を入力し、警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発生することを確認する。 ※上記のうち放射能高警報のみのモニタを下記に示す。 ・高レンジガスモニタ ・ダストモニタ ・よう素モニタ	②警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発生すること。			

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
13	プロセスモニタリング設備の性能検査	13-2-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ)										③サンプルラックA、Bについて、現場にてサンプル流量が45を超え55(LN/min)未満であることを確認する。  ④トリチウムサンプルラック1、2のA、B、C系統について、現場にてサンプル時(捕集工程)の流量が2.4を超え3.6(LN/min)未満であり、捕集槽内部温度が-50℃未満であることを確認する。  ⑤計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していることを確認する。	③サンプルラックA、Bのサンプル流量が45を超え55(LN/min)未満であること。  ④トリチウムサンプルラック1、2のA、B、C系統のサンプル時の流量が2.4を超え3.6(LN/min)未満であり、捕集槽内部温度が-50℃未満であること。  ⑤計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していること。		
		13-2-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ)	屋外管理用の主要な設備	234 235	排水モニタ	放射線監視機能 放出管理機能	・放射線監視機能 ・放出管理機能	(計測装置) 第三十三条2項十号 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 ・排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度  第三十三条5項 第三号から第十五号までに掲げる事項(排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度)を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。  また、放出される液体中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって常に監視する。 この排水モニタの測定結果は、中央制御室に指示、記録するとともに、放射線レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は、警報を発し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。  ・液体廃棄物処理設備からの排水を合流し放出する復水器冷却水放水路において排水中の放射線の監視を行う。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。	第5回申請 変更第11回  ・プロセスモニタリング設備 排水モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器：個数2 計測範囲：10 <sup>-1</sup> ～10 <sup>5</sup> (cps)	【保安規定】 第78条 安全管理課長は、別表78に定める放出管理用計測器の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。  ・排水モニタ 2台 *1 第103条で策定した保全計画による *1：内1台は予備とし、必要台数から除く。  【排水モニタ】 JIS Z4330(2008) γ線検出形水モニタ 確認用線源に対する応答の相対指示誤差±10%以内(デジタル式)、±0.04・Nデカード(対数目盛)  JIS Z4325(1994)環境γ線連続モニタ 警報設定値±2%(デジタル方式)  【排水モニタ水サンブラ】 設定値リスト(G75-821-02-Z08) サンプル流量高:40 L/min サンプル流量低:20 L/min	①指示計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±10%以内であることを確認する。また、記録計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±0.04・Nデカード以内であることを確認する。  ②放射能高及び放射能高の機械信号を入力し、警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発することを確認する。  ③水サンブラA、Bについて、現場にてサンプル流量が20を超え40(L/min)未満であることを確認する。  ④計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していることを確認する。	①指示計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±10%以内であることを確認する。また、記録計について、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±0.04・Nデカード以内であることを確認する。  ②警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発すること。  ③水サンブラA、Bのサンプル流量が20を超え40(L/min)未満であること。  ④計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
13	プロセスモニタリング設備の性能検査	13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	236	原子炉格納容器モニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能	(警報装置等) 第四十六条 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第三十三条第一項第八号又は第二項第九号の放射性物質の濃度若しくは同条第一項第十一号及び第十二号若しくは第二項第十二号及び第十三号の線量当量率が著しく上昇した場合又は流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合においてこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。	・プロセスモニタリング設備は、発電所内の種々の液体、気体中の放射能を連続的に測定し、中央制御室内でその自動記録、指示を行い、放射線レベルが設定値を超えた場合は、中央制御室に警報を発生し、同時に放射能汚染防止対策あるいは放射性物質の発電所外への放出を制限する対策をとれるようにする。 (※1共通記載事項)	第5回申請 プロセスモニタリング設備 (一部変更第6回) NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・原子炉格納容器内1次アルゴンガス系系室雰囲気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・原子炉格納容器内1次アルゴンガス系系室雰囲気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・原子炉補助建物1次アルゴンガス系系室雰囲気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・原子炉補助建物1次アルゴンガス系系室雰囲気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps)	【機能・性能】 設定値リスト(G75-821-02 Z8)よりプロセスモニタについて、以下の性能・機能を確認する。 1.警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発生すること。 【その他】 警報設定値の許容誤差は、「JIS Z4325(1994)環境γ線連続モニタ」に準拠	1.放射能高及び放射能高の機能待入入力、警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発生すること。 ※上記のうち放射能高警報のみのモニタを下記に示す。 ・原子炉格納容器モニタ ・原子炉格納容器内1次アルゴンガス系系室雰囲気モニタ ・炉上部ビット雰囲気モニタ ・原子炉容器室雰囲気モニタ ・1次主冷却系室雰囲気モニタ ・原子炉格納容器排気モニタ ・原子炉補助建物1次アルゴンガス系系室雰囲気モニタ ・放射線管理室排気モニタ ・メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ ・固体廃棄物処理設備ベントガスモニタ ・メンテナンス・廃棄物処理建物雰囲気モニタ ・1次アルゴンガス系高圧サージタンクモニタ ・1次アルゴンガス系減衰タンクモニタ ・1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ ・原子炉補機冷却水モニタ	1.放射能高及び放射能高の警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発生すること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○	
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	237	気体廃棄物処理設備排気モニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能	・気体廃棄物処理設備排気モニタ 気体廃棄物処理設備からの排気中の放射能の監視を行うガスモニタを設ける。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・気体廃棄物処理設備排気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps)	①指示計について、 (a) NaI(Tl)シンチレータを検出器とするモニタは、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±15%以内であることを確認する。 (b) 電離箱を検出器とするモニタは、標準線源照射による正味の指示値が基準値±20%以内であることを確認する。 記録計について、標準線源照射による正味の指示値が基準値±0.04・Nデカード以内であることを確認する。	2. ①指示計について、 (a) NaI(Tl)シンチレータを検出器とするモニタは、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±15%以内であることを確認する。 (b) 電離箱を検出器とするモニタは、標準線源照射による正味の指示値が基準値±20%以内であることを確認する。 記録計について、標準線源照射による正味の指示値が基準値±0.04・Nデカード以内であることを確認する。	2. ①指示計について、 (a) NaI(Tl)シンチレータを検出器とするモニタは、標準線源照射による検出効率が基準検出効率±15%以内であることを確認する。 (b) 電離箱を検出器とするモニタは、標準線源照射による正味の指示値が基準値±20%以内であることを確認する。 記録計について、標準線源照射による正味の指示値が基準値±0.04・Nデカード以内であることを確認する。	検査③ 立会(一部記録確認)	○		
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	238	原子炉格納容器排気モニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能	・原子炉格納容器排気モニタ 原子炉格納容器からの排気中の放射能の監視を行うガスモニタを設ける。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・原子炉格納容器排気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps)	②サンプルポンプを有するプロセスモニタについてサンプル流量が許容範囲内であることを確認する。	③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していることを確認する。	②サンプルポンプを有するプロセスモニタについてサンプル流量が許容範囲内であることを確認する。	③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○	
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	239	原子炉補助建物排気モニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能	・原子炉補助建物排気モニタ 原子炉補助建物からの排気中の放射能の監視を行うガスモニタを設ける。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・原子炉補助建物排気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・気体廃棄物処理設備廃ガス貯槽室雰囲気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・中央制御室給気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・放射線管理室排気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps)	③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していることを確認する。	③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○			
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	240	メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能	上記に同じ。	・メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ メンテナンス・廃棄物処理建物からの排気中の放射能の監視を行うガスモニタを設ける。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・メンテナンス・廃棄物処理建物雰囲気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) ・液体廃棄物処理設備出口モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps)	検査③ 立会(一部記録確認)	○				

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
13	プロセスモニタリング設備の性能検査	13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	241	共通保修設備排気モニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能		・共通保修設備排気モニタ 共通保修設備からの排気中の放射能の監視を行うようモニタを設ける。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・共通保修設備排気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^5$ (cps)				検査③ 立会(一部記録確認)	○
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	242	1次アルゴンガスモニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能		・1次アルゴンガスモニタ 1次アルゴンガス中の放射能の監視を行う。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1 ・1次アルゴンガス系設備設置室雰囲気モニタ 原子炉補助建物内の1次アルゴンガス系設備を設置する部屋の雰囲気中の放射能の監視を行うガスモニタを設け、1次アルゴンガス系からの漏えいを検知する。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・1次アルゴンガスモニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^6$ (cps) ・1次アルゴンガス系高圧サージタンクモニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^6$ (cps) ・1次アルゴンガス系減衰タンクモニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^6$ (cps) ・1次アルゴンガス系設備設置室雰囲気モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^6$ (cps)			検査③ 立会(一部記録確認)	○	
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	243	1次ナトリウム純化系コールドラップ冷却ガスモニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能		・1次ナトリウム純化系コールドラップ冷却ガスモニタ 1次ナトリウム純化系コールドラップ冷却系配管内を流れる窒素ガス中の放射能を監視し、1次ナトリウム純化系からの漏えいを検知する。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・1次ナトリウム純化系コールドラップ冷却ガスモニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数1 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^6$ (cps)				検査③ 立会(一部記録確認)	○
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	245	原子炉補機冷却水モニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能		・原子炉補機冷却水モニタ 原子炉補機冷却水中の放射能を監視し、熱交換器での放射能を含む各設備からの漏えいを検知する。検出器には、シンチレーション検出器を使用する。 ※1	・原子炉補機冷却水モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器・個数3 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^6$ (cps)				検査③ 立会(一部記録確認)	○
		13-1-1	性能検査(排気筒モニタ、排水モニタ以外)	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	246	燃料出入機冷却ガスモニタ	放射線監視機能	・放射線監視機能		・燃料出入機冷却ガスモニタ 燃料出入機本体の冷却ガス中の放射能の監視を行う。検出器には、電離箱を使用する。 ※1	・燃料出入機冷却ガスモニタ 電離箱検出器・個数2 計測範囲: $10^{-1} \sim 10^6$ (mSv/h)				検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
14	固定式周辺モニタリング設備の性能検査	14-1-1	性能検査	屋外管理用の主要な設備	249	固定モニタリング設備	放射線監視機能	・放射線監視機能	(計測装置) 第二十三条2項十三号 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 ・周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率 第三十三条5項 第三号から第十五号までに掲げる事項(周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率)を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。 (警報装置等) 第四十六条1項 発電用原子炉施設には、その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合、第二十三条第二項第十三号(周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率)の線量当量率が著しく上昇した場合においてこれを確実に検出して自動的に警報する装置を施設しなければならない。	(固定モニタリング設備) 発電所敷地境界及び周辺の空間線量率を連続測定するためのシンチレーション検出器等を備えたモニタリングポストを設ける。 なお、空間線量率については事故時において十分な測定範囲を有し、中央制御室で監視できるよう設計する。	第5回申請 変更第6回 ・モニタリングポスト NaI(Tl)シンチレーション検出器：個数4 計測範囲：10～10 <sup>5</sup> (nGy/h) ・モニタリングポスト 電離箱：個数4 計測範囲：10～10 <sup>8</sup> (nGy/h)	【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。 (別表94の記載内容) ・固定放射線監視用計測器 モニタリングポスト 4台 第103条で策定した保全計画による JIS Z4325(2008)環境γ線連続モニタ 相対基準誤差±20% 使用前検査要領書(PT-S-24-1) 許容範囲±0.04N・デカード以内 JIS Z4325(1994)環境γ線連続モニタ 警報設定値±2%(デジタル方式)	①指示計について、標準線源照射による正味の線量率が基準線量率±20%以内であることを確認する。また、記録計について、標準線源照射による正味の線量率が基準線量率±0.04・Nデカード以内であることを確認する。 ②吸収線量率高の模擬信号を入力し、警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発することを確認する。 ③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していることを確認する。	①指示計について、標準線源照射による正味の線量率が基準線量率±20%以内であることを確認する。また、記録計について、標準線源照射による正味の線量率が基準線量率±0.04・Nデカード以内であることを確認する。 ②警報動作値が設定値±2.0%以内であり、中央制御室に警報を発すること。 ③計測結果が指示計に表示され、記録計が記録紙に記録していること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○
15	移動式周辺モニタリング設備の作動検査	15-1-1	作動検査	屋外管理用の主要な設備	250	モニタリングカー	放射線監視機能	・放射線監視機能	(計測装置) 第三十三条2項 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度 第三十三条5項 第三号から第十五号までに掲げる事項(周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度)を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。	(モニタリングカー) 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、発電所周辺地域の環境モニタリングを行うため、必要な機材を搭載したモニタリングカーを設ける。	第5回申請 経緯変更(第9回) 移動式モニタリング設備 ・線量率モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器 計測範囲：10～10 <sup>5</sup> (nGy/h) ・線量率モニタ 電離箱 計測範囲：10～10 <sup>8</sup> (nGy/h) ・ダストモニタ 計測範囲：1～999999(count) ・よう素モニタ 計測範囲：1～999999(count) 上記の検出器の取付箇所はモニタリングカー	【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。 (別表94の記載内容) ・線源管理用計測器(台数) ・モニタリングカー取付モニタ(4) ・計測器類の点検頻度：第103条で策定した保全計画による 【線量率モニタ】 JIS Z4325(2008)環境γ線連続モニタ 相対基準誤差±20% 【ダストモニタ、よう素モニタ】 JIS Z4316(2013)放射性ダストモニタ レスポンスの相対基準誤差±20%	(1)モニタリングカー取付モニタ(線源測定試験) ①線量率モニタ NaI(Tl)シンチレーション検出器：標準線源を用いて線源測定試験を行い、正味の線量率が判定基準を満足していることを確認する。 ②線量率モニタ 電離箱：標準線源を用いて線源測定試験を行い、正味の線量率が判定基準を満足していることを確認する。 ③ダストモニタ：標準線源を用いてレスポンス測定試験を行い、レスポンスが判定基準を満足していることを確認する。 ④よう素モニタ：標準線源を用いてレスポンス測定試験を行い、レスポンスが判定基準を満足していることを確認する。 (2)モニタリングカー(測定動作確認) ①敦賀総合研究開発センター(白木)に移動した上で、モニタリングカー取付モニタで空間線量率及び放射性物質濃度の測定を行い、計測結果が表示器で表示されることを確認する。 ②前項①の計測結果をデータ処理装置に記録及び保存する。	①標準線源による線量率の±20%以内であることを確認する。 ②標準線源による線量率の±20%以内であることを確認する。 ③レスポンスが形式検査で求めたレスポンスの相対基準誤差±20%以内であることを確認する。 ④レスポンスが形式検査で求めたレスポンスの相対基準誤差±20%以内であることを確認する。 ①モニタリングカー取付モニタの計測結果が表示器で表示されること。 ②前項①の計測結果がデータ処理装置に表示(記録)できていること及び電子データとして保存できること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
16	換気設備の性能検査	16-1-1	換気設備性能検査 (アニュラス循環排気ファン)	アニュラス循環排気装置	64	アニュラス循環排気ファン	換気機能(自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによう素除去機能を除く。)	・換気機能	(換気設備) 第四十二条 発電用原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流し難い構造であること。	換気空調設備は原子炉格納施設及び原子炉補助建物等の換気、空調及び浄化を行うものであり、各室の雰囲気温度を所定の温度に保ち、適切な換気及び放射性物質の浄化により、作業者の雰囲気内立入り、放射線被ばくの防止を可能にし、かつ大気への放射性物質放出量を低減させる。	第4回申請 アニュラス循環排気ファン 容量:120m <sup>3</sup> /分/個	アニュラス微粒子フィルタユニットA(B)/F差圧(661-dPI003A/B)「0.49kPa未満」	・工認(機能、性能)の欄に示した各ファンの容量が所定の容量以上であることを確認する。 (ファンの分解点検を実施した場合のみ、容量を測定する。) ・保安規定、その他設計仕様書等の欄に記載した各フィルタの差圧が所定の差圧未満であることを確認する。 ・工認(機能、性能)の欄に示した各ファンの運転状態に異常がないことを以下内容により確認する。 ①運転手順書(放射線管理室浄化ファンについては化学管理手続書)に基づき、ファンの運転状態に異常がないこと ②可視範囲のダクトに変形、腐食孔がないこと ・保安規定・その他設計仕様書等の欄に示した空調ファンを設ける設備について各室の温度が所定の温度であることを確認する。(各室の温度は、部屋の温度又は空調した戻り温度で確認する) ・中央制御室空調ファン停止時に中制室外気取入隔離ダンパが「全開」から「全閉」すること、中央制御室ランプ表示及び現場ダンパ開閉状態にて確認する。	・ファンの容量が所定の容量以上であること。(ファンの分解点検を実施した場合のみ。) ・フィルタの差圧が 所定の差圧未満であること。 ・ファンの運転状態に異常がないこと。 ・所定の温度であること。 ・中制室外気取入隔離ダンパが全閉すること。	検査③ 立会	○
		16-1-2	換気設備性能検査 (格納容器換気装置)	格納容器換気装置	254	格納容器換気装置	換気機能	・換気機能	—	—	第4回申請 格納容器給気ファン 容量:460m <sup>3</sup> /分/個 格納容器排気ファン 容量:460m <sup>3</sup> /分/個	C/V排気フィルタユニットA(B) H/F差圧(664-dPI004A/B)「0.49kPa未満」	—	—	検査③ 立会	○
		16-1-3	換気設備性能検査 (格納容器空気雰囲気調節装置)	格納容器空気雰囲気調節装置	255	格納容器空気雰囲気調節装置	換気機能	・換気機能	—	—	設工認(第3回申請) 格納容器空調ファン 容量:820m <sup>3</sup> /分/個	—	運転手順書(MQ711-16 発電所補助設備運転手順書「8.665 格納容器空気雰囲気調節装置」) C/V空調ユニットA(B) CC/F入口温度(665-TE002A/B) 10℃以上40℃以下	—	検査③ 立会	○
		16-1-4	換気設備性能検査 (補助建物一般換気装置)	補助建物一般換気装置	256	補助建物一般換気装置	換気機能	・換気機能	—	—	設工認(第3回申請) 補助建物一般給気ファン I 容量:990m <sup>3</sup> /分/個 補助建物一般排気ファン I 容量:1010m <sup>3</sup> /分/個 補助建物一般給気ファン II 容量:1070m <sup>3</sup> /分/個 補助建物一般排気ファン II 容量:975m <sup>3</sup> /分/個 一般バッテリー室排気ファン 容量:75m <sup>3</sup> /分/個	—	—	—	検査③ 立会	○
		16-1-5	換気設備性能検査 (中央制御室空調装置、電気設備室換気装置)	中央制御室空調装置	259	中央制御室空調装置	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	(原子炉制御室等) 第三十七条5項二号 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域 遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置	—	第4回申請 中央制御室空調ファン 容量:670m <sup>3</sup> /分/個 中央制御室排気ファン 容量:60m <sup>3</sup> /分/個	—	運転手順書(MQ711-16 発電所補助設備運転手順書「8.681 中央制御室空調装置」) 中制室温度(681-TIC002) 16℃以上26℃以下	—	検査③ 立会	○
		16-1-6	換気設備性能検査 (蒸気発生器室換気装置)	蒸気発生器室換気装置	260	蒸気発生器室換気装置	換気機能	・換気機能	—	—	設工認(第3回申請) 蒸気発生器室(A)給気ファン 容量:1305m <sup>3</sup> /分/個 蒸気発生器室(A)排気ファン 容量:1265m <sup>3</sup> /分/個 配管室(A)排気ファン 容量:185m <sup>3</sup> /分/個 蒸気発生器室(B)給気ファン 容量:1025m <sup>3</sup> /分/個 蒸気発生器室(B)排気ファン 容量:1170m <sup>3</sup> /分/個 蒸気発生器室(C)給気ファン 容量:1275m <sup>3</sup> /分/個 蒸気発生器室(C)排気ファン 容量:1255m <sup>3</sup> /分/個 配管室(C)排気ファン 容量:165m <sup>3</sup> /分/個	—	—	—	検査③ 立会	○
16-1-5	換気設備性能検査 (中央制御室空調装置、電気設備室換気装置)	電気設備室換気装置	262	電気設備室換気装置	換気機能	・換気機能	—	—	設工認(第3回申請) 電気設備室空調ファン I 容量:1130m <sup>3</sup> /分/個 バッテリー室排気ファン I 容量:50m <sup>3</sup> /分/個 炉外燃料貯蔵槽予熱盤室排気ファン 容量:20m <sup>3</sup> /分/個 電気設備室空調ファン II 容量:1150m <sup>3</sup> /分/個 バッテリー室排気ファン II 容量:30m <sup>3</sup> /分/個	—	運転手順書(MQ711-16 発電所補助設備運転手順書「8.685 電気設備室換気装置 I」「8.686 電気設備室換気装置 II」) 非常用低圧電気設備室(A)リレー室等出口温度(685-TI003) 5℃以上40℃以下 リレー室温度(685-TIC2) 16℃以上26℃以下 非常用低圧電気設備室(B)(C)等出口温度(686-TI003) 5℃以上40℃以下	—	検査③ 立会	○		

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
16	換気設備の性能検査	16-1-7	換気設備性能検査(燃料取扱設備室換気装置)	燃料取扱設備室換気装置	264	燃料取扱設備室換気装置	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	(換気設備) 第四十二条 発電用原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流し難い構造であること。	第4回申請 燃料取扱設備室給気ファンⅠ 容量:1520m <sup>3</sup> /分/個  燃料取扱設備室給気ファンⅡ 容量:1470m <sup>3</sup> /分/個  燃料取扱設備室排気ファン 容量:2990m <sup>3</sup> /分/個	燃取室排気フィルタユニットA(B) H/F差圧(672-dPI006A,B) 「0.49kPa未満」		検査③ 立会	○		
		16-1-8	換気設備性能検査(放射線管理室空調装置)(空調ファン及び排気ファン)	放射線管理室空調装置	265	放射線管理室空調装置	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	(換気設備) 第四十二条 発電用原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流し難い構造であること。	第4回申請 放射線管理室空調ファン 容量:620m <sup>3</sup> /分/個  放射線管理室排気ファン 容量:620m <sup>3</sup> /分/個	放管室排気フィルタユニット A(B)H/F差圧(673-dPI004A,B) 「0.49kPa未満」	運転手順書(MQ711-16 発電所補助設備運転手順書「8.673 放射線管理室空調装置」) 放管室温度(673-TIC003) 16℃以上26℃以下 分析室温度(673-TIC004) 16℃以上26℃以下	検査③ 立会	○		
		16-1-11	換気設備性能検査(放射線管理室空調装置)(放射線管理室浄化ファン及び放射線管理室浄化フィルタユニット)	放射線管理室空調装置	265	放射線管理室空調装置	換気機能(よう素除去機能を除く。)	・換気機能	(換気設備) 第四十二条 発電用原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流し難い構造であること。	第4回申請 放射線管理室浄化ファン 容量:195m <sup>3</sup> /分/個	浄化フィルタユニット入口側(出口側)微粒子フィルタA(B)差圧 (815dPIS002A,B、815dPIS003A,B) 「0.49kPa未満」		検査③ 立会	○		
		16-1-9	換気設備性能検査(炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置)	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	268	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	換気機能	・換気機能	—	—	第3回申請 炉外燃料貯蔵槽冷却系室(A)給気ファン 容量:190m <sup>3</sup> /分/個  炉外燃料貯蔵槽冷却系室(B)給気ファン 容量:65m <sup>3</sup> /分/個  炉外燃料貯蔵槽冷却系室(C)給気ファン 容量:65m <sup>3</sup> /分/個	—		検査③ 立会	○	
		16-1-10	換気設備性能検査(メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置)	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	270	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	換気機能	・換気機能	(換気設備) 第四十二条 発電用原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流し難い構造であること。	第4回申請 メンテナンス・廃棄物処理建物給気ファン 容量:2800m <sup>3</sup> /分/個  メンテナンス・廃棄物処理建物排気ファン 容量:2800m <sup>3</sup> /分/個	M/B排気フィルタユニットA(B)H/F差圧(695-dPI004A,B,C,D) 「0.49kPa未満」		検査③ 立会	○		

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
17	非常用発電装置の性能検査	17-1-1 17-1-2	性能検査(A系)(B系)	ディーゼル発電機	195	ディーゼル発電機	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	・電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)  第四十四条1項 内燃機関を原動力とする発電設備を有する非常用電源設備を施設しなければならない。  第四十四条2項 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。  第四十四条7項 非常用電源設備及びその附属設備は、十分な容量を有するものでなければならない。	(保安電源設備) 第四十四条1項 内燃機関を原動力とする発電設備を有する非常用電源設備を施設しなければならない。  第四十四条2項 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。  第四十四条7項 非常用電源設備及びその附属設備は、十分な容量を有するものでなければならない。	・電力:約4.250kW ・電圧:6.900V ・周波数:60Hz	第8回申請 容量:5313kVA 力率:80%(遅れ) 電圧:6900V 周波数:60Hz	原子炉保安規定 第45条2項(1) ディーゼル発電機が電圧6900±345V及び周波数60±3Hzであること。	発電機の運転状態として、以下を確認する。 a.電力 b.電圧 c.周波数 d.振動 e.漏えい  機関の運転状態として、以下を確認する。 a.機関入口潤滑油圧力 b.機関付清水ポンプ出口圧力 c.機関入口潤滑油温度 d.機関出口1次冷却水温度 e.振動 f.漏えい  振動は、触診又は聴診にて確認する。 漏えいは、目視にて確認する。	発電機の運転状態 a.電力が4.250kW以上であること b.電圧が6.90±0.34kVであること c.周波数が60±3Hzであること d.異常な振動がないこと。 e.漏えいがないこと。  機関の運転状態 a.機関入口潤滑油圧力が412kPaを超えること。 b.機関付清水ポンプ出口圧力が99kPa以上であること。 c.機関入口潤滑油温度が65.0°C未満であること。 d.機関出口1次冷却水温度が75.0°C未満であること。 e.異常な振動がないこと。 f.漏えいがないこと。	検査① 立会	○
18	無停電電源装置の性能検査	18-1-1	性能検査	直流電源及び交流無停電電源設備	196	直流電源及び交流無停電電源設備	電源供給機能	・電源供給機能		【直流電源設備】 蓄電池電圧 ・A,B,C,D系:約120V ・E系:約240V 【交流無停電電源設備】 出力電圧 ・A,B,C,D系:AC115V 出力周波数 ・A,B,C,D系:60Hz	第8回申請 【直流電源装置】 直流出力(浮動充電時) ・A,B,C,D系:120.4V ・E系:236.5V 【無停電電源装置】 出力電圧 ・A,B,C,D系:交流115V 出力周波数 ・A,B,C,D系:60Hz	【直流電源装置】 設計仕様書(D33-772-20) 直流充電器盤 ①安全保護系(A,B,C系)出力電圧 浮動充電時 120.4V±2%以下 蓄電池給電時 約100.8~120.4V ②一般系(D系)出力電圧 浮動充電時 120.4V±2%以下 蓄電池給電時 約100.8~120.4V ③計算機用(E系)出力電圧 浮動充電時 236.5V±2%以下 蓄電池給電時 約192.5~236.5V 取扱説明書(D28-772M-HNDL-04-Z0) 蓄電池 ・電圧:2.15±0.05V ・比重:1.215±0.01(20°C度換算値) ・液位:最高・最低液面線の範囲内 【交流無停電電源装置】 設計仕様書(D33-773-21) 交流無停電インバータ盤 ①安全保護系(A,B,C系) 出力電圧:AC115V±2% 出力周波数:60±0.3Hz ②一般系(D系) 出力電圧:AC115V±2% 出力周波数:60±0.3Hz 【計算機用電源設備】 設計仕様書(D33-774-20) ①計算機用(E-1系) 出力電圧:AC105V±2% 出力周波数:60±0.3Hz ②計算機用(E-2系) 出力電圧:AC208V±2% 出力周波数:60±0.3Hz	【直流電源設備】 i)直流電源設備(A~E系)の浮動充電状態における総セル電圧が以下の範囲内であることを確認する。 ・A,B,C,D系:120.4±2.4V ・E系:236.5±4.7V ii)蓄電池(A~E系)の単セル電圧、比重及び液位が以下の範囲内であることを確認する。 ・電圧:2.15±0.05V ・比重:1.215±0.01(20°C度換算値) ・液位:最高・最低液面線の範囲内 【交流無停電電源設備】 交流無停電電源設備の運転状態及び交流入力開放時における出力電圧、出力周波数が以下の範囲内で供給可能であることを確認する。 ・出力電圧:115.0±2.3V(A~D系) 105.0±2.1V(E-1系) 208.0±4.1V(E-2系) ・出力周波数:60.0±0.3Hz(A~E系)	【直流電源設備】 i)直流電源設備(A~E系)の浮動充電状態における総セル電圧が以下の範囲内であることを確認する。 ・A,B,C,D系:120.4±2.4V ・E系:236.5±4.7V ii)蓄電池(A~E系)の単セル電圧、比重及び液位が以下の範囲内であることを確認する。 ・電圧:2.15±0.05V ・比重:1.215±0.01(20°C度換算値) ・液位:最高・最低液面線の範囲内 【交流無停電電源設備】 交流無停電電源設備の運転状態及び交流入力開放時における出力電圧、出力周波数が以下の範囲内で供給可能であることを確認する。 ・出力電圧:115.0±2.3V(A~D系) 105.0±2.1V(E-1系) 208.0±4.1V(E-2系) ・出力周波数:60.0±0.3Hz(A~E系)	検査① 立会	○
19	建物及び構築物の外観検査	19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	原子炉建物	1	原子炉建物	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能		・原子炉格納施設の全域を管理区域とする。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁及び原子炉格納施設基礎断面図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁配筋断面図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁配筋平面図 工認申請(第3回) ・生体しゃへい装置構造図	(1)原子炉建物における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないことを確認する。 1)外壁部及び管理区域境界の壁面	(1)原子炉建物における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないこと。 1)外壁部及び管理区域境界の壁面	検査③ 立会	○	
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	原子炉建物	2	原子炉建物	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能  (生体遮蔽等) 第四十一条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。 2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより生体遮蔽を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。							検査③ 立会	○



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
19	建物及び構築物の外観検査	19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	原子炉補助建物	5	原子炉補助建物	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	(廃棄物処理設備等) 第三十八条 2項 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設(流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。 二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰せきが施設されていること。 三 出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰せきが施設されていること。	・原子炉補助建物のほぼ半分の領域を管理区域とする。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図 工認申請(第6回) 放射性廃棄物の廃棄施設(その9及び10)のうち環その他の設備及び漏えいの検出装置の配置の概要を明示した図面	-	(2) 原子炉補助建物における以下の部分の可視範囲に有意な損傷がないことを確認する。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 設置された堰内 3) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面(但し、禁水区域及びライニング部分の床面は除く) 4) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	(2) 原子炉補助建物における以下の部分の可視範囲に有意な損傷がないこと。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 設置された堰内 3) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面(但し、禁水区域及びライニング部分の床面は除く) 4) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	検査③ 立会	○	
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	原子炉補助建物	6	原子炉補助建物	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	(生体遮蔽等) 第四十一条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。 2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより生体遮蔽を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	-	-	-	(3) メンテナンス・廃棄物処理建物における以下の部分の可視範囲に有意な損傷がないことを確認する。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 設置された堰内 3) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 4) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	(3) メンテナンス・廃棄物処理建物における以下の部分の可視範囲に有意な損傷がないこと。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 設置された堰内 3) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 4) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	検査③ 立会	○	
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	メンテナンス・廃棄物処理建物	10	メンテナンス・廃棄物処理建物	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	(廃棄物処理設備等) 第三十八条 2項 流体状の放射性廃棄物を処理する設備が設置される放射性廃棄物処理施設(流体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。以下この項において同じ。)は、次に定めるところにより施設しなければならない。 一 床面及び壁面は、流体状の放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。 二 放射性廃棄物処理施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により流体状の放射性廃棄物が排液受け口に導かれる構造であり、かつ、流体状の放射性廃棄物を処理する設備の周辺部には、流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰せきが施設されていること。 三 出入口又はその周辺部には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物処理施設外へ漏えいすることを防止するための堰せきが施設されていること。	・メンテナンス・廃棄物処理建物を管理区域とする。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図 工認申請(第6回) 放射性廃棄物の廃棄施設(その9及び10)のうち環その他の設備及び漏えいの検出装置の配置の概要を明示した図面	-	(3) メンテナンス・廃棄物処理建物における以下の部分の可視範囲に有意な損傷がないことを確認する。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 設置された堰内 3) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 4) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	(3) メンテナンス・廃棄物処理建物における以下の部分の可視範囲に有意な損傷がないこと。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 設置された堰内 3) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 4) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	検査③ 立会	○	
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	メンテナンス・廃棄物処理建物	11	メンテナンス・廃棄物処理建物	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	(生体遮蔽等) 第四十一条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。 2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより生体遮蔽を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	-	-	-	(4) 固体廃棄物貯蔵庫における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないことを確認する。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 3) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	(4) 固体廃棄物貯蔵庫における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないこと。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 3) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	検査③ 立会	○	
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	固体廃棄物貯蔵庫	12	固体廃棄物貯蔵庫	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	-	・固体廃棄物貯蔵庫を管理区域とする。	工認申請(第9回) 放射線管理設備 生体しゃへい装置構造図(補助しゃへい(固体廃棄物貯蔵庫))	-	(4) 固体廃棄物貯蔵庫における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないことを確認する。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 3) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	(4) 固体廃棄物貯蔵庫における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないこと。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 3) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	検査③ 立会	○
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	固体廃棄物貯蔵庫	13	固体廃棄物貯蔵庫	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	(生体遮蔽等) 第四十一条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。 2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより生体遮蔽を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	-	-	-	-	(4) 固体廃棄物貯蔵庫における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないことを確認する。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 3) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	(4) 固体廃棄物貯蔵庫における以下の部分の可視範囲について有意な損傷がないこと。 1) 外壁部及び管理区域境界の壁面 2) 上階が管理区域で、かつ、直下階が非管理区域となる上階の管理区域の床面 3) 管理区域の最下階の床面(地盤に接する階の床面)	検査③ 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
19	建物及び構築物の外観検査	19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	炉外燃料貯蔵設備	121	炉外燃料貯蔵槽	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	燃料集合体を取扱い、貯蔵あるいは移送するための各装置は水、コンクリート、鉄又は鉛などにより必要なしゃへいを行い、従業者が安全に作業できるようにする。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図	・設工認 添付計算書/その他原子炉の附属設備の放射線しゃへいについての計算書<申請回数:第1回> ・設工認 添付計算書/原子炉建物の放射線しゃへいについての計算書<申請回数:第2回>	(5)各しゃへいにおける確認対象範囲のうち可視範囲に有意な損傷がないことを確認する。	(5)各しゃへいにおける確認対象範囲のうち可視範囲に有意な損傷がないこと。	検査③ 立会	○	
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	炉外燃料貯蔵設備	129	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	原子炉容器室壁及び1次主冷却系機器室壁でしゃへいを行う。	工認申請(第3回) ・生体しゃへい装置構造図	検査③ 立会	○				
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	1次ナトリウム補助設備	71	1次ナトリウム純化系	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	原子炉容器を囲む側部しゃへい、上部しゃへい及び下部しゃへいかなり、通常運転時に原子炉格納容器外部しゃへいの外側の管理区域外での放射線量をA区分に減衰させる。	工認申請(第3回) ・生体しゃへい装置構造図	検査③ 立会	○				
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	1次ナトリウム補助設備	77	1次ナトリウム充填ドレン系	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物内の各機器室における補修等を可能にするためのしゃへいで隣接する通路をB区分にする。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図	検査③ 立会	○				
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	220	原子炉本体しゃへい	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	(生体遮蔽等)第四十一条1項設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。	原子炉容器室壁及び1次主冷却系機器室壁でしゃへいを行う。	工認申請(第3回) ・生体しゃへい装置構造図	検査③ 立会	○				
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	221	原子炉本体しゃへい	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	第四十一条2項一号工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に定めるところにより生体遮蔽を施設しなければならない。 一放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物内の各機器室における補修等を可能にするためのしゃへいで隣接する通路をB区分にする。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図	検査③ 立会	○				
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	222	1次主冷却系しゃへい	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	燃料集合体を取扱い、貯蔵あるいは移送するための各装置は水、コンクリート、鉄又は鉛などにより必要なしゃへいを行い、従業者が安全に作業できるようにする。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図	検査③ 立会	○				
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	223	1次主冷却系しゃへい	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	-	原子炉格納容器を取り囲む外部しゃへい建物からなる	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁及び原子炉格納施設基礎断面図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁配筋断面図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁配筋平面図	施設番号1.2に本設備が含まれるため(1)にて検査する。	施設番号1.2に本設備が含まれるため(1)にて検査する。	検査③ 立会	○		
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	226	補助しゃへい	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	-	原子炉格納容器と外部しゃへい建物との間は密閉構造のアニュラス部を構成する。	工認申請(第1回) ・生体しゃへい装置構造図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁及び原子炉格納施設基礎断面図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁配筋断面図 ・原子炉格納施設の内外部しゃへい壁配筋平面図	検査③ 立会	○				
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	227	燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	放射性物質を直接外気へは放出せず、フィルタを通して排気筒へ導く。	-	管理区域を形成する屋外に設置されている換気空調設備*ダクトに亀裂・損傷がないことを確認する。 *：アニュラス循環排気装置、メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置及び放射線管理室空調装置	管理区域を形成する屋外に設置されている換気空調設備*ダクトに亀裂・損傷がないこと。	検査③ 立会	○		
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	228	燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	-	放射性物質を排出しないこと。	-	-	-	-	-	検査③ 立会	○
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	224	原子炉格納容器外部しゃへい	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	-	-	-	-	-	-	検査③ 立会	○
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	しゃへい設備	225	原子炉格納容器外部しゃへい	放射線遮蔽機能	・管理区域形成による放射線遮蔽機能	-	-	-	-	-	-	-	検査③ 立会	○
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	原子炉格納施設	60	外部しゃへい建物及びアニュラス部	放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	-	-	-	-	-	-	-	検査③ 立会	○
		19-1-1	建物構造部外観検査(管理区域)	アニュラス循環排気装置	63	アニュラス循環排気ファン	放射性物質漏えい防止機能	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	(廃棄物処理設備等)第三十八条1項四号気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十二条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。	-	-	-	-	-	-	検査③ 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
19	建物及び構築物の外観検査	19-3-1 19-3-2 19-3-3	ライナ外観検査 (原子炉建物) (Aループ)(Bループ)(Cループ)	原子炉建物	3	原子炉建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・鋼製のライナを設け、ナトリウムとコンクリートとの直接接触を防止する。	-	-	【原子炉容器室以外】 ライナの可視範囲について、有意なひび割れや損傷がないことを(外装板がついている場合は外装板の上から)目視にて確認する。  【原子炉容器室】 ・原子炉容器室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	【原子炉容器室以外】 ライナに有意なひび割れや損傷がないこと  【原子炉容器室】 ・原子炉容器室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	検査① 立会	○
		19-4-1 19-4-2	ライナ等外観検査(原子炉補助建物)(炉外燃料貯蔵槽室)	原子炉補助建物	7	原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能	・ライナ等によるナトリウム-コンクリート反応抑制機能	(ナトリウムの漏えいによる影響の防止) 第四十七条 発電用原子炉施設がナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けることにより、発電用原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合には、その影響を抑制するための適切な措置を講じなければならない。	・鋼製のライナを設け、ナトリウムとコンクリートとの直接接触を防止する。	-	-	・ライナ等の可視範囲について、有意なひび割れや損傷がないことを(外装板がついている場合は外装板の上から)目視にて確認する。  【炉外燃料貯蔵室設置ライナ】 ・炉外燃料貯蔵槽室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	・ライナ等に有意なひび割れや損傷がないこと  【炉外燃料貯蔵室設置ライナ】 ・炉外燃料貯蔵槽室が窒素雰囲気(酸素濃度3%以下)であることを確認する。	検査① 立会	19-4-1:○ ただし、533系、535系に係る範囲については、当該系統内のNaを固化しているため、検査を実施しない  19-4-2:○
		19-2-1	建物構造部外観検査(非管理区域)	ディーゼル建物	8	ディーゼル建物	機器の支持機能	・ディーゼル発電機等の支持機能	-	・本建物内には、ディーゼル発電機等を収容する。	設工認 第1回 第9-5図 ディーゼル建物構造図	-	-	ディーゼル建物の対象部屋の壁面、床、天井及び外壁の可視範囲に有意な損傷がないことを確認する。	ディーゼル建物の対象部屋の壁面、床、天井及び外壁の可視範囲に有意な損傷がないこと。	検査③ 立会

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
19	建物及び構築物の外観検査	19-2-1	建物構造部外観検査(非管理区域)	タービン建物	9	タービン建物	機器の支持機能	・補助蒸気ヘッダ等の支持機能		所内ボイラを収容する。			タービン建物の対象部屋の壁面、床、天井及び外壁の可視範囲に有意な損傷がないことを確認する。	タービン建物の対象部屋の壁面、床、天井及び外壁の可視範囲に有意な損傷がないこと。	検査③ 立会	○
20	原子炉格納施設の外観検査	20-1-1	外観検査	原子炉格納施設	59	原子炉格納容器	放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	(原子炉格納施設) 第四十三条1項 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないよう、次に定めるところにより原子炉格納施設を施設しなければならない。	・事故時に原子炉からの放射性物質の放散を防止する。		格納容器の密閉性は期待しない。アニュラスによる除去を期待しない。(出典)廃止措置計画認可申請書添付書類第2図 1次冷却材漏えい事故時の放射化ナトリウムの大気放出過程)	・原子炉格納容器(上部アニュラスシールまでの範囲)の可視範囲について、亀裂、変形、破損がないことをアニュラス部より目視にて確認する。 ・原子炉格納容器のトップドーム部の可視範囲について、亀裂、変形、破損がないことをR-501(運転床)より目視にて確認する。 ・機器搬入口のふた及び胴の可視範囲について、亀裂、変形、破損がないことをR-501(運転床)より目視にて確認する。 ・エアロック(常用、非常用)のとびら及び胴の可視範囲について、亀裂、変形、破損がないことをR-501(運転床)より目視にて確認する。	・原子炉格納施設に亀裂、変形、破損がないこと ・保温材又は保護カバーが付いている場合には、保温材又は保護カバーについて亀裂、変形、破損がないこと	検査③ 立会	○
		20-1-1	外観検査	原子炉格納施設	61	原子炉格納容器付属設備(非管理区域設置貫通部)	放射性物質漏えい防止機能(事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。)	・管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能	(原子炉格納施設) 第四十三条1項 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないよう、次に定めるところにより原子炉格納施設を施設しなければならない。				格納容器貫通部(非管理区域設置貫通部を除く)の可視範囲について、亀裂、変形、破損がないことをアニュラス部より目視にて確認する。 ・保温材又は保護カバーが付いている場合には、保温材又は保護カバーについて亀裂、変形、破損がないことを目視にて確認する。 ・原子炉格納容器付属設備(非管理区域設置貫通部)の可視範囲について、亀裂、変形、破損がないことをアニュラス部及び非管理区域側より目視にて確認する。 保温材又は保護カバーが付いている場合には、保温材又は保護カバーについて亀裂、変形、破損がないことを目視にて確認する。	・原子炉格納施設に亀裂、変形、破損がないこと ・保温材又は保護カバーが付いている場合には、保温材又は保護カバーについて亀裂、変形、破損がないこと	検査③ 立会	○
21	原子炉補機冷却水設備、原子炉補機冷却海水設備及び機器冷却系統の系統運転性能検査	21-1-1	原子炉補機冷却水設備系統運転性能検査	原子炉補機冷却水設備	102	原子炉補機冷却水熱交換器	冷却機能	・冷却機能		・原子炉補機冷却水熱交換器は、原子炉補機の冷却器等の冷却水を海水で冷却する。	第4回申請 2.9原子炉補機冷却水設備 (1)熱交換器 原子炉補機冷却水熱交換器A 伝熱面積:102m <sup>2</sup> /個 個数:1 原子炉補機冷却水熱交換器B 伝熱面積:72m <sup>2</sup> /個 個数:1 原子炉補機冷却水熱交換器C 伝熱面積:267m <sup>2</sup> /個 個数:2	設定値リストG75-410 補機冷却系A供給温度(410A-TS003)高警報:38°C (注):410B,C-TS003もA同様である。	・(A,B,C)補機冷却系供給温度が38°C未満であることを確認する。 ・原子炉補機冷却水熱交換器(A,B,C1,C2)の伝熱管径施工本数が次の本数以下であることを確認する。(熱交換器の開放点検がある場合のみ) A:11本 B:18本 C1,C2:22本	・(A,B,C)補機冷却系供給温度が38°C未満であること ・原子炉補機冷却水熱交換器(A,B,C1,C2)の伝熱管径施工本数が次の本数以下であることを確認する。(熱交換器の開放点検がある場合のみ) A:11本 B:18本 C1,C2:22本	検査③ 立会(一部記録確認)	○
		21-1-1	原子炉補機冷却水設備系統運転性能検査	原子炉補機冷却水設備	103	原子炉補機冷却水ポンプ	冷却機能(自動起動機能を除く。)	・冷却機能		・原子炉補機冷却水ポンプは、原子炉補機冷却水熱交換器を通して冷却水を循環し、原子炉補機を冷却する。	第4回申請 2.9原子炉補機冷却水設備 (2)循環ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプA 定格容量:180m <sup>3</sup> /h/個 個数:1 原子炉補機冷却水ポンプB 定格容量:125m <sup>3</sup> /h/個 個数:1 原子炉補機冷却水ポンプC 定格容量:600m <sup>3</sup> /h/個 個数:3		・原子炉補機冷却水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の吐出流量が次の流量以上であることを確認する。 A:180m <sup>3</sup> /h B:125m <sup>3</sup> /h C1,C2,C3:600m <sup>3</sup> /h ・原子炉補機冷却水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の運転状態に異常がないことを以下内容により確認する。 ①運転手順書に基づき、原子炉補機冷却水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の運転状態に異常がないこと	・原子炉補機冷却水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の吐出流量が次の流量以上であることを確認する。 A:180m <sup>3</sup> /h B:125m <sup>3</sup> /h C1,C2,C3:600m <sup>3</sup> /h ・原子炉補機冷却水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の運転状態に異常がないこと	検査③ 立会(一部記録確認)	○
		21-1-1	原子炉補機冷却水設備系統運転性能検査	原子炉補機冷却水設備	104	配管	冷却機能	・冷却機能						・原子炉補機冷却水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の運転状態に異常がないこと	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
21	原子炉補機冷却水設備、原子炉補機冷却海水設備及び機器冷却系設備の系統運転性能検査	21-1-1	原子炉補機冷却水設備系統運転性能検査	原子炉補機冷却水設備	105	原子炉補機冷却水サージタンク	冷却機能	・冷却機能		・原子炉補機冷却水サージタンクは、冷却水の膨張、収縮、補給、漏えい等のサージを吸収し、原子炉補機冷却水ポンプの吸込側圧力を維持する。		設定値リストG75-410 ・補機冷却系サージタンク(A,B)出口液位(410A(B)-LS003A,B)低警報: EL約44.2m以下 ・補機冷却系サージタンクC出口液位(410C-LS003A,B)低警報: EL約51.7m以下 ・補機冷却系サージタンク(A,B)液位(410A(B)-LS001-1)液位調節弁(AV71)全開(L1):200±8mm 液位調節弁(AV71)全閉(H1):830±8mm ±8mmは設定値リスト記載の許容範囲 ・補機冷却系サージタンクC液位(410C-LS001-1)液位調節弁(AV71)全開(L1):200±10mm 液位調節弁(AV71)全閉(H1):1000±10mm ±10mmは設定値リスト記載の許容範囲	②「補機冷却系サージタンク(A,B,C)出口液位低」警報が発報していないこと ③サージタンク(A,B,C)液位が10分以上次の範囲内で変化がないこと A:192~838mm B:192~838mm C:190~1010mm		検査③ 立会(一部記録確認)	○	
		21-1-2	原子炉補機冷却海水設備系統運転性能検査	原子炉補機冷却海水設備	106	原子炉補機冷却海水ポンプ	冷却機能(自動起動機能を除く。)	・冷却機能		・原子炉補機冷却水熱交換器、換気空調設備用冷凍機及び非常用ディーゼル発電機へ冷却海水を供給する機能を持っている。	第4回申請 2.9原子炉補機冷却水設備 (2)循環ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプA 定格容量:1100m <sup>3</sup> /h/個 個数:1 原子炉補機冷却海水ポンプB 定格容量:1100m <sup>3</sup> /h/個 個数:1 原子炉補機冷却海水ポンプC 定格容量:1300m <sup>3</sup> /h/個 個数:3		・原子炉補機冷却海水ポンプの吐出流量が次の流量以上であることを確認する。 A、B:1100m <sup>3</sup> /h C1、C2、C3:1300m <sup>3</sup> /h  ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の運転状態に異常がないことを以下内容により確認する。 ①運転手順書に基づき、原子炉補機冷却海水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の運転状態に異常がないこと ②「A、B建屋内補機海水系異常」警報が発報していないこと ③可視範囲で、A/B以外の原子炉補機冷却海水系配管に変形、腐食孔及び漏えいが無いこと	・原子炉補機冷却海水ポンプの吐出流量が次の流量以上であることを確認する。 A、B:1100m <sup>3</sup> /h C1、C2、C3:1300m <sup>3</sup> /h  ・原子炉補機冷却海水ポンプ(A,B,C1,C2,C3)の運転状態に異常がないこと。	検査③ 立会	○	
		21-1-2	原子炉補機冷却海水設備系統運転性能検査	原子炉補機冷却海水設備	107	配管	冷却機能	・冷却機能								検査③ 立会	○
		21-2-1	機器冷却系設備系統運転性能検査	機器冷却系設備	161	電磁ポンプ冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く。)	・冷却機能		・1次補助ナトリウム設備オーバーフロー系汲上げポンプ、1次補助ナトリウム設備純化系汲上げポンプ及び1次メンテナンス冷却系循環ポンプA,Bを窒素ガス冷却する。【補足】1次メンテナンス冷却系循環ポンプA,Bは廃棄対象施設であり冷却対象ではない	第4回申請 2.10機器冷却系設備 (5)その他の装置の種類及び能力 (b)ファン 機器冷却系電磁ポンプ冷却ファン 容量:2400m <sup>3</sup> /h/個 個数:2	設定値リストG75-440 電磁ポンプ冷却ユニット出口N <sub>2</sub> 温度(440-TS007)高警報:35°C	1.機器冷却系電磁ポンプ冷却ファンの流量が1台あたり2400m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。  2.1次系ポンプモーター3台運転中、1次オーバーフロー系電磁ポンプ2台運転によるR/V汲上げ運転中に電磁ポンプ冷却ユニット出口N <sub>2</sub> 温度が35°C未満であることを確認する。  3.1次系ポンプモーター3台運転中、1次オーバーフロー系電磁ポンプ2台運転によるR/V汲上げ運転中に機器冷却系電磁ポンプ冷却ファンの運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。	1.機器冷却系電磁ポンプ冷却ファンの流量が1台あたり2400m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。  2.電磁ポンプ冷却ユニット出口N <sub>2</sub> 温度が35°C未満であることを確認する。  3.機器冷却系電磁ポンプ冷却ファンの運転状態に異常がないこと。	検査③ 立会	○	
		21-2-1	機器冷却系設備系統運転性能検査	機器冷却系設備	162	1次主冷却系循環ポンプモーター冷却設備	冷却機能(自動起動機能を除く。)	・冷却機能		・1次主冷却系循環ポンプモーター及びオイルプレッシャユニットを空冷冷却する。	第4回申請 2.10機器冷却系設備 (5)その他の装置の種類及び能力 (b)ファン 機器冷却系ポンプモーター冷却ファン 容量:2000m <sup>3</sup> /h/個 個数:3	設定値リストG75-440 ポンプモーター冷却ファン出口温度(440-TS006)高警報:25°C  系統設計仕様書D31-440 流量:ポンプモーター 1000m <sup>3</sup> /h 1次系油ポンプ 500m <sup>3</sup> /h 1次系オイルリフタポンプ 500m <sup>3</sup> /h	1.機器冷却系ポンプモーター冷却ファンの流量が1台あたり2000m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。(ファンの分解点検がある場合のみ確認する。)  2.1次系ポンプモーター3台運転中、1次オーバーフロー系電磁ポンプ2台運転によるR/V汲上げ運転中に機器冷却系ポンプモーター冷却ファン出口温度が25°C未満であることを確認する。  3.1次系ポンプモーター3台運転中、1次オーバーフロー系電磁ポンプ2台運転によるR/V汲上げ運転中に機器冷却系ポンプモーター冷却ファンの運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。(可視範囲で機器冷却系ポンプモーター冷却ファンからの冷却ラインに変形及び腐食孔がないこともあわせて確認する。)	1.機器冷却系ポンプモーター冷却ファンの流量が1台あたり2000m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。(ファンの分解点検がある場合のみ。)  2.機器冷却系ポンプモーター冷却ファン出口温度が25°C未満であることを確認する。  3.機器冷却系ポンプモーター冷却ファンの運転状態に異常がないこと。	検査③ 立会	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
22	気体廃棄物処理設備の系統運転性能検査	22-1-1	気体廃棄物処理設備系統運転性能及びインターロック検査	気体廃棄物処理設備	203	廃ガス圧縮機	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能	(廃棄物処理設備等)第二十八条1項一号工場等には、次に定めるところにより放射性廃棄物を処理する設備(排気筒を含み、次条及び第四十二条に規定するものを除く。)を施設しなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。 第三十八条1項四号気体状の放射性廃棄物を処理する設備は、第四十二条第三号の規定に準ずるほか、排気筒の出口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しないこと。	・廃ガスを処理する。 廃ガスは、廃ガス圧縮機により加圧、圧縮し、廃ガス貯槽に圧送し、流量を制御しつつ活性炭吸着塔装置を通気しながら、放射能を減衰させた後、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒から放出する。(なお、活性炭吸着機能は、廃止措置計画書に記載のとおり、維持機能ではない。)	第5回申請 廃ガス圧縮機 容量:70Nm <sup>3</sup> /h/個 個数:2	—	・模擬ガス窒素を流入させ、廃ガス圧縮機入口流量が70m <sup>3</sup> /h以上(アルゴンガス換算)であることを、下記パラメータから換算し確認する。 ①廃ガスサージタンク圧力 ②受入ガス冷却器出口温度 ③廃ガス圧縮機入口流量(広域) 上記状態において、気体廃棄物処理設備の運転状態に異常がないことを以下内容により確認する。 ①運転手順書に基づき、気体廃棄物処理設備の運転状態に異常がないこと ②廃ガス流路の機器の可視範囲に、変形、腐食孔がないこと ③気体廃棄物処理設備排気モニタ放射能高及び高高警報が発報していないこと ④気体廃棄物処理設備排気モニタ放射能指示値に異常がないこと	・廃ガス圧縮機入口流量70m <sup>3</sup> /h以上の気体廃棄物を処理でき、その状態で気体廃棄物処理設備の運転状態に異常がないこと。	検査① 立会	○	
		22-1-1	気体廃棄物処理設備系統運転性能及びインターロック検査	気体廃棄物処理設備	204	廃ガス貯槽	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能				—	—	・「気体廃棄物処理設備排気モニタ放射能高」模擬信号により、廃ガス貯槽出口流量調節弁選択弁及びエゼクタ入口弁が自動閉鎖することを確認する。	・「気体廃棄物処理設備排気モニタ放射能高」模擬信号により、廃ガス貯槽出口流量調節弁選択弁及びエゼクタ入口弁が自動閉鎖できること。	検査① 立会	○
		22-1-1	気体廃棄物処理設備系統運転性能及びインターロック検査	気体廃棄物処理設備	205	活性炭吸着塔装置	放射性廃棄物処理機能(活性炭吸着機能は除く)	・廃ガス処理機能				第5回申請 活性炭吸着塔 「制御方法」 放射能高による廃ガス貯槽出口弁及びエゼクタ入口弁自動閉回路	—	・「気体廃棄物処理設備排気モニタ放射能高」模擬信号により、廃ガス貯槽出口流量調節弁選択弁及びエゼクタ入口弁が自動閉鎖することを確認する。	・「気体廃棄物処理設備排気モニタ放射能高」模擬信号により、廃ガス貯槽出口流量調節弁選択弁及びエゼクタ入口弁が自動閉鎖できること。	検査① 立会	○
		22-2-1	排気筒外観検査	気体廃棄物処理設備	206	排気筒	放射性廃棄物処理機能	・廃ガス処理機能				第一回申請 排気筒 高さ100.2m	—	・排気筒本体に亀裂・損傷がないことを確認する。	・排気筒本体に亀裂・損傷がないこと。	検査① 立会	○
23	圧縮空気設備の系統運転性能検査	23-1-1	制御用圧縮空気設備系統運転性能検査	制御用圧縮空気設備	271	制御用圧縮空気設備	プラント運転補助機能	・圧縮空気供給機能	—	・制御用圧縮空気設備は、原子炉補助建物内に設置し、空気作動弁、制御器、計器等に清浄で乾燥した圧縮空気を供給する。2台の制御用空気圧縮機出口には、空気貯槽を設け、空気貯槽を出た圧縮空気は除湿器、ろ過器を通して乾燥ろ過を行う。	第4回申請 3.計測制御系統設備 3.5制御用圧縮空気設備 (1)空気圧縮機 制御用空気圧縮機 容量:840Nm <sup>3</sup> /h/個 個数:2	設定値リストG75-460 空気分配母管A入口圧力(460PS007A1)低警報:559kPa 空気分配母管B入口圧力(460PS007B1)低警報:559kPa  機器設計仕様書D36-460Y-B0001 5.2.2圧縮機本体 (e)設計流量:14Nm <sup>3</sup> /min/基  機器設計仕様書D36-460Y-AX001 5.2.1制御用空気除湿装置 (b)出口露点:-20℃以下	・制御用圧縮空気設備A系及びB系が運転状態において、制御用圧縮空気設備分配母管A,B入口圧力が559kPa超であることを確認する。  ・制御用圧縮空気設備A系及びB系の運転状態に異常がないことを以下内容により確認する。 ①運転手順書に基づき、制御用圧縮空気設備A系及びB系の運転状態に異常がないこと確認する。(制御用空気圧縮機は運転号機を切替えて、A,Bそれぞれの制御用空気圧縮機で異常がないことを確認する。また、空気除湿装置については自動で切替り、A-A-B-B-A-B-Bそれぞれの空気除湿装置に異常がないことを確認する。)  ②除湿装置A,B出口圧縮空気露点が-20℃以下であることを確認する。  ・制御用空気圧縮機A系及びB系の流量が14Nm <sup>3</sup> /min以上であることを確認する。(圧縮機の分解点検がある場合のみ確認する。)	・制御用圧縮空気設備分配母管A,B入口圧力が559kPa超であること  ・制御用圧縮空気設備の運転状態に異常がないこと	検査③ 立会(一部記録確認)	○	
		23-1-2	所内用空気圧縮設備系統運転性能検査	所内用空気圧縮設備	272	所内用空気圧縮設備	プラント運転補助機能	・圧縮空気供給機能	—	・所内用圧縮空気設備は、原子炉格納容器内等に圧縮空気を供給するものであり、空気圧縮機出口には空気貯槽を設置する。	—	設定値リストG75-461 所内用圧縮空気装置ユニット出口圧力(461PS007)低警報:569kPa  機器設計仕様書D36-461Y-AX001 5.2.2所内用空気圧縮機本体 (e)設計流量:9Nm <sup>3</sup> /min/基	・所内用圧縮空気設備が運転状態において、所内用圧縮空気設備所内用空気母管圧力が569kPa超であることを確認する。  ・所内用圧縮空気設備の運転状態に異常がないことを運転手順書に基づき確認する。  ・所内用空気圧縮機の流量が9Nm <sup>3</sup> /min以上であることを確認する。(圧縮機の分解点検がある場合のみ確認する。)	・所内用圧縮空気設備所内用空気母管圧力が569kPa超であること  ・所内用圧縮空気設備の運転状態に異常がないこと  ・所内用空気圧縮機の流量が9Nm <sup>3</sup> /min以上であることを確認する。(圧縮機の分解点検がある場合のみ)	検査③ 立会(一部記録確認)	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
24	通信設備の性能検査	24-1-1	性能検査	通信設備	197	通信設備	通信機能	・通信機能	(警報装置等)第四十六条4項 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に発電用原子炉施設内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。	所内通信設備は、専用の直流電源を持ち、中央制御室、その他の建物内外各所に送受話器を設置し、迅速な連絡を可能にするとともに中央制御室から各所に指示できること。	-	-	所内通信設備であるページング設備(送受話器)について以下の性能を確認する。  ・中央制御室から事故一斉放送を動作させ、以下の建物内外各所にて緊急音及びメッセージの発信ができることを確認する。  ・専用の直流電源の充電電源を開放し、蓄電池からの電源供給で中央制御室から一斉放送にて建物内外各所を呼び出し、中央制御室と以下の建物内外各所において相互の通話により指示ができることを確認する。  ・以下の建物内外各所以外については直近の点検記録により、呼び出し音がスピーカから聞こえること、チャンネルが正常に切り替わること及び正常に通話ができることを確認する。  ・原子炉建物：R-501 ・原子炉補助建物(管理区域)：A-516 ・原子炉補助建物(非管理区域)：A-513 ・タービン建物：T-301 ・メンテナンス・廃棄物処理建物：M-501 ・ディーゼル建物：D-204 ・総合管理棟：緊急対策室 ・屋外：取水口エリア	・中央制御室から事故一斉放送を動作させ、建物内外各所に緊急音及びメッセージの発信ができること。  ・蓄電池からの電源供給でページング設備により中央制御室と建物内外各所において相互の通話により指示ができること。  ・建物内外各所に設置されたページング設備について、呼び出し音がスピーカから聞こえること、チャンネルが正常に切り替わること及び正常に通話ができること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○
25	共通保修設備の系統運転性能検査	25-1-1	機器洗浄機能確認検査	共通保修設備	158	機器洗浄設備	機器洗浄機能	・機器等に付着するナトリウムの洗浄機能	-	機器洗浄設備は、原子炉施設の管理区域にある機器等を補修、検査、保管、廃棄するのに先立ち、それら機器等に付着するナトリウムを除去・洗浄するために設ける。洗浄槽類、廃液設備、廃ガス設備から構成される。 ・洗浄槽類は、燃料取扱機器洗浄槽、ポンプ洗浄槽等からなり、この中でナトリウム付着機器の洗浄をする。 ・廃液設備は廃水タンク等からなり、洗浄廃液を一時貯留する。 ・廃ガス設備は、スクラバユニット、浄化フィルタユニット、浄化ファン等からなり、機器等の洗浄に伴って排出する放射性物質を除去し、放射性物質の濃度を監視しながら排気筒より放出する。	-	機器設計仕様書(D36-640-B0002) 浄化ファン出口流量(640-F1105) 設計流量：11.4m <sup>3</sup> /min	【機器洗浄機能確認検査】 ・燃料取扱設備操作手順書(自動化操作)に基づきドリフパンの洗浄操作を実施し、下記項目を確認する。 (1)4工程(湿潤窒素ガス洗浄)にて、燃料取扱機器洗浄槽水素濃度(640-H <sub>2</sub> R082)が初期値になることを確認後2時間以上変化がないこと。 (2)9工程(温水減圧洗浄)を行い、異常なく完了すること。 (3)10工程(温水減圧洗浄後廃液排出)を行い、「廃液排出完了」点灯後、廃水タンクの外観にて漏えいがないこと。 (4)浄化ファンの運転状態に異常がないこと、及び共通保修設備出口モニタ放射能高警報が発報しないこと。  【機器洗浄機能確認検査】 (1)4工程(湿潤窒素ガス洗浄)にて、燃料取扱機器洗浄槽水素濃度(640-H <sub>2</sub> R082)が初期値になることを確認後2時間以上変化がないこと。 (2)9工程(温水減圧洗浄)を行い、異常なく完了すること。 (3)10工程(温水減圧洗浄後廃液排出)を行い、「廃液排出完了」点灯後、廃水タンクの外観にて漏えいがないこと。 (4)浄化ファンの運転状態に異常がないこと、および共通保修設備出口モニタ放射能高警報が発報しないことを確認する。	検査② 立会	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
25	共通保修設備の系統運転性能検査	25-2-1 25-3-1	機器移送機能確認検査(メンテナンス台車) 機器移送機能確認検査(メンテナンスクレーン)	共通保修設備	159	機器移送設備	機器移送機能	・機器移送機能		メンテナンス台車とメンテナンスクレーンで構成され、原子炉建物とメンテナンス・廃棄物処理建物の機器類の移送及びメンテナンス・廃棄物処理建物にある保修エリアにおける機器類の取扱いができること。	第8回申請 【メンテナンス台車】 ・メンテナンス台車 容量：200t 【メンテナンスクレーン】 容量：(吊荷重)主巻200t	【メンテナンス台車】 ・機器設計仕様書(D36-640-AX002) 最大積載荷重：200t ・機器取扱条件一覧表(G13-640-02)※ 【メンテナンスクレーン】 ・機器設計仕様書(D36-842Y-X2003) 最大取扱機器重量：200t ・クレーン等安全規則 ※機器取扱条件一覧表 メンテナンス台車(G13-640-02)にて取扱いが要求され、現段階で想定される最大積載荷重は原子炉機器輸送ケーシング本体(82t以下)である。	【メンテナンス台車】 ・メンテナンス台車(従動台車、駆動台車、電動機付減速機)に亀裂、損傷がないことを確認する。 ・後退走行(高速・低速)を行い、異常音が無く円滑に動作でき、確実に停止すること。 ・前進走行(高速・低速)を行い、異常音が無く円滑に動作でき、確実に停止することを確認する。 ※円滑には、押ボタンスイッチの指示方向に動作すること、押ボタンスイッチを押下した状態で台車が停止しないこと。 【メンテナンスクレーン】 1)クレーン構造部に異常がないことを確認する。(異常とは下記のとおり) ・ガード：変形、亀裂 ・レール：変形、亀裂 ・トロリー：変形、亀裂 ・ワイヤー：断線、キンク ・ブレーキ：変形、脱落、亀裂 ・フックブロック：変形、亀裂 2)主巻動作(巻上下)に異常がないことを確認する。 3)走行動作(左右)に異常がないことを確認する。 4)横行動作(前後)に異常がないことを確認する。 5)クレーン動作時に非常停止ボタンを押しクレーンが正常に停止することを確認する。	【メンテナンス台車】 ・メンテナンス台車(従動台車、駆動台車、電動機付減速機)に亀裂、損傷がないこと。 ・後退走行(高速・低速)を行い、異常音が無く円滑に動作でき、確実に停止すること。 ・前進走行(高速・低速)を行い、異常音が無く円滑に動作でき、確実に停止すること。 ※円滑には、押ボタンスイッチの指示方向に動作すること、押ボタンスイッチを押下した状態で台車が停止しないこと。 【メンテナンスクレーン】 1)クレーン構造部に異常がないこと。 2)主巻動作(巻上下)に異常がないこと。 3)走行動作(左右)に異常がないこと。 4)横行動作(前後)に異常がないこと。 5)クレーン動作時に非常停止ボタンを押しクレーンが正常に停止すること。	25-2-1 検査③ 立会 25-3-1 検査③ 立会又は記録確認	○
26	電気設備の電圧確認検査	26-1-1 26-1-1 26-1-1 26-1-1 26-1-1 26-1-1 26-1-1 26-1-1	電圧確認検査 電圧確認検査 電圧確認検査 電圧確認検査 電圧確認検査 電圧確認検査 電圧確認検査 電圧確認検査	送電線 特高開閉所 主要変圧器 主要変圧器 主要変圧器 所内高圧系統 所内低圧系統 電線路	188 189 190 191 192 193 194 199	送電線 特高開閉所 1A起動変圧器 1B起動変圧器 予備変圧器 所内高圧系統 所内低圧系統 電線路	電源供給機能 電源供給機能 電源供給機能 電源供給機能 電源供給機能 電源供給機能 電源供給機能 電源供給機能	・電源供給機能 ・電源供給機能 ・電源供給機能 ・電源供給機能 ・電源供給機能 ・電源供給機能 ・電源供給機能 ・電源供給機能	(保安電源設備)第四十四条4項 設計基準対象施設に接続する第一項の電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであって、使用電圧が六万ボルトを超える特別高圧のものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するように施設しなければならない。	・送電線：275kV ・特高開閉所 SF <sub>6</sub> ガス絶縁開閉装置：287.5kV ・主要変圧器 1A起動変圧器 一次電圧：275kV 二次電圧：6.9kV 1B起動変圧器 一次電圧：275kV 二次電圧：6.9kV 予備変圧器 一次電圧：77kV 二次電圧：6.9kV ・所内高圧系統：6.9kV ・所内低圧系統：460V、210V ・電線路 【特高開閉所】 しゃ断器の種類、電圧 ・275kV送電線用しゃ断器 定格電圧：300000V ・275kV母線連絡用しゃ断器 定格電圧：300000V 予備変圧器用しゃ断器 定格電圧：84000V 起動変圧器用しゃ断器 定格電圧：300000V 【所内高圧系統】 しゃ断器の種類、電圧 ・起動変圧器受電用しゃ断器 定格電圧：7200V ・予備変圧器受電用しゃ断器 定格電圧：7200V ・負荷用しゃ断器 定格電圧：7200V ・予備電源母線連絡用しゃ断器 定格電圧：7200V 【所内低圧系統】 しゃ断器の種類、電圧 ・440V主回路：460V 200V主回路：210V 電源条件 電圧変動：通常 定格±10%	第8回申請 【主要変圧器】 変圧器の種類、電圧 ・1A起動変圧器 一次電圧：275kV±12.5kV 二次電圧：6.9kV ・1B起動変圧器 一次電圧：275kV±12.5kV 二次電圧：6.9kV ・予備変圧器 一次電圧：80.5/77/73.5/70kV 二次電圧：6.9kV 【特高開閉所】 しゃ断器の種類、電圧 ・275kV送電線用しゃ断器 定格電圧：300000V ・275kV母線連絡用しゃ断器 定格電圧：300000V 予備変圧器用しゃ断器 定格電圧：84000V 起動変圧器用しゃ断器 定格電圧：300000V 【所内高圧系統】 しゃ断器の種類、電圧 ・起動変圧器受電用しゃ断器 定格電圧：7200V ・予備変圧器受電用しゃ断器 定格電圧：7200V ・負荷用しゃ断器 定格電圧：7200V ・予備電源母線連絡用しゃ断器 定格電圧：7200V 【所内低圧系統】 しゃ断器の種類、電圧 ・440V主回路：460V 200V主回路：210V 電源条件 電圧変動：通常 定格±10%	電圧が所定の範囲内であること。 【送電線、特高開閉所、主要変圧器】 ・敷設線1号(敦賀側)電圧 ・敷設線1号(美浜側)電圧 ・もんじゅ支線構内電圧 ・開閉所甲母線電圧 ・開閉所乙母線電圧 【所内高圧系統】 ・メタクラ電圧 1A、1B、1C、1D、1E、1Q 【所内低圧系統】 ・パワーセンタ電圧 2A1、2A2、2B1、2B2、2C1、2C2 2D1、2D2、2E1、2E2、3A1、3B1、3C1、3D1、3D2、3E1、3E2 【特高開閉所】 ・275kV/GIS 設計仕様書(D36-751-01-Z0) 定格電圧：300kV ・77kV/GIS 設計仕様書(D36-752-04-Z0) 定格電圧：84kV 【所内高圧系統】 ・メタクラ 設計仕様書(D36-761-Z0) 定格電圧：6900V 電源条件 電圧変動：定格電圧±10% 【所内低圧系統】 ・パワーセンタ 設計仕様書(D36-762-01-Z0) 定格電圧 440V主回路：460V 200V主回路：210V 電源条件 電圧変動：通常 定格±10%	電圧が所定の範囲内であること。 【送電線、特高開閉所、主要変圧器】 ・敷設線1号(敦賀側)電圧 ・敷設線1号(美浜側)電圧 ・もんじゅ支線構内電圧 ・開閉所甲母線、乙母線電圧 275± 275± 12.5kV 12.5kV ・もんじゅ支線構内電圧：77±3.5kV 【所内高圧系統】 ・メタクラ電圧：6.9±0.69kV 1A、1B、1C、1D、1E、1Q 【所内低圧系統】 ・パワーセンタ電圧：460±46V 2A1、2A2、2B1、2B2、2C1、2C2 2D1、2D2、2E1、2E2 3A1、3B1、3C1、3D1、3D2、3E1、3E2、3DE1、3DE2 検査① 立会 検査① 立会 検査① 立会 検査① 立会 検査① 立会 検査① 立会 検査① 立会 検査① 立会	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
27	非常用照明設備の点灯状態確認検査	27-1-1	点灯状態確認検査	非常用照明設備	198	非常用照明設備	照明機能	・照明機能	(安全避難通路等) 第十三条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。 一 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 二 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	・中央制御室及びその他必要な場所の非常用照明である交流非常灯及び直流非常灯は非常用母線から給電する。 ・直流非常灯は、交流電源喪失時には内蔵の蓄電池によって中央制御室等必要な場所を照明する。	—	—	・中央制御室及び燃料取扱設備操作室の非常用照明電源、非常用照明電源の開放を行い、非常用照明(直流非常灯)が点灯することを目視にて確認する。 ・各建物(原子炉補助建物、タービン建物、ディーゼル建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び原子炉建物)の非常用照明主分電盤の二次側電圧を測定し、給電されていることを確認する。 ・各建物(原子炉補助建物、タービン建物、ディーゼル建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫)の誘導灯について、誘導灯が内蔵バッテリーのみで点灯することを確認する。	・常用照明電源の開放時に非常用照明が点灯すること。また、非常用照明電源の開放時に非常用照明(直流非常灯)が点灯すること。 ・各建物(原子炉補助建物、タービン建物、ディーゼル建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び原子炉建物)の非常用照明主分電盤の二次側電圧を測定し、給電されていること。 ・各建物(原子炉補助建物、タービン建物、ディーゼル建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫)の誘導灯について、誘導灯が内蔵バッテリーのみで点灯すること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○
28	補助蒸気系統運転性能検査	28-1-2	淡水供給設備系統運転性能検査	淡水供給設備	253	淡水供給設備	プラント運転補助機能	・淡水供給機能	—	14.1 淡水供給設備 14.1.1 概要 敷地内を流れる溪流から取水された原水を凝集沈殿装置及びろ過装置にてろ過処理後、ろ過槽に貯水し、所内雑用水、消火用水、飲料水等に使用する。 また、一部は純水装置にて純水処理された後、純水貯槽に貯水され、必要な設備に供給される。	第7回申請 補助ボイラー補給水の種類及び可能取水量を記載した書類 1. 補給水の種類 タービン系に使用する純水を使用する。 2. 取水可能量 補給水は純水貯槽2000m <sup>3</sup> から純水供給ポンプ(65m <sup>2</sup> /h×2台)をへて供給されるので全蒸発量(33t/h)の取水は十分確保される。	系統設計仕様書(O31-480Y) 補内純水供給系使用流量(プラントメンテナンス時) 【連続】 空調装置(674系、675系)0.3m <sup>3</sup> /h  要求水質条件 (b)純水貯槽出口 濁度 1度以下 pH(at25℃) 6~7.5 電気伝導度(at25℃) 1μS/cm以下 シリカ 0.01ppm以下 懸濁固形物(全鉄) 0.1ppm以下	(2)淡水供給設備系統運転性能検査 1. 純水装置の運転状態に異常がないことを以下により確認する。 ①運転手順書に従って運転状態に異常がないことを確認する。 ②純水装置の可視範囲について、外観に変形、腐食孔及び漏えいがないことを目視にて確認する。 ③「純水供給ポンプ出口pH異常」が発報していないことを確認する。 2. 純水貯槽の可視範囲について、外観に変形、腐食孔及び漏えいがないことを目視にて確認する。 3. 補給水タンク水位を低下させ補給水タンク水位調節弁が開動作し、補給水タンクに純水が供給された際に純水供給ポンプ出口流量が33.3m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	(2)淡水供給設備系統運転性能検査 1. 淡水供給設備の運転状態に異常がないこと。 2. 純水貯槽の可視範囲について、外観に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。 3. 補給水タンク水位を低下させ補給水タンク水位調節弁が開動作し、補給水タンクに純水が供給された際に純水供給ポンプ出口流量が33.3m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。	検査③ 立会	○
		28-1-1	補給水タンク系統運転性能検査	補給水タンク	200	補給水タンク	プラント運転補助機能	・純水保有機能	—	第11.3-5表 補給水設備の設備仕様 (2)補給水タンク 型式:屋外たて置円筒大気しゃへい型 基数:1 容量:約500m <sup>3</sup>	第5回申請 9.9蒸気タービンに附属する給水設備 (2)貯水設備の種類、容量及び個数 名称:補給水タンク 種類:屋外たて置円筒大気しゃへい型 容量[m <sup>3</sup> /個]:500 個数:1	設定値リスト(G75-310-03) 補給水タンク水位(310LS201) 補給水タンク水位調節弁閉 NWL=160mm以上OFF 補給水タンク水位調節弁開NWL=1440mm以下ON 許容範囲±200mm  補給水タンク外形図(M05-310-TK002-02) 標準水位(NWL)=10640mm	(1)補給水タンク系統運転性能検査 ・補給水タンク水位を低下させ補給水タンク水位調節弁が補給水タンク水位9.00m以上9.40m以下で開動作し、補給水タンク水位10.60m以上11.00m以下で閉動作することを確認する。 ・補給水タンクの可視範囲について、外観に変形、腐食孔及び漏えいがないことを目視にて確認する。	(1)補給水タンク系統運転性能検査 ・補給水タンク水位を低下させ補給水タンク水位調節弁が補給水タンク水位9.00m以上9.40m以下で開動作し、補給水タンク水位10.60m以上11.00m以下で閉動作すること。 ・補給水タンクの可視範囲について、外観に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。	検査③ 立会	○
		28-1-3	補助蒸気設備系統運転性能検査	補助蒸気ヘッダ	201	補助蒸気ヘッダ	プラント運転補助機能	・蒸気供給機能	—	14.5 補助蒸気設備 14.5.1 概要 本設備は、タービンのグラッド蒸気、起動時の給水加熱、廃液蒸発装置、各種建物の暖房用等に蒸気を供給する設備である。 補助蒸気源としては、蒸気タービンの抽気等を使用し、これらが使用できない場合は、所内ボイラを運転して蒸気を供給する。	第7回申請 10.13 補助ボイラーに附属する管に係る次の事項 最高使用圧力kg/cm <sup>2</sup> 35.0 (3.432MPa)	設定値リスト(G75-471J-19210-01) 供給圧力調節:0.686±0.029MPa	(3)補助蒸気設備系統運転性能検査 ①補助蒸気ヘッダ ・補助蒸気ヘッダ出口の蒸気圧力が0.657MPa以上0.715MPa以下であることを確認する。 ・補助蒸気ヘッダの可視範囲について、外観に変形、腐食孔及び漏えいがないことを目視にて確認する。	(3)補助蒸気設備系統運転性能検査 ①補助蒸気ヘッダ ・補助蒸気ヘッダ出口の蒸気圧力が0.657MPa以上0.715MPa以下であることを確認すること。 ・補助蒸気ヘッダの可視範囲について、外観に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。	検査③ 立会	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
28	補助蒸気系統 運転性能検査	28-1-3	補助蒸気設備 系統運転性能 検査	補助蒸気設備	275	補助蒸気設備	プラント運転補助機能	・補助蒸気供給機能	【研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設に関する技術基準を定める規則】 第五十条 第十七条第二項の規定及び発電用火気設備に関する技術基準を定める省令第二章の規定は、設計基準対象施設に施設する補助ボイラーについて準用する。	14.5 補助蒸気設備 14.5.1 概要 本設備は、タービンのグランド蒸気、起動時の給水加熱、廃液蒸気装置、各種建物の暖房等に蒸気を供給する設備である。補助蒸気源としては、蒸気タービンの抽気等を使用し、これらが使用できない場合は、所内ボイラーを運転して蒸気を供給する。 第14.5-1表 補助蒸気設備の設備仕様 (1)所内ボイラー 型式：水管型 個数：2 蒸気条件： 圧力(ボイラー出口(スプレ後に)) 約22kg/cm <sup>2</sup> G(2.157MPa) 温度(ボイラー出口(スプレ後に)) 約263°C	第7回申請 10 補助ボイラー 10.1 A補助ボイラー 出口の圧力： 22kg/cm <sup>2</sup> (2.157MPa)、出口の温度：280°C B補助ボイラー 出口の圧力： 22kg/cm <sup>2</sup> (2.157MPa)、出口の温度：219°C(飽和温度) 第9回申請 補助ボイラー補給水の種類及び可能取水量を記載した書類 1. 補給水の種類 タービン系に使用する純水を使用する。 2. 取水可能量 補給水は純水貯槽2000m <sup>3</sup> から純水供給ポンプ(65m <sup>3</sup> /h×2台)をへて供給されるので全蒸発量(33t/h)の取水は十分確保される。 第7回申請 補助ボイラーの安全弁の吹出量計算書 ①A補助ボイラー安全弁(蒸気ドラム)：吹出し圧力27.8kg/cm <sup>2</sup> G(2.726MPa) ②A補助ボイラー安全弁(過熱蒸気連絡管)：吹出し圧力24.5kg/cm <sup>2</sup> G(2.402MPa) ③B補助ボイラー安全弁(蒸気ドラム)：吹出し圧力27.0kg/cm <sup>2</sup> G(2.647MPa) ④B補助ボイラー安全弁(蒸気ドラム)：吹出し圧力27.8kg/cm <sup>2</sup> G(2.726MPa)	設定値リスト(G75-470V) ・A(B)補助ボイラードラム水位(高警報)：NWL+80mm(※) ・A(B)補助ボイラードラム水位(低警報)：NWL-80mm(※) 規定値：2.157±0.0147MPa ・A(B)補助ボイラー蒸気圧力(高警報)：2.305MPa ・A補助ボイラー蒸気温度(常用値)：280°C±5.5°C ・A補助ボイラー蒸気温度(高警報)：300°C ※運転余裕±70mmに誤差各10mmとしてNWL±80mm #7工認資料本文記載の補助蒸気設備各機器の仕様選定根拠について(MP-B0731) 項目：蒸発量 仕様：16.5[t/h]×2缶 原子炉施設保安規定 別表103 維持すべき原子炉施設設備等の区分：補助蒸気設備 機器名称 ・補助ボイラー ・補助ボイラー給水ポンプ ・補助ボイラー給水タンク ・補助ボイラー空気予熱器 ・補助ボイラー押込通風機 ・補助ボイラー煙突 ・補助蒸気設備配管 ・補助蒸気設備弁 ・補助ボイラー燃料噴燃ポンプ ・補助ボイラー燃料タンク 系統設計仕様書(D31-470Y) ①A補助ボイラー安全弁(RV066)：吹出し圧力27.8kg/cm <sup>2</sup> G(2.726MPa) ②A補助ボイラー安全弁(RV074)：吹出し圧力24.5kg/cm <sup>2</sup> G(2.402MPa) ③B補助ボイラー安全弁(RV087)：吹出し圧力27.0kg/cm <sup>2</sup> G(2.647MPa) ④B補助ボイラー安全弁(RV088)：吹出し圧力27.8kg/cm <sup>2</sup> G(2.726MPa) 機器設計仕様書(D36-470Y-01)に安全弁の吹出し圧力決定根拠が以下の通り記載されている。 ①『ボイラーの最高使用圧力の1.03倍以下の圧力』としている。 ②『ボイラーの最高使用圧力以下の圧力』としており、過熱器の圧損を考慮している。 ③『ボイラーの最高使用圧力以下の圧力』としている。 ④『ボイラーの最高使用圧力の1.03倍以下の圧力』としている。 試験検査要領書(Q21-470Y-06) 吹出し圧力許容範囲(単位：kg/cm <sup>2</sup> G) ①27.1～27.8(2.658MPa～2.726MPa) ②23.8～24.5(2.334MPa～2.402MPa) ③26.3～27.0(2.579MPa～2.647MPa) ④27.1～27.8(2.658MPa～2.726MPa) 数値根拠：「吹出し圧力は設定圧力の0.7kg/cm <sup>2</sup> 以内であること。」	③補助蒸気設備系統運転性能検査 ②補助ボイラー本体、補機類 ・補助ボイラーの運転時において、以下の条件を満足することを確認する。(補助ボイラー) ・A(B)補助ボイラードラム水位： NWL-80mm超+80mm未満 ・A(B)補助ボイラー蒸気圧力： 2.143MPa以上2.305MPa未満 ・A補助ボイラー蒸気温度： 274.5°C以上300.0°C未満 ・A(B)補助ボイラー蒸気流量： 16.29t/h以上16.71t/h以下 ・補機類の運転時において、その運転状態に異常な振動、異音、異臭がないこと。 ・可視範囲について、補機類の外観に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。 ・補助ボイラー給水ポンプ、補助ボイラー押込通風機及び補助ボイラー燃料噴燃ポンプ ・可視範囲について、補機類の外観に変形、腐食孔及び漏えいがないことを目視にて確認する。(補助ボイラー給水ポンプ、補助ボイラー押込通風機及び補助ボイラー燃料噴燃ポンプ)	③補助蒸気設備系統運転性能検査 ②補助ボイラー本体、補機類 ・補助ボイラーの運転時において、以下の条件を満足すること。 ・A(B)補助ボイラードラム水位： NWL-80mm超+80mm未満 ・A(B)補助ボイラー蒸気圧力： 2.143MPa以上2.305MPa未満 ・A補助ボイラー蒸気温度： 274.5°C以上300.0°C未満 ・A(B)補助ボイラー蒸気流量： 16.29t/h以上16.71t/h以下 ・補機類の運転時において、その運転状態に異常な振動、異音、異臭がないこと。 ・可視範囲について、補機類の外観に変形、腐食孔及び漏えいがないこと。	検査③ 立会(一部記録 確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
29	放射線計測器の作動検査	29-1-1	作動検査	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	229	出入管理設備及び汚染管理設備	放射線管理機能	・放射線管理機能				<p>【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。</p> <p>(別表94の記載内容) ・放射線管理用計測器 体表面モニタ 2台 第103条で策定した保全計画による</p> <p>機器仕様書、工場検査のメーカ基準及び関連するJIS規格を基に定めた保守点検要領書の判定基準(所定の値) ・体表面モニタ -検出感度:0.54(Bq/cm<sup>2</sup>)以下</p> <p>【保安規定】 第96条 安全管理課長は、管理区域から管理区域外へ搬出される物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合、同物品の表面密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、「汚染のおそれのない管理区域」から管理区域外へ持ち出される場合においてはこの限りでない。</p> <p>機器仕様書、工場検査のメーカ基準及び関連するJIS規格を基に定めた保守点検要領書の判定基準(所定の値) ・小物品搬出モニタ -β線検出器:検出感度 0.3 (Bq/cm<sup>2</sup>)未滿 -γ線検出器:検出感度 1.8 (Bq/cm<sup>2</sup>)未滿 ・可搬型小物品搬出モニタ -検出感度:0.3(Bq/cm<sup>2</sup>)未滿 ・大型物品搬出モニタ -β線検出器:検出感度 0.6 (Bq/cm<sup>2</sup>)未滿 -γ線検出器:検出感度 1.8 (Bq/cm<sup>2</sup>)未滿</p>	<p>検査対象①放射線計測器 検査対象②サンブラ 検査対象③入退管理装置 検査対象④シャワー室及び更衣室 について以下の作動検査を行う。</p> <p>検査対象① ・体表面モニタ (体表面モニタ)</p> <p>(a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。</p> <p>(b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。</p> <p>(c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。</p> <p>検査対象① ・物品搬出モニタ (小物品搬出モニタ、可搬型小物品搬出モニタ、大型物品搬出モニタ)</p> <p>(a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。</p> <p>(b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。</p> <p>(c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。</p>	<p>検査③ 立会(一部記録確認)</p> <p>○</p>		
								<p>(i) 出入管理設備 原子炉格納施設、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物内管理区域への出入りは、1箇所の出入管理室を通る設計とし、ここで人員及び物品などの出入管理を行う。ただし、燃料及び大型機器等の搬入に際しては、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物等の機器搬入口に臨時の出入管理室を設けて出入管理を行う。</p> <p>(ii) 汚染管理設備 人の出入り及び物品の搬入に伴う汚染の管理を行える設備とする。本設備には、更衣室、シャワー室、洗濯室、退出モニタ、機器除染エリア等を設ける。</p>			<p>【保安規定】 第84条 第3項 安全管理課長は、前項にて許可されていない者を管理区域内に立ち入らせない措置を講ずる。</p>	<p>検査対象③ ・入退管理装置 (入退管理装置)</p> <p>(a) 正常に入域動作することを確認する。</p> <p>(b) (a)の検査が良好判定の機器の台数を確認する。</p>	<p>検査対象③ ・入退管理装置 (入退管理装置)</p> <p>(a) 正常に入域動作すること。</p> <p>(b) (a)の検査が良好判定の機器が1台以上であること。</p>			
								<p>(i) 出入管理設備 原子炉格納施設、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物内管理区域への出入りは、1箇所の出入管理室を通る設計とし、ここで人員及び物品などの出入管理を行う。ただし、燃料及び大型機器等の搬入に際しては、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物等の機器搬入口に臨時の出入管理室を設けて出入管理を行う。</p> <p>(ii) 汚染管理設備 人の出入り及び物品の搬入に伴う汚染の管理を行える設備とする。本設備には、更衣室、シャワー室、洗濯室、退出モニタ、機器除染エリア等を設ける。</p>			<p>検査対象④ ・シャワー室及び更衣室 (シャワー、手洗い場)</p> <p>(a) 水が出ることを確認する。</p> <p>(b) 1栓以上の水栓から水が出ることを確認する。</p>	<p>検査対象④ ・シャワー室及び更衣室 (シャワー、手洗い場)</p> <p>(a) 水栓から水が出ること。</p> <p>(b) 1栓以上の水栓から水が出ること。</p>				

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
29	放射線計測器の作動検査	29-1-1	作動検査	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	230	ホット分析室	放射線管理機能	・放射線管理機能		各種系統及び作業環境の放射性試料の前処理及び放射化学分析並びに放射能測定を行うためにホット分析室を設ける。  第132-3表 ホット分析室主要放射能測定装置の設備仕様 ・ガンマ線多重波高分析装置 ・液体シンチレーション計数装置 ・GM計数装置 ・シンチレーション計数装置 ・ガスフロー計数装置 ・ガス放射能測定装置		【保安規定】 第78条 安全管理課長は、別表78に定める放射性廃棄物の放出管理用計測器の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。  (別表78の記載内容) 液体用 試料放射能測定装置 1台 第103条で策定した保安計画による 気体用 試料放射能測定装置 1台 第103条で策定した保安計画による  【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。  (別表94の記載内容) ・放射線管理用計測器 試料放射能測定装置 2台 第103条で策定した保安計画による  機器仕様書、工場検査のメーカー基準及び関連するJIS規格を基に定めた保守点検要領書の判定基準(所定の値) ・γ線エネルギー分析装置 -FWHM:1.95(keV)以下 -ピークコンプトン比:52:1以上 -相対効率:25.00(%)以上 ・低エネルギーベータ放射能測定装置 - <sup>3</sup> H計数効率:60%以上、 <sup>14</sup> C計数効率:90%以上 ・GM放射能測定装置、プライン放射能測定装置 -計数効率:20.0(%/4π)以上 ・ZnS(Ag)/プライン放射能測定装置 -α線計数効率:15.0(%/4π)以上 -β線計数効率:20.0(%/4π)以上	検査対象① 試料放射能測定装置 (γ線エネルギー分析装置、低エネルギーベータ放射能測定装置、GM放射能測定装置、プライン放射能測定装置、ZnS(Ag)/プライン放射能測定装置)  (a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。  (b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。	検査対象① 試料放射能測定装置 (γ線エネルギー分析装置、低エネルギーベータ放射能測定装置、GM放射能測定装置、プライン放射能測定装置、ZnS(Ag)/プライン放射能測定装置)  (a)校正の結果が所定の値を満足していること。  (b)正常に測定できること。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象			
29	放射線計測器の作動検査	29-1-1	作動検査	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	231	個人管理関係設備	放射線管理機能	放射線管理機能		発電所従業員の外部被ばく管理及び内部被ばく管理のため熱蛍光線量計、ホールボディカウンタ等を設ける。  第132-4表 個人管理関係主要測定器の設備仕様 ・熱蛍光線量計 ・ポケット線量計 ・アラームメータ(積算式) ・ホールボディカウンタ ・退出モニタ		【保安規定、その他設計仕様等】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。  (別表94の記載内容) ・放射線管理用計測器 ホールボディカウンタ 1台 第103条で策定した保全計画による アラームメータ 40台 第103条で策定した保全計画による  【保安規定】 第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。  【事故・災害対策運用要領】 第14条 機械保全課長、電気保全課長、施設保全課長、施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、別表-5-1～3及び別表-6に定める器材を準備するとともに、定期的に点検する。  (別表-6の記載内容) ・自主的に備える機材及び資料 γ線用ポケット線量計(アラーム付) 5台 1回/年  機器仕様書、工場検査のメーカ基準、関連するJIS規格及び保守点検要領書の判定基準(所定の値) ・γ線用ポケット線量計 - 相対基準誤差: ±10%以内 ・線種用アラームメータ - 積算線量: 1.00 mSv±10% ・3線種用アラームメータ - γ線: 1.00 mSv±10%以内 - β線: 4.00 mSv±15%以内 - 熱中性子: 3.00 mSv±15%以内 - 速中性子: 線量評価結果±15%以内 ・ホールボディカウンタ -(PL系)検出感度 <sup>137</sup> Cs エネルギーバンド: 検出感度 0.10～2.00 MeV: 333 Bq以下 0.10～0.66 MeV: 222 Bq以下 0.33～0.66 MeV: 370 Bq以下 <sup>60</sup> Co エネルギーバンド: 検出感度 0.10～2.00 MeV: 296 Bq以下 0.66～2.00 MeV: 370 Bq以下 0.66～1.33 MeV: 370 Bq以下	検査対象① ・アラームメータ (γ線用ポケット線量計、 1線種用アラームメータ、 3線種用アラームメータ) ・ホールボディカウンタ (ホールボディカウンタ)	検査対象② ・アラームメータ (γ線用ポケット線量計、 1線種用アラームメータ、 3線種用アラームメータ) ・ホールボディカウンタ (ホールボディカウンタ)	検査対象③ 立会(一部記録確認)	(a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。 (b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。	(a)校正の結果が所定の値を満足していること。 (b)正常に測定できること。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
29	放射線計測器の作動検査	29-1-1	作動検査	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	248	放射線サーベイ設備	放射線監視機能	・放射線監視機能				<p>【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。</p> <p>(別表94の記載内容) ・放射線管理用計測器 線量当量率測定用サーベイメータ 4台 第103条で策定した保安計画による 汚染測定用サーベイメータ 6台 第103条で策定した保安計画による 中性子サーベイメータ 1台 第103条で策定した保安計画による</p> <p>【保安規定】 第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保安課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>【事故・災害対策運用要領】 第14条 機械保全課長、電気保全課長、施設保全課長、施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、別表-5-1～3及び別表-6に定める器材を準備するとともに、定期的に点検する。</p> <p>(別表-5-1の記載内容) ・保安規定107条に基づき定めた器材 汚染測定用サーベイメータ(α線) 1台 1回/年</p> <p>機器仕様書、工場検査のメーカー基準及び関連するJIS規格を基に定めた保守点検要領書の判定基準(所定の値) ・電離箱式サーベイメータ -校正定数: 0.70~1.30以内 ・GM管式サーベイメータ(汚染) -計数効率: 20.0%/4π以上 ・ZnS(Ag)シンチレーションサーベイメータ -計数効率: 15.0%以上 ・中性子サーベイメータ -判校正定数: 0.70~1.30以内</p>	<p>検査対象① ・線量当量率測定用サーベイメータ (電離箱式サーベイメータ) ・汚染測定用サーベイメータ(GM管式サーベイメータ(汚染)) ・ZnS(Ag)シンチレーションサーベイメータ (中性子サーベイメータ)</p> <p>(a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。 (b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。</p>	<p>検査対象② ・線量当量率測定用サーベイメータ (電離箱式サーベイメータ) ・汚染測定用サーベイメータ(GM管式サーベイメータ(汚染)) ・ZnS(Ag)シンチレーションサーベイメータ (中性子サーベイメータ)</p> <p>(a)校正の結果が所定の値を満足していること。 (b)正常に測定できること。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。</p>	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
29	放射線計測器の作動検査	29-1-1	作動検査									<p>【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。</p> <p>(別表94の記載内容) ・放射線管理用計測器 ダストサンブラ 5台 第103条で策定した保全計画による 積算型線量計測定装置 1台 第103条で策定した保全計画による</p> <p>【保安規定】 第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>【事故・災害対策運用要領】 第14条 機械保全課長、電気保全課長、施設保全課長、施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、別表-5-1～3及び別表-6に定める器材を準備するとともに、定期的に点検する。</p> <p>(別表-5-1の記載内容) ・保安規定107条に基づき定めた器材 可搬式ダストサンブラ(サンブラ) 4台 1回/年 可搬式酸素サンブラ(サンブラ) 2台 1回/年 可搬型エリアモニタ 1台 1回/年 (*：別表-5-1表記6台から、エリアモニタ「格納容器エリアモニタ」、燃料出入設備通路、燃料池エリアモニタ(計5台)を指し引いた台数。)</p> <p>機器仕様書、工場検査のメーカー基準及び関連するJIS規格を基に定めた保守点検要領書の判定基準(所定の値) ・固定式ダストサンブラ -最大吸引量:50 (l/min)以上 ・高流量ダストサンブラ -流量:650.0 (l/min)以上 -低流量ダストサンブラ -流量 90 (l/min):81～99 (l/min)以内 110 (l/min):99～121 (l/min)以内 ・ガラス線量計リーダ -相対基準誤差(Sv):±5%以内 ・可搬型エリアモニタ - 0.05 (mSv/h):0.035～0.065 (mSv/h)以内 - 0.3 (mSv/h): 0.21 ～0.39 (mSv/h)以内 - 0.8 (mSv/h): 0.56 ～1.04 (mSv/h)以内 - 5 (mSv/h): 3.5 ～ 6.5 (mSv/h)以内 - 50 (mSv/h): 35 ～ 65 (mSv/h)以内</p>	<p>検査対象② ・ダストサンブラ (固定式ダストサンブラ、高流量ダストサンブラ、低流量ダストサンブラ)</p> <p>(a) 流量確認検査の結果が所定の値を満足していることを確認する。 (b) サンプリング状態とし、正常にサンプリングできることを確認する。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。</p>	<p>検査対象② ・ダストサンブラ (固定式ダストサンブラ、高流量ダストサンブラ、低流量ダストサンブラ)</p> <p>(a)流量確認検査の結果が所定の値を満足していること。 (b)正常にサンプリングできること。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。</p>			
												<p>検査対象① ・積算型線量計測定装置 (ガラス線量計リーダ) ・可搬型エリアモニタ (可搬型エリアモニタ)</p> <p>(a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。 (b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。</p>	<p>検査対象① ・積算型線量計測定装置 (ガラス線量計リーダ) ・可搬型エリアモニタ (可搬型エリアモニタ)</p> <p>(a)校正の結果が所定の値を満足していること。 (b)正常に測定できること。 (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。</p>				

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
29	放射線計測器の作動検査	29-1-1	作動検査							<p>発電所内外の必要箇所、特に管理区域内で従業員等が頻りに立入る箇所及び原子炉の安全運転に必要な箇所については、空間線量率、空気中及び水中の放射性物質の濃度、床等の表面汚染密度のうち必要なものを定期的あるいは必要のつど測定監視する。測定は、空間線量率については携帯用の各種サーベイメータにより、空気中及び水中の放射性物質濃度についてはサンプリングによる放射能測定により、また、表面汚染密度についてはサーベイメータ又はスマイヤ法による放射能測定によって行う。</p> <p>第13.2-6表 放射線サーベイ設備の設備仕様                      ・棒状サーベイメータ                      ・可搬型ダストモニタ                      ・可搬型ガスモニタ</p>	<p>機器仕様書、工場検査のメーカ基準及び関連するJIS規格を基に定めた保守点検要領書の判定基準(所定の値)                      ・放射線遠隔測定器                      -機器番号:TER-01、02                      低レンジ                      10(μSv/h):9~11(μSv/h)以内                      100(μSv/h):90~110(μSv/h)以内                      1000(μSv/h):900~1100(μSv/h)以内                      -機器番号:TER-01、02                      高レンジ                      10(mSv/h):9~11(mSv/h)以内                      100(mSv/h):90~110(mSv/h)以内                      200(mSv/h):180~220(mSv/h)以内                      -機器番号:TER-03                      低レンジ                      基準線量率に対して±20%以内の計数値であること。                      -機器番号:TER-03                      高レンジ                      基準線量率に対して±20%以内の計数値であること。                      ・可搬型ダストモニタ                      -検出感度:3.7×10<sup>-7</sup>(Bq/cm<sup>3</sup>)以下                      ・連続ろ紙式ダストモニタ                      -検出感度:3.70×10<sup>-6</sup>(Bq/cm<sup>3</sup>)以下                      ・α線ダストモニタ                      -線源校正(検出効率):8.0%以上                      ・ガスモニタ                      -機器番号:GSM-02                      1(mV):0.07×10<sup>1</sup>~0.13×10<sup>1</sup>以内                      10(mV):0.97×10<sup>1</sup>~1.03×10<sup>1</sup>以内                      100(mV):9.70×10<sup>1</sup>~1.03×10<sup>2</sup>以内                      1(V):9.70×10<sup>2</sup>~1.03×10<sup>3</sup>以内                      10(V):9.70×10<sup>3</sup>~1.03×10<sup>4</sup>以内                      -機器番号:GSM-01、GSM-03(レンジHigh)                      1(mV):0.70×10<sup>-15</sup>~1.30×10<sup>-15</sup>(A)以内                      10(mV):9.70×10<sup>-15</sup>~1.03×10<sup>-14</sup>(A)以内                      100(mV):9.70×10<sup>-14</sup>~1.03×10<sup>-13</sup>(A)以内                      1(V):9.70×10<sup>-13</sup>~1.03×10<sup>-12</sup>(A)以内                      10(V):9.70×10<sup>-12</sup>~1.03×10<sup>-11</sup>(A)以内                      -機器番号:GSM-01、GSM-03(レンジLOW)                      1(mV):7.00×10<sup>-13</sup>~1.30×10<sup>-12</sup>(A)以内                      10(mV):9.70×10<sup>-12</sup>~1.03×10<sup>-11</sup>(A)以内                      100(mV):9.70×10<sup>-11</sup>~1.03×10<sup>-10</sup>(A)以内                      1(V):9.70×10<sup>-10</sup>~1.03×10<sup>-9</sup>(A)以内                      10(V):9.70×10<sup>-9</sup>~1.03×10<sup>-8</sup>(A)以内</p>	<p>検査対象①                      ・放射線遠隔測定器(放射線遠隔測定器)                      ・可搬型ダストモニタ(可搬型ダストモニタ、連続ろ紙式ダストモニタ、α線ダストモニタ)                      ・可搬型ガスモニタ(ガスモニタ)</p> <p>(a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。                      (b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。                      (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。</p>	<p>検査対象①                      ・放射線遠隔測定器(放射線遠隔測定器)                      ・可搬型ダストモニタ(可搬型ダストモニタ、連続ろ紙式ダストモニタ、α線ダストモニタ)                      ・可搬型ガスモニタ(ガスモニタ)</p> <p>(a)校正の結果が所定の値を満足していること。                      (b)正常に測定できること。                      (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。</p>			



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
29	放射線計測器の作動検査	29-1-1	作動検査	屋外管理用の主要な設備	252	環境放射能測定設備	放射線監視機能	・放射線監視機能	モニタリングポスト4ダストサンブラと試料放射能測定装置のみ該当。  第三十三条 2項十三号 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。ただし、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置を施設することをもって代えることができる。 ・周辺監視区域に隣接する地域における放射性物質濃度	海水、海洋生物、海底土、陸水、陸上生物、陸土等の環境試料中の放射性物質の濃度を測定するため、ガンマ線多重高分分析装置、低バックグラウンドGM計数装置等を備えた環境放射能測定設備を設ける。		【保安規定】 第94条 安全管理課長は、別表94に定める放射線計測器類の機能が正常であることを確認するため、同表に定める頻度で点検・校正を行う。  (別表94の記載内容) ・環境放射能計測器 試料放射能測定装置 1台 第103条で策定した保全計画による 積算型線量計測定装置 1台 第103条で策定した保全計画による  【保安規定】 第93条 第1項 安全管理課長は、管理区域内、管理区域境界及び周辺監視区域境界付近(周辺監視区域境界付近における測定場所は、別図93に定める。)における外部放射線に係る線量当量率等、別表93に定める測定項目について測定する。  (別表93の記載内容) ・周辺監視区域境界付近 空気中の粒子状放射性物質濃度 1ヶ月毎  【保安規定】 第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び施設保安課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。  【事故・災害対策運用要領】 第14条 機械保全課長、電気保全課長、施設保全課長、施設管理課長、安全管理課長、施設保安課長及び管理課長は、別表-5-1～3及び別表-6に定める器材を準備するとともに、定期的に点検する。  (別表-6の記載内容) ・自主的に備える機材及び資料 可搬型モニタリングポスト 1台 1回/年  機器仕様書、工場検査のメーカ基準及び関連するJIS規格を基に定めた保守点検要領書の判定基準(所定の値) ・γ線エネルギー分析装置 -分解能: ≤1.85keV -ピーク対コンプトン比: ≥60:1 -相対効率: ≥30% ・ガラス線量計リーダ - 相対基準誤差(Gy): ±5%以内 ・モニタリングポスト4ダストサンブラ -13.3kPaの時の流量が50 l/min以上 ・可搬型モニタリングポスト -基準値±20%以内	検査対象① ・試料放射能測定装置(γ線エネルギー分析装置) ・積算型線量計測定装置(ガラス線量計リーダ)  (a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。  (b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。  検査対象② ・モニタリングポスト4ダストサンブラ (モニタリングポスト4ダストサンブラ)  (a) 流量確認検査の結果が所定の値を満足していることを確認する。  (b) サンプリング状態とし、正常にサンプリングできることを確認する。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。  検査対象③ ・可搬型モニタリングポスト(可搬型モニタリングポスト)  (a) 校正の結果が所定の値を満足していることを確認する。  (b) 測定状態とし、正常に測定できることを確認する。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器の台数を確認する。	検査対象① ・試料放射能測定装置(γ線エネルギー分析装置) ・積算型線量計測定装置(ガラス線量計リーダ)  (a) 校正の結果が所定の値を満足していること。  (b) 正常に測定できること。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。  検査対象② ・モニタリングポスト4ダストサンブラ (モニタリングポスト4ダストサンブラ)  (a) 流量確認検査の結果が所定の値を満足していること。  (b) 正常にサンプリングできること。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。  検査対象③ ・可搬型モニタリングポスト(可搬型モニタリングポスト)  (a) 校正の結果が所定の値を満足していること。  (b) 正常に測定できること。  (c) (a)及び(b)の検査が共に良好判定の機器が規定台数以上であること。ただし、規定台数の定めがない機器は、1台以上であること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
30	気象観測設備の作動状況確認検査	30-1-1	作動状況確認検査	屋外管理用の主要な設備	251	気象観測設備	放出管理機能	・放出管理機能	<p>風車型風向風速計及び超音波型風向風速計のみ該当。 第三十三条 2項十五号 ナトリウム冷却型高速炉に係る発電用原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する装置を施設しなければならない。 ・敷地内における風向及び風速</p> <p>第三十三条 5項 第三号から第十五号までに掲げる事項(敷地内における風向及び風速)を計測する装置にあっては、計測結果を表示し、記録し、及びこれを保存することができるものでなければならない。</p>	<p>気体廃棄物の放出管理及び一般気象データ収集のために発電所敷地内で、気温、風向、風速、降雨量、日射量等を連続監視し、中央制御室で記録する設備を設ける。</p> <p>※もんじゅにて収集している気象データには、上記以外に放射収支量、温度差、湿度、感雨があり、その内、「放射収支量」が「等」に該当する放出管理のための性能維持設備である。これは、拡散のしやすさを表す「大気安定度」が放射性物質放出時の被ばく管理に用いられる放出管理上の重要データであり、当該データの算出に日射量と放射収支量が必要のためである。</p> <p>温度差、湿度、感雨は今回の検査対象範囲ではない。</p>	<p>【保安規定】 第118条 各課長は、別表118-1及び別表118-3に掲げる保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>別表118-1 (44)風向及び風速 (45)降雨量 (46)大気温度 記録の頻度：連続 保存期間：10年</p> <p>【風車型風向風速計】 地上気象観測指針(気象庁) 風向：±3°以内、風速10m/s以下は±0.3m/s以内、風速10m/s超は±3%以内 【超音波型風向風速計】 気象観測の手引き(気象庁)「13.2他の観測所のデータとの比較による品質管理」既設器と基準器の風向(方位)の相関性を確認する方法 参考 風向観測時の最小単位(1方位)を基準に、「風向は基準器との差が±1方位以内であること。」 気象測器検定期則第14条 「個別の器差、較差又は極差について告示で定める検定公差を超えるものでなければならない。」 気象庁検定基準(風速6m/s以下は±0.3m/s以内、風速6m/s超は±5%以内) 【温度計】 地上気象観測指針(気象庁) 基準(±0.5°C以内) 【放射収支計】 メーカの測定精度 ±5%以内=±0.015kW/m<sup>2</sup>以内 【日射計】 地上気象観測指針(気象庁) 基準(±0.03kW/m<sup>2</sup>以内) 【雨量計】 地上気象観測指針(気象庁) 最小測定単位(0.5mm) 注水量との差が、±0.5mm以内であること。</p>	<p>風車型風向風速計(2台)の作動状況確認検査を以下のとおり実施する。</p> <p>・風車型風向風速計発信器から模擬信号を入力し、中央制御室記録計の風向・風速の出力値が、風向は測定範囲0°~540°において、模擬信号入力値に対して、出力値が±3°以内であること。風速は測定範囲0~35m/sにおいて、模擬信号入力値に対して、入力値が10m/s以下の場合には出力値が±0.3m/s以内であること。また、入力値が10m/sを超える場合は出力値が入力値±3%以内(20m/sの場合は±0.6m/s、35m/sの場合は±1.1m/s)であることを確認する。</p> <p>・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていることを確認する。</p> <p>超音波型風向風速計(1台)の作動状況確認検査を以下のとおり実施する。</p> <p>・超音波型風向風速計発信器脇に設置した基準器の出力値と既設超音波型風向風速計の中央制御室記録計の出力値を比較し、風向は基準器との差が±1方位以内であること(静穏時を除く)。風速は基準器の風速が6m/s以下の場合には基準器との差が±0.3m/s以内であること。また、基準器の風速が6m/sを超える場合は基準器との差が±5%以内であることを確認する。但し、検査時が静穏(風速0.1m/s以下)の場合は、基準器の風速が0.1m/sを超えるまで待機し、風速0.1m/sを超えた時に検査を実施する。</p> <p>・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていることを確認する。</p> <p>温度計(1台)の作動状況確認検査を以下のとおり実施する。</p> <p>・温度計発信器脇に設置した基準器の出力値と既設温度計の中央制御室記録計の出力値を比較し、基準器との差が、±0.5°C以内であることを確認する。</p> <p>・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていることを確認する。</p>	<p>・風向は測定範囲0°~540°において、模擬信号入力値に対して、出力値が±3°以内であること。 ・風速は測定範囲0~35m/sにおいて、模擬信号入力値に対して、入力値が10m/s以下の場合には出力値が±0.3m/s以内であること。また、入力値が10m/sを超える場合は出力値が入力値±3%以内(20m/sの場合は±0.6m/s、35m/sの場合は±1.1m/s)であること。</p> <p>・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていること。</p> <p>・風向は基準器との差が±1方位以内であること。(静穏時を除く) ・風速は基準器の風速が6m/s以下の場合には基準器との差が±0.3m/s以内であること。また、基準器の風速が6m/sを超える場合は基準器との差が±5%以内であること。</p> <p>・基準器との差が±0.5°C以内であること。</p> <p>・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていること。</p>	検査③ 立会(一部記録確認)	○	

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
30	気象観測設備の作動状況確認検査	30-1-1	作動状況確認検査										放射収支計(1台)の作動状況確認検査を以下のとおり実施する。 ・放射収支計発信器に設置した基準器の出力値と既設放射収支計の中央制御室記録計の出力値を比較し、基準器との差が、 $\pm 0.015\text{kW/m}^2$ 以内であることを確認する。 ・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていることを確認する。	・基準器との差が $\pm 0.015\text{kW/m}^2$ 以内であること。 ・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていること。		
													日射計(1台)の作動状況確認検査を以下のとおり実施する。 ・日射計発信器に設置した基準器の出力値と既設日射計の中央制御室記録計の出力値を比較し、基準器との差が、 $\pm 0.03\text{kW/m}^2$ 以内であることを確認する。 ・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていることを確認する。	・基準器との差が $\pm 0.03\text{kW/m}^2$ 以内であること。 ・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていること。		
													雨量計(1台)の作動状況確認検査を以下のとおり実施する。 ・雨量計へ10mm注水し、雨量の中央制御室記録計の出力値と10mmの注水量との差が $\pm 0.5\text{mm}$ 以内であることを確認する。 ・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていることを確認する。	・10mmの注水量との差が $\pm 0.5\text{mm}$ 以内であること。 ・測定結果が中央制御室記録計に表示・記録されていること。		

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象														
31	消火設備の機能確認検査	31-1-1	炭酸ガス消火設備機能検査	消火設備	276	消火設備(火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器)	消火機能	・消火機能	(火災による損傷の防止) 第十一条 1項 二号 火災の感知及び消火のため、早期に火災発生を感知する設備及び早期に消火を行う設備を施設すること。	【火災検知設備】 ・火災を感知し、中央制御室へ警報を発報する火災検知設備を設けること。 ・必要に応じ、消火設備を起動させることができること。	-	-	1) 自動診断機能の試験結果が正常であることを確認する。 2) 特高開閉所設置の煙感知器を加煙した際、中央制御室の火災報知盤2に「諸警報(特高開閉所火災)」が発報することを確認する。 3) R型自動火災報知設備の煙感知器を1器加煙した際、中央制御室の火災報知盤2に「火災」警報が発報することを確認する。 4) 発信機の操作により、中央制御室の火災報知盤1に「連動有」の表示が点滅することを確認する。	1) 自動診断機能の試験結果が正常であることを確認する。 2) 特高開閉所設置の煙感知器を加煙した際、中央制御室の火災報知盤2に「諸警報(特高開閉所火災)」が発報することを確認する。 3) R型自動火災報知設備の煙感知器を加煙した際、中央制御室の火災報知盤2に「火災」警報が発報することを確認する。 4) 発信機の操作により、中央制御室の火災報知盤1に「連動有」の表示が点滅することを確認する。	31-1-1 検査③ 立会(一部記録確認)	○														
		31-2-1	水消火設備機能検査														【水消火設備】 ・消火ポンプは、電動消火ポンプ及び後備用としてディーゼル消火ポンプを設け、故障時の警報を中央制御室に発する。 ・火災検知設備からの信号を受け消火設備が起動すること。	【機器設計仕様書(屋内消火栓設備)D36-833Y-Z0 ・機器設計仕様書D36-831Y-Z1(ポンプ仕様:揚程85m、定格吐出量4,500ℓ/min) ・屋内消火栓設備の技術基準及び総務省消防庁点検要領(放水ノズルの放水圧力:0.17MPa以上0.7MPa以下) (放水量:130ℓ/min以上)	-	-	1) 自動火災報知設備の発信機を操作(ボタンを押す)し、火災報知盤1に「連動有」が表示され電動機駆動消火ポンプが起動することを確認する。 2) 電動機駆動消火ポンプの運転状態に異常(異音、異臭)がないことを確認する。 3) 電動機駆動消火ポンプの故障信号により電動機駆動消火ポンプが自動停止し、火災報知盤2に「消火ポンプ故障」警報が発報するとともに予備消火ポンプが起動することを確認する。 4) 予備消火ポンプの運転状態に異常(異音、異臭)がないことを確認する。 5) 電動機駆動消火ポンプ及び予備消火ポンプを用いた屋内消火栓の放水圧力が0.17MPa以上0.7MPa以下であることを確認する。 6) 電動機駆動消火ポンプ及び予備消火ポンプを用いた屋内消火栓の放水量が130ℓ/min以上であることを確認する。 7) 泡消火設備操作盤内の消火ポンプ起動スイッチを押し、電動機駆動消火ポンプが起動することを確認する。	1) 自動火災報知設備の発信機を操作(ボタンを押す)し、火災報知盤1に「連動有」が表示され電動機駆動消火ポンプが起動することを確認する。 2) 電動機駆動消火ポンプの運転状態に異常(異音、異臭)がないことを確認する。 3) 電動機駆動消火ポンプの故障信号により電動機駆動消火ポンプが自動停止し、火災報知盤2に「消火ポンプ故障」警報が発報するとともに予備消火ポンプが起動することを確認する。 4) 予備消火ポンプの運転状態に異常(異音、異臭)がないことを確認する。 5) 屋内消火栓の放水圧力が0.17MPa以上0.7MPa以下であることを確認する。 6) 屋内消火栓の放水量が130ℓ/min以上であることを確認する。 7) 泡消火設備操作盤内の消火ポンプ起動スイッチを押し、電動機駆動消火ポンプが起動することを確認する。	31-2-1 検査③ 立会							
		31-3-1	泡消火設備機能検査																					【泡消火設備】 泡消火設備を設置する。	-	-	-	1) 炭酸ガス貯蔵容器に有意な損傷がないことを確認する。 2) ディーゼル発電機室操作盤を開放することで警報が発報することを確認する。 3) 配管について、変形、損傷、著しい腐食がないことを確認する。	1) 炭酸ガス貯蔵容器に有意な損傷がないことを確認する。 2) ディーゼル発電機室操作盤を開放することで警報が発報することを確認する。 3) 配管について、変形、損傷、著しい腐食がないことを確認する。	31-3-1 検査③ 立会(一部記録確認)
		31-4-1	可搬式消火器機能検査																											

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
32	排水処理設備の機能確認検査	32-1-1	排水処理設備機能確認検査	排水処理設備	277	排水処理設備	プラント運転補助機能	・排水処理機能		14.7.1 概要 本原子炉施設から排出される廃液のうち、放射能を含む廃液及び生活排水を除く廃液を処理する設備として排水処理設備を設ける。処理する主な廃液は復水脱塩装置再生廃液、淡水供給設備純水装置再生廃液、及びタービン設備、補助蒸気設備のフロー水等である。これらの廃液は、必要に応じてpH調整、浮遊物量調整を行って排出される。  14.7.2 主要設備 本設備は、排水貯槽、凝集沈殿槽、ろ過器、濃縮槽等から構成される。復水脱塩装置、淡水供給設備等からの廃液は、pH調整後、凝集沈殿槽にて浮遊物質の凝集沈殿が行われ、廃水はろ過器でろ過した後排出される。		系統設計仕様書D31-483Y-A001	排水処理設備の運転状態に異常がないことを以下により確認する。  ①設備別手順書に基づき、排水貯槽Bから排水貯槽Cへの移送、排水貯槽Cから排水貯槽Aへの移送及び排水貯槽Aの処理・放流の運転状態に異常がないことを確認する。  ②排水処理設備の配管(弁、その他構成機器を含む。)に可視範囲で変形、腐食孔及び漏れがないことを確認する。	排水処理設備の運転状態に異常がないこと。	検査③ 立会	○
33	非常時の対応設備の配備状況の確認検査	33-4-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その4)	事務管理建物	14	事務管理建物(緊急時対策所)	通信・連絡機能	・通信・連絡機能	(緊急時対策所) 第四十五条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に施設しなければならない。 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。  (解釈[抜粋]) 1 第45条に規定する「緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、関係要員が必要な期間にわたり滞在でき、原子炉制御室内の運転員を介さずに事故状態等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所内の関係要員に指示できる通信連絡設備、並びに発電所外関連箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて連絡できる通信連絡設備及びデータを伝送できる設備を施設しなければならない。(以下省略)	発電所内外との通信、連絡設備を有すること。 添付書類ハ 2.5.14 事務管理建物 事務管理建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり、本建物には、事務室、食堂等を設ける。 緊急時に適切な指令又は連絡を行うための必要な期間にわたり安全に滞在でき、事故状態を把握するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さずに収集するデータ収集装置を設け、かつ、発電所内外との通信、連絡設備を有する発電所緊急時対策所を事務所内の一室に設けることのできるものとする。		【原子炉施設保安規定(抜粋)】 (器材の整備) 第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び機械保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。  ○災害対策管理要領(MQAP716)(資機材等の整備) 第12条 異常事象、非常事態発生時等に必要な資機材等(「原子力事業者防災業務計画」に定める資機材も含む)を以下のとおり定める。 (1)保安規定第107条に基づき、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等を別表-6-1「保安規定第107条に基づき定められた器材」に定める。 2 各課長は、前項に定めた資機材を準備し、次のとおり点検を行う。 (1)別表-6-1、別表-6-2、別表-6-3-A及び別表-6-4に定めた資機材について、同表に定める所管課長は、所定の頻度・方法で点検・整備を実施し、各資機材が常に使用できる状態にあることを確認する。不具合が認められた場合は速やかに修理する又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合、必要に応じて代替品を準備する。 また、別表-6-3-Aに定めた資機材を点検又は修理する際の必要数量の確保については、「電源機能喪失時等の体制の整備要領(MQ716-15)」に基づき対応する。  【高速増殖 原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画(令和4年4月)】 第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 3. その他原子力防災関連資機材等の整備 原子力防災管理者は、前項に加え別表2-3-5に定める原子力防災関連資機材及び別表2-3-6に定めるコンビアクションシート対策等に関する資機材については、別表2-3-1を自安に設置する。 もんじゅ各室課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合には、必要に応じ代替品を準備する。	【NTT電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話】 員数確認:事務管理建物B1Fに所定の数量が配備されていることを確認する。 動作確認:NTT電話回線、携帯電話、衛星電話は、通話が可能であることを確認する。 ファクシミリ装置は、送信が可能であることを確認する。 【SPDS(もんじゅ原子炉安全状態監視装置)】 員数確認:事務管理建物B1Fに一式が配備されていることを確認する。 動作確認:データ(トレンドグラフ)が表示できること、1分間隔で10分間ERSSへの伝送が行われていることを確認する。	【NTT電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話】 員数確認:事務管理建物B1Fに所定の数量が配備されていることを確認する。 動作確認:NTT電話回線、携帯電話、衛星電話は、通話が可能であることを確認する。 ファクシミリ装置は、送信が可能であることを確認する。 【SPDS(もんじゅ原子炉安全状態監視装置)】 員数確認:事務管理建物B1Fに一式が配備されていることを確認する。 動作確認:データ(トレンドグラフ)が表示できること、1分間隔で10分間ERSSへの伝送が行われていることを確認する。	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
33	非常時の対応設備の配備状況の確認検査	33-4-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その4)									第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検 5. SPDS 施設保安課長は、もんじゅにおけるプラントに係るデータ表示システム(以下「SPDS」という。)を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 6. SPDSによる国へのデータ伝送 (1)(略) (2)施設保安課長は、別表2-5-19に定めるデータをERSSに伝送するためのシステムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。 (3)(略)					
		33-3-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その3)(電源車)	電源供給設備	278	移動式電源車	電源応急復旧機能	・電源供給機能			一廃止措置計画より 六 性能維持施設(抜粋) 緊急時において電源供給…移動式電源車…についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。  第6-1図 その他の施設の配置図 第6-2図 移動式電源車 説明図 第6-3図 タンクローリー 説明図	一廃止措置計画より 六 性能維持施設(抜粋) 緊急時において電源供給…移動式電源車…についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。  第6-1図 その他の施設の配置図 第6-2図 移動式電源車 説明図 第6-3図 タンクローリー 説明図	・保安規定 第6-1表 供給電源容量:300kVA ・災害対策管理要領(MQAP716) 別表-6-3 保安規定第24条の2に基づき定めた資機材(1/2) 電源機能喪失時等対応資機材 ○移動式電源車:2台(予備1台を含む) ○接続ケーブル:一式 ○活動照明用小型発電機:1台 ○活動照明器具:2灯 点検頻度:1回/年  ・全交流電源喪失時の移動式電源車による所内電源接続手順書(MQ716-16) ○移動式電源車:1台* ○接続ケーブル:一式 ○活動照明用小型発電機:1台 ○活動照明器具:2灯 点検頻度:1回/年 ※移動式電源車及びタンクローリーについては、点検等で必要数量の確保が不可能な場合に備え、予備を1台保有する。  参考-5「移動式電源車の基本性能」 ○発電機 型式:ブラシレス三相交流同期発電機 定格出力:300kVA 電圧:6600V 電流:26.2A 相数:3φ(3線式) 周波数:60Hz 電圧調整範囲:±5%(手動調整) 電圧変動率:±3.5%(整定値) 力率:0.8 過速度耐力:120%速度で1分間 効率:90%以上 絶縁種別:F種 ○エンジン 型式:単動4サイクル型直接噴射式 総排気量:11.970cc 軸出力:360PS 回転速度:1800min <sup>-1</sup> オイル容量:23リットル 冷却水容量:34リットル 燃料消費量:定格出力において250g/kw・h(比重0.85で約88リットル/h) 燃料タンク容量:225リットル  参考図-1「構内概略平面」	①移動式電源車が、負荷運転時に定格電圧(6600±340V)、周波数(60±3Hz)、定格出力(300kVA)にて運転可能であることを、至近の点検記録により確認する。 ②移動式電源車を、電源接続盤に接続可能な位置まで走行させ、移動式電源車が走行可能であることを確認する。 ③移動式電源車を、無負荷運転で起動し、定格電圧(6600±340V)、周波数(60±3Hz)が出力されること、機関に異常な振動、漏えいがないことを確認する。 ④移動式電源車及び資機材が、所定の位置に定められた数量が配備 <sup>※1)</sup> されていることを確認する。  【所定の位置】 「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画認可申請書」第6-1表「性能維持施設」に定められる位置に保管されていること。  【定められた数量】 ・移動式電源車:1台 <sup>※2)</sup> ・接続ケーブル:一式 ・活動照明用小型発電機:1台 ・活動照明器具:2灯  ※2)移動式電源車については、点検等で必要数量の確保が不可能な場合に備え、予備を1台保有するため、同様に検査する。	①移動式電源車が、負荷運転時に定格電圧(6600±340V)、周波数(60±3Hz)、定格出力(300kVA)にて運転可能であることを、至近の点検記録により確認する。 ②移動式電源車を、電源接続盤に接続可能な位置まで走行させ、移動式電源車が走行可能であることを確認する。 ③移動式電源車を、無負荷運転時に定格電圧(6600±340V)、周波数(60±3Hz)が出力されること、機関に異常な振動、漏えいがないことを確認する。 ④移動式電源車及び資機材が、所定の位置に定められた数量が配備されていること。	検査③ 立会(一部記録確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
33	非常時の対応設備の配備状況の確認検査	33-3-2	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その3)(タンクローリー)	電源供給設備	279	タンクローリー	電源応急復旧機能	・移動式電源車燃料供給機能	・消防法 ○第十四条の三の二 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期的に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。 ○第十条第四項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。 ○第十二条第一項 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。	廃止措置計画より 大 性能維持施設 (抜粋) 緊急時において電源供給…移動式電源車…についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。 第6-1図 その他の施設の配置図 第6-2図 移動式電源車 説明図 第6-3図 タンクローリー 説明図		・廃止措置計画 第6-1表 最大容量:4,000L×2台 ・災害対策管理要領(MQAP716) 別表-6-3 保安規定第24条の2に基づき定めた資機材(1/3) 電源機能喪失時等対応資機材 ○タンクローリー:3台(予備1台を含む) 点検頻度:1回/年 ・全交流電源喪失時の移動式電源車による所内電源接続手順書(MQ716-16) ○タンクローリー:2台※ 点検頻度:1回/年 ※移動式電源車及びタンクローリーについては、点検等が必要数量の確保が不可能な場合に備え、予備を1台保有する。 ・消防法に基づく「完成検査済証」 ○タンクローリー(1号車) 車名及び型式:ニッサンディーゼル BDG-MK36C 類別:第4類 品名:第2石油類 化学名:軽油 最大容量:4,000L 完成検査番号:第22号 ○タンクローリー(2号車) 車名及び型式:UDトラック TKG-MK38L 類別:第4類 品名:第2石油類 化学名:軽油 最大容量:4,000L 完成検査番号:第23号 ○タンクローリー(3号車) 車名及び型式:日野 2KG-FC2ABA 類別:第4類 品名:第2石油類 化学名:軽油 最大容量:4,000L 完成検査番号:第9号	①タンクローリーからの燃料供給が可能であることを、直近の点検記録により確認する。 ②タンクローリーの外観を自視にて、著しい損傷・変形がないことを確認する。 ③タンクローリーを第1倉庫付近まで走行させ、タンクローリーが走行可能であることを確認する。 ④タンクローリーが、所定の位置に定められた数量が配備されていることを確認する。 ※3)以下により配備状況を確認する。 【所定の位置】 「高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画認可申請書」第6-1表「性能維持施設」に定められる位置に保管されていること。 【定められた数量】 ・タンクローリー1号車 最大容量:4,000L <sup>※4)</sup> ・タンクローリー2号車 最大容量:4,000L <sup>※4)</sup> ・タンクローリー3号車 <sup>※5)</sup> 最大容量:4,000L <sup>※4)</sup> ※4) 消防法に基づく「完成検査済証」より引用。 ※5) タンクローリーについては、点検等が必要数量の確保が不可能な場合に備え、予備を1台保有するため、同様に検査する。	①タンクローリーからの燃料供給が可能であること。 ②タンクローリーの外観を自視にて、著しい損傷・変形がないこと。 ③タンクローリーを第1倉庫付近まで走行させ、タンクローリーが走行可能であること。 ④タンクローリーが、所定の位置に定められた数量が配備されていること。	検査③ 立会(一部記録 確認)	○
		33-2-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その2)	がれき撤去設備	280	ホイールローダー	がれき撤去機能	・がれき撤去機能				・廃止措置計画 第6-1表 バケット容量:2.0 m <sup>3</sup> 掘起力:93 kN ・原子炉施設保安規定(電源機能喪失時等の体制の整備)(抜粋) 第24条の2 施設保安課長は、…次の各号に掲げる事項を含む計画を「災害対策管理要領」の下に策定し、安全・品質保証部長の確認を受け、所長の承認を得る。 (4) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備及び定期的な点検 ・災害対策管理要領(MQAP716)(抜粋) (資機材の整備) 第12条の2 各課長は、別表-6-1から別表-6-4に定めた資機材を準備するとともに、同別表に規定した頻度・方法で点検・整備を実施し、各資機材が常に使用できる状態にあることを確認し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。または、代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理を行う場合、必要に応じて代替品を準備する。 ・労働安全衛生規則(定期自主検査)(抜粋) 第百六十七條 事業者は、車両系建設機械については、一年以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。 ただし、一年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。	・バケットに有意な損傷がないことを自視により確認する。 ・ホイールローダーについて、前進及び後退し、集中警告灯が点灯しないこと、かつ、警告ブザーが鳴ることなく円滑に発進及び停止ができることを確認する。 ・リフトアームについて、上げ及び下げ操作を実施し、集中警告灯が点灯しないこと、かつ、警告ブザーが鳴ることなく円滑に上下動作ができることを確認する。 また、上げ時に一定の高さでバケット保持できることを確認する。 ・バケットについて、チルト位置→ダンブ位置→チルト位置へ変更操作を実施し、集中警告灯が点灯しないこと、かつ、警告ブザーが鳴ることなく円滑に変更できることを確認する。 ・ホイールローダーが高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画認可申請書 第6-1表「性能維持施設」に定められる位置に災害対策管理要領(MQAP716)の別表-6-3に定められた必要台数(1台)が設置されていることを確認する。	・バケットに有意な損傷がないこと。 ・ホイールローダーについて、前進及び後退し、集中警告灯が点灯しないこと、かつ、警告ブザーが鳴ることなく円滑に発進及び停止ができること。 ・リフトアームについて、上げ及び下げ操作を実施し、集中警告灯が点灯しないこと、かつ、警告ブザーが鳴ることなく円滑に上下動作ができること。また、上げ時に一定の高さでバケット保持できること。 ・バケットについて、チルト位置→ダンブ位置→チルト位置へ変更操作を実施し、集中警告灯が点灯しないこと、かつ、警告ブザーが鳴ることなく円滑に変更できること。	検査③ 立会(一部記録 確認)	○

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
33	非常時の対応設備の配備状況の確認検査	33-4-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その4)	火災対応設備	281	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	大規模火災に対する消火機能	・泡消火機能				<p>化学消防自動車、水槽付消防自動車</p> <p>・原子炉施設保安規定 別表24 400ℓ/minの泡放射を同時に2口行うことが可能</p> <p>・原子炉施設保安規定(抜粋) (地震・火災等発生時の対応) 第24条 当直長は、地震・火災発生時は次の措置を講じ、施設管理課長に報告する。 3 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置を講じる。 (3) 施設保安課長は、初期消火活動を行うため、別表24に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備するとともに、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施する。 別表24 400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること (電源機能喪失時等の体制の整備) 第24条の2 施設保安課長は、原子炉施設内において溢水(以下「内部溢水」という。)が発生した場合、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故(以下「重大事故等」という。)が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大空航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損傷(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合(以下、これらを総称して「電源機能喪失時等」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制を整備する (4) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備及び定期的な点検</p> <p>(器材の整備) 第107条 施設保安課長、管理課長、安全管理課長及び機械保全課長は、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等をあらかじめ準備し、「災害対策管理要領」に従い定期的な点検を実施して常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>・高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画認可申請書 第6-1表 性能維持施設 位置、構造及び設備：第6-1図及び第6-5図(消防自動車のみ)に示す</p> <p>・災害対策管理要領(MQAP716) (抜粋) (資機材等の整備) 第12条 (1) 保安規定第107条に基づき、非常事態対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線管理用計測器等を別表-6-1「保安規定第107条に基づき定めた器材」に定める。 (2) 保安規定第24条に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために、専用回線を使用した通報設備、初期消火活動のための化学消防自動車及び泡消火薬剤、その他初期消火活動に必要な資機材を別表-6-2「保安規定第24条に基づき定めた資機材」に定める。 (3) 保安規定第24条の2に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を別表-6-3-A「保安規定第24条の2に基づき定めた資機材」に定める。 また、活動を行うために必要な設備を別表-6-3-B「保安規定第24条の2に基づき定めた設備」に定める。</p>	<p>化学消防自動車、水槽付消防自動車</p> <p>・原子炉施設廃止措置計画認可申請書 第6-1表 性能維持施設に定められている位置に必要な台数配備されていること。</p> <p>・外観に消火活動に影響のある変形、破損及び水・油漏れ等がないこと。 ・搭載品が搭載され消火活動に影響のある変形、破損がないこと。 ・前進及び後退し、円滑に前進及び停止ができること。 ・放水試験を実施し、0.35MPa以上(400ℓ/min以上)の泡放射を同時に2口行うことが可能であること。</p>	<p>化学消防自動車、水槽付消防自動車</p> <p>・原子炉施設廃止措置計画認可申請書 第6-1表 性能維持施設に定められている位置に必要な台数配備されていること。</p> <p>・外観に消火活動に影響のある変形、破損及び水・油漏れ等がないこと。 ・搭載品が搭載され消火活動に影響のある変形、破損がないこと。 ・前進及び後退し、円滑に前進及び停止ができること。 ・放水試験を実施し、0.35MPa以上(400ℓ/min以上)の泡放射を同時に2口行うことが可能であること。</p>	<p>検査③ 立会(一部記録 確認)</p>	○	



分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象	
33	非常時の対応設備の配備状況の確認検査	33-1-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その1)	火災対応設備	281	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	大規模火災に対する消火機能	・泡消火機能				<p>【可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル】                      ・廃止措置計画認可申請書 第6-1表                      泡溶液の放射量11,200ℓ/min以上                      ・廃止措置計画認可申請書 添付書類 四                      配備予定の可搬型消火設備は、可搬型中容量ポンプ4台、放水銃、泡消火薬剤混合ノズルの組合せを1セットとし、これを3セット配備する。可搬型消火設備は3セットを同時に使用することで空港業務マニュアルにあるカテゴリ-10の規定を満足する放水能力を確保する。可搬型消火設備は、分散配置することで同時に機能喪失しない設計とする。可搬型消火設備は、火災の発生場所に応じて、運搬して使用する。可搬型消火設備の動的機器である可搬型中容量ポンプについては、故障に備え、消火のために使用する12台に加えて、予備として4台を整備する。</p> <p>・可搬型ポンプ及び海水汲み上げ用水中ポンプ等購入 要領書(Q42-830Y-18221-01)                      クロスファイアー放水銃                      3,800ℓ/min at 0.7MPa</p> <p>・電源機能喪失時等の体制の整備要領(MQ716-15)別表-4                      (施設番号282,283,284,285,286についても同様)</p>	<p>【可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル】                      ・各泡消火薬剤混合ノズルを使用し泡の放出ができることを確認する。                      ・可搬型消火設備1セットあたりの吐出圧力が0.7MPa(3,800ℓ/min)であることを確認し、可搬型消火設備3セットの泡溶液の放射量が11,200ℓ/min以上であることを確認する。                      ・各放水銃に有意な損傷がないことを確認する。                      ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていることを確認する。</p>	<p>【可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル】                      ・各泡消火薬剤混合ノズルを使用し泡の放出ができること。                      ・泡溶液の放射量が11,200ℓ/min以上であること。                      ・各放水銃に有意な損傷がないこと。                      ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていること。</p>	検査③ 立会	○	
		33-1-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その1)	火災対応設備	282	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	燃料池の水位確保機能	・燃料池への給水				<p>【可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル】                      事故時の周辺公衆のスクライヤン線による被ばくを低減する観点からの給水による水位確保は必要であり、その方策について、必要な資機材等を整備する。</p>		検査③ 立会	○		
		33-1-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その1)	火災対応設備	283	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	放射性物質拡散抑制機能	・放射性物質拡散抑制機能				<p>【可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル】                      可搬型消火設備を使用して放水することで、大気中への放射性物質の拡散を抑制する。放水に当たっては、建物内の放射性物質を含んだ排気の経路を考慮し、建物外に放出する開口箇所で集中的に運用する。排気経路が定まらない場合は、建物を囲うよう可搬型消火設備を配置し、風向に合わせて、ナトリウムと水との反応を避けながら運用する。可搬型中容量ポンプ9台を接続することで、低所(EL27.0 m)からの放水でも、原子炉建物の最頂部(89.5 m)高さまでの放水を実施する体制を整備する。</p>		検査③ 立会	○		

分類番号	分類名	検査項目番号	検査項目名称	設備等の区分	施設番号	設備(建屋)名称	維持機能	維持機能(詳細)	技術基準	設置許可	工認(機能、性能)	保安規定、その他設計仕様等	確認と記録	判定基準	立会程度	第2回定期事業者検査対象
33	非常時の対応設備の配備状況の確認検査	33-4-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その4)	火災対応設備	282	可搬型消火設備(消防自動車)	燃料池の水位確保機能	・燃料池への給水	-	-	-	施設番号:281と同様	施設番号:281と同様	施設番号:281と同様	検査③立会(一部記録確認)	○
		33-4-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その4)	火災対応設備	283	可搬型消火設備(消防自動車)	放射性物質拡散抑制機能	・放射性物質拡散抑制機能	-	-	-	施設番号:281と同様	施設番号:281と同様	施設番号:281と同様	検査③立会(一部記録確認)	○
		33-1-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その1)	火災対応設備	284	水槽	可搬型ポンプ運転補助機能	・消火水源確保機能	-	-	-	・廃止措置計画 第6-1表 容量:40m <sup>3</sup>	・水槽内の水位が水槽上部スラブ以上であることを確認する。 ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていることを確認する。	・水槽内の水位が水槽上部スラブ以上であることを確認する。 ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていることを確認する。	検査③立会	○
		33-1-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その1)	火災対応設備	285	海水汲み上げ用水中ポンプ	海水供給機能	・海水供給機能	-	-	-	・廃止措置計画 第6-1表 合計容量:8,000ℓ/min	海水汲み上げ用水中ポンプ1台あたりの吐出圧が0.89MPa以上であり、流量が2,000ℓ/min以上であることを確認する。 ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていることを確認する。	海水汲み上げ用水中ポンプ1台あたりの吐出圧が0.89MPa以上であり、流量が2,000ℓ/min以上であることを確認する。 ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていることを確認する。	検査③立会	○
		33-1-1	非常時の対応設備の配備状況の確認検査(その1)	火災対応設備	286	不整地走行用特殊車両	火災対応設備運搬機能	・火災対応設備運搬機能	-	-	-	・廃止措置計画 第6-1表 積載荷重:4.8t ・クレーン等安全規則 ・労働安全衛生規則	【不整地走行用特殊車両(不整地運搬車)】 試験荷重(約5t)を積載し、走行できることを確認する。 【不整地走行用特殊車両(クローラークレーン)】 ・任意の試験荷重を吊上げ、各動作(巻上下、旋回、起伏、伸縮)が異常なくできること、過負荷防止装置が正常に動作することを確認する。 ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていることを確認する。	【不整地走行用特殊車両(不整地運搬車)】 試験荷重(約5t)を積載し、走行できること。 【不整地走行用特殊車両(クローラークレーン)】 ・任意の試験荷重を吊上げ、各動作(巻上下、旋回、起伏、伸縮)が異常なくできること、過負荷防止装置が正常に動作することを確認する。 ・資機材が所定の位置に定められた数量配備されていることを確認する。	検査③立会	○